

# 関東信越厚生局の事業年報

(令和4年度)

厚生労働省 関東信越厚生局

## は じ め に

関東信越厚生局は、関東甲信越地域の1都9県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県）における厚生行政の実施機関として、医療、健康保険、年金、地域包括ケアシステム構築、福祉保健、食品衛生、薬事監視、麻薬取締などに関する業務を行っております。

令和4年度は、依然として新型コロナウイルス感染症の流行が収まらない状況の下、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業が一部ありましたが、オンラインによる講習会の開催やリモートによる会議の実施など、感染拡大とまらない方法で事業を進め、できる限り予定どおりに業務を実施するように努めて参りました。また、令和元年度から新型コロナウイルス感染症対策の一環として、空港等の検疫業務支援や厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部に職員を派遣しました。その後、新型コロナウイルス感染症の指定感染症としての位置付けが、令和5年5月8日以降、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」にされたことから、これらの職員派遣を終了しました。今後とも、関東甲信越地域における厚生行政の拠点として、国民の皆様の行政サービスに対するニーズの高度化・多様化に応え、きめ細かな行政サービスを提供して参ります。

本書は、令和4年度に関東信越厚生局が実施した事業について、業務実績や関係資料をまとめたものです。

なお、第VI章においては、関東信越厚生局がこれまで取り組んで参りました空港等の検疫業務支援など新型コロナウイルス感染症対策についてまとめました。引き続き、関東信越厚生局の業務や厚生行政に対するご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和5年8月

## 目次

## 第Ⅰ章 関東信越厚生局の業務概要・基本理念等

- 1. [関東信越厚生局の業務概要](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2. [関東信越厚生局の基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ](#)・・・・・・・・・・3
- 3. [関東信越厚生局の組織体制](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

## 第Ⅱ章 業務概況（実績）

## （総務課）

- 1. [情報公開・個人情報開示の推進について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2. [年金特別会計にかかる国有財産の管理及び処分について](#)・・・・・・・・・・・・・7

## （企画調整課）

- 1. [関東信越地方社会保険医療協議会の運営について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2. [国民の皆様からの「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 3. [「国民の皆様の声」について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4. [公益通報について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

## （年金指導課）

- 1. [日本年金機構の業務に係る認可について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2. [厚生年金保険料等の納付の猶予について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

## （年金調整課）

- 1. [社会保険労務士に関する業務について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 2. [年金委員に関する業務について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 3. [学生納付特例事務法人に関する業務について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 4. [保険料納付確認団体に関する業務について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 5. [国民年金等事務取扱交付金に関する業務について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 6. [健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 7. [年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

## （年金審査課・各年金審査分室）

- 1. [年金記録の訂正手続きについて](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 2. [関東信越地方年金記録訂正審議会について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

## （健康福祉課）

- 1. [生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 2. [三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体等及び四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 3. [温室効果ガス排出量の算定・エネルギーの使用量に関する目標・報告・公表制度に係る業務について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 4. [民生委員・児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 5. [施設整備に係る補助金等について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 6. [義務的経費に係る補助金等について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 7. [財産処分について](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

8. 児童扶養手当支給事務指導監査について	30
9. 保護施設に対する指導監査について	31
10. 生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）について	31
11. 生活保護法に規定する指定医療機関への指導等について	32
12. 障害者自立支援等業務実地指導等について	32
13. 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査について	33
14. 各種養成施設等の指定及び監督について	34
15. 社会福祉士実習演習担当教員講習会及び社会福祉士実習指導者講習会並びに介護教員講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施届出及び変更届出の受理について	36
16. 実務者研修教員講習会の実施届の受理について	36
17. 医療的ケア教員講習会の実施届の受理について	37
18. 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に関する業務について	37
19. 経営力向上計画について	38
<b>(医事課)</b>	
1. 臨床研修に関する業務	
1-1 医師の臨床研修について（臨床研修費等補助金含む）	39
1-2 歯科医師の臨床研修について	40
2. 医療の安全に関する取組の普及及び啓発について	42
3. 関東信越厚生局管内の健康危機管理体制の整備について	42
4. 医師の確保について	42
5. 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施について	43
6. 医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等について	43
7. 再生医療等の安全性の確保について	44
8. 看護師の特定行為に係る研修の実施体制の確保について	45
9. 臨床研究に対する信頼の確保について	46
10. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務について	47
11. 災害時における医療の確保の支援に関する業務について	47
12. 医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定に関する業務について	47
<b>(薬事監視指導課)</b>	
1. 医薬品及び再生医療等製品の製造業等の許可について	48
2. 輸入確認証の発給業務について	49
<b>(食品衛生課)</b>	
1. 食中毒に係る調整事務について	50
2. 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督等について	51
3. HACCPの普及促進に係る業務について	52
4. 輸出食肉認定施設に対する指導、確認及び査察について	53
5. 輸出食肉製品取扱施設の認定及び査察等について	54
6. 輸出水産食品施設の認定、査察等及び衛生証明書の発行について	55
7. 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止に関する関係機関との連携について	57
8. 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションについて	58

**(地域包括ケア推進課)**

- [1. 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について](#) . . . . . 59
- [2. 関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会等の設置・運営について](#) . . . . . 59
- [3. 地域包括ケア推進支援について](#) . . . . . 59
- [4. 地域包括ケア推進状況の把握及び助言・支援について](#) . . . . . 60
- [5. 講演と後援について](#) . . . . . 60
- [6. 地域における公的介護施設等の整備計画の認定等について](#) . . . . . 60
- [7. 地域支援事業交付金の執行について](#) . . . . . 61
- [8. 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の設備・介護従事者の確保）  
について](#) . . . . . 61
- [9. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について](#) . . . . . 61
- [10. 介護保険事業（支援）計画の作成・進捗状況の把握及び助言・支援  
について](#) . . . . . 62

**(保険課)**

- [1. 健康保険組合について](#) . . . . . 63
- [2. 全国健康保険協会支部について](#) . . . . . 64
- [3. 医療保険制度の概要について](#) . . . . . 64

**(企業年金課)**

- [1. 確定拠出年金について](#) . . . . . 66
- [2. 確定給付企業年金について](#) . . . . . 66
- [3. 厚生年金基金について](#) . . . . . 67
- [4. 国民年金基金について](#) . . . . . 68

**(管理課)**

- [1. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る  
証明について](#) . . . . . 70
- [2. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明について](#) . . . . . 71
- [3. 社会保険診療報酬支払基金の監査について](#) . . . . . 71
- [4. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・  
指導監督について](#) . . . . . 72
- [5. 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について](#) . . . . . 74

**(医療課)**

- [1. 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査業務について](#) . . . . . 76
- [2. 保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等に対する指導監査  
について](#) . . . . . 77

**(調査課)**

- [1. 保険医療指導部門の情報公開請求について](#) . . . . . 79

**(特別指導第一課、第二課)**

- [1. 特定事項に関する監督について](#) . . . . . 80

**(指導監査課・各都県事務所)**

- [1. 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査について](#) . . . . . 81
- [2. 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について](#) . . . . . 83
- [3. 関東信越地方社会保険医療協議会各部会の運営について](#) . . . . . 86

**(麻薬取締部)**

- [1. 麻薬取締部の業務について](#) . . . . . 87

2. <a href="#">薬物犯罪の取締りについて</a> . . . . .	87
3. <a href="#">正規麻薬などの流通に対する指導・監督について</a> . . . . .	87
4. <a href="#">再乱用防止対策について</a> . . . . .	88
5. <a href="#">薬物乱用防止啓発活動について</a> . . . . .	88
<b>(社会保険審査事務室)</b>	
1. <a href="#">社会保険審査官が行う事務等について</a> . . . . .	89
<b>第三章 不正事案への対応など</b>	
1. <a href="#">薬物犯罪の取締り</a> . . . . .	92
2. <a href="#">保険医療機関等の指定の取消・保険医等の登録の取消</a> . . . . .	93
<b>第四章 指導監査等の実績・主な指摘事項等</b>	
1. <a href="#">健康福祉課関係</a> . . . . .	95
2. <a href="#">食品衛生課関係</a> . . . . .	100
3. <a href="#">保険課関係</a> . . . . .	103
4. <a href="#">企業年金課関係</a> . . . . .	107
5. <a href="#">指導監査課・各都県事務所関係</a> . . . . .	108
<b>第五章 資料・データ集</b>	
1. <a href="#">主な所掌業務(課別)</a> . . . . .	113
2. <a href="#">所在地・連絡先一覧</a> . . . . .	118
3. <a href="#">所掌事務に係る参考資料・データ集(課別)</a>	
<b>(総務課関係)</b>	
1. <a href="#">国有財産の処理状況</a> . . . . .	121
<b>(企画調整課関係)</b>	
1. <a href="#">関東信越地方社会保険医療協議会部会ごとの保険医療機関及び保険薬局の審議状況</a> . . . . .	123
<b>(年金指導課関係)</b>	
1. <a href="#">認可等件数の推移</a> . . . . .	125
<b>(年金調整課関係)</b>	
1. <a href="#">社会保険労務士会員数</a> . . . . .	126
2. <a href="#">年金委員委嘱件数</a> . . . . .	127
3. <a href="#">年金委員解嘱件数</a> . . . . .	127
4. <a href="#">年金委員委嘱者数</a> . . . . .	127
5. <a href="#">学生納付特例事務法人一覧表</a> . . . . .	128
6. <a href="#">国民年金等事務取扱交付金交付実績</a> . . . . .	132
7. <a href="#">健康保険事務指定市町村交付金交付実績</a> . . . . .	133
8. <a href="#">年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付実績</a> . . . . .	133
<b>(年金審査課・各年金審査分室関係)</b>	
1. <a href="#">令和4年度 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況</a> . . . . .	135
2. <a href="#">令和3年度 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況</a> . . . . .	136
3. <a href="#">令和2年度 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況</a> . . . . .	137
<b>(健康福祉課関係)</b>	
1. <a href="#">指定医療機関等の指定等の状況</a> . . . . .	138

2. <u>三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体等及び四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督の状況</u> . . . . .	138
3. <u>温室効果ガス排出量の算定・エネルギーの使用量に関する目標・報告・公表制度に係る処理の状況</u> . . . . .	138
4. <u>民生委員・児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名の状況</u> . . . . .	138
5. <u>児童扶養手当支給事務指導監査の状況</u> . . . . .	139
6. <u>保護施設に対する指導監査の状況</u> . . . . .	139
7. <u>生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正）の状況</u> . . . . .	139
8. <u>生活保護法に規定する指定医療機関への指導等の状況</u> . . . . .	139
9. <u>障害者自立支援等業務実地指導の実施実績</u> . . . . .	139
10. <u>障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査の状況</u> . . . . .	139
11. <u>経営力向上計画の認定状況</u> . . . . .	139
12. <u>補助金等の交付の状況</u> . . . . .	140
13. <u>激甚災害に伴う特別財政援助に係る交付決定の状況</u> . . . . .	141
14. <u>財産処分の処理の状況</u> . . . . .	141
15. <u>都県別養成施設（所）学校数</u> . . . . .	141
16. <u>各種養成施設等の指定・廃止の年度別推移</u> . . . . .	142
17. <u>令和4年度に指定した養成施設（所）一覧</u> . . . . .	142
18. <u>令和4年度に廃止した養成施設（所）一覧</u> . . . . .	142
<b>（医事課関係）</b>	
1. <u>臨床研修に関する業務</u> . . . . .	143
2. <u>医療の安全に関する取組の普及及び啓発について</u> . . . . .	144
3. <u>関東信越厚生局管内の健康危機管理体制の整備について</u> . . . . .	144
4. <u>医師の確保について</u> . . . . .	144
5. <u>行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施について</u> . . . . .	144
6. <u>医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等について</u> . . . . .	145
7. <u>再生医療等の安全性の確保について</u> . . . . .	145
8. <u>看護師の特定行為に係る研修の実施体制の確保について</u> . . . . .	145
9. <u>臨床研究に対する信頼の確保について</u> . . . . .	146
10. <u>災害発生時における医療提供体制の確保について</u> . . . . .	146
11. <u>医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定に関する業務について</u> . . . . .	146
12. <u>地域医療構想に係る医療機関の再編計画の認定等に関する業務について</u> . . . . .	146
<b>（薬事監視指導課関係）</b>	
1. <u>医薬品等の製造業の許可について</u> . . . . .	147
2. <u>輸入確認証発給業務について</u> . . . . .	147
<b>（食品衛生課関係）</b>	
1. <u>総合衛生管理製造過程の承認に関する立入検査件数（HACCP）の普及促進に係る業務</u> . . . . .	148
2. <u>食中毒速報等収集件数</u> . . . . .	148
3. <u>登録検査機関への立入検査件数</u> . . . . .	148

4. <a href="#">輸出食肉認定施設への査察等件数</a> . . . . .	148
5. <a href="#">輸出食肉製品認定施設への査察等件数</a> . . . . .	148
6. <a href="#">輸出水産食品施設の認定、査察等及び衛生証明書発行件数</a> . . . . .	149
7. <a href="#">健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止に関する 相談等件数</a> . . . . .	149
<b>(地域包括ケア推進課関係)</b>	
1. <a href="#">補助金等の交付の状況</a> . . . . .	150
<b>(保険課関係)</b>	
1. <a href="#">健康保険組合等の状況</a> . . . . .	151
2. <a href="#">業務処理状況</a> . . . . .	152
<b>(企業年金課関係)</b>	
1. <a href="#">確定拠出年金の状況</a> . . . . .	153
2. <a href="#">確定給付企業年金の状況</a> . . . . .	153
3. <a href="#">厚生年金基金の状況</a> . . . . .	153
<b>(管理課関係)</b>	
1. <a href="#">医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る 証明件数</a> . . . . .	154
2. <a href="#">特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数</a> . . . . .	154
3. <a href="#">社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の監査件数</a> . . . . .	154
4. <a href="#">国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・ 指導監督件数</a> . . . . .	154
5. <a href="#">後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督件数</a> . . . . .	154
<b>(医療課関係)</b>	
1. <a href="#">特定機能病院等一覧</a> . . . . .	155
2. <a href="#">保険医療機関等の指導・監査状況</a> . . . . .	156
3. <a href="#">指定訪問看護事業者の指導・監査状況</a> . . . . .	159
4. <a href="#">保険医療機関等の指定状況</a> . . . . .	160
5. <a href="#">指定訪問看護事業者の指定状況</a> . . . . .	161
6. <a href="#">保険医等の登録状況</a> . . . . .	162
<b>(麻薬取締部関係)</b>	
1. <a href="#">麻薬・覚せい剤事犯の推移(関東信越厚生局麻薬取締部)</a> . . . . .	166
<b>(社会保険審査事務室関係)</b>	
1. <a href="#">令和4年度 審査請求取扱状況</a> . . . . .	167
2. <a href="#">令和4年度 審査請求決定状況</a> . . . . .	168
3. <a href="#">令和3年度 審査請求取扱状況</a> . . . . .	172
4. <a href="#">令和3年度 審査請求決定状況</a> . . . . .	173
5. <a href="#">令和2年度 審査請求取扱状況</a> . . . . .	177
6. <a href="#">令和2年度 審査請求決定状況</a> . . . . .	178
<b>第Ⅵ章 新型コロナウイルス感染症対策への取組</b>	
1. <a href="#">検疫業務支援への職員派遣</a> . . . . .	183
2. <a href="#">新型コロナワクチン職域接種に係る調整業務支援への職員派遣</a> . . . . .	184
3. <a href="#">厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部支援への職員派遣</a> . . . . .	184

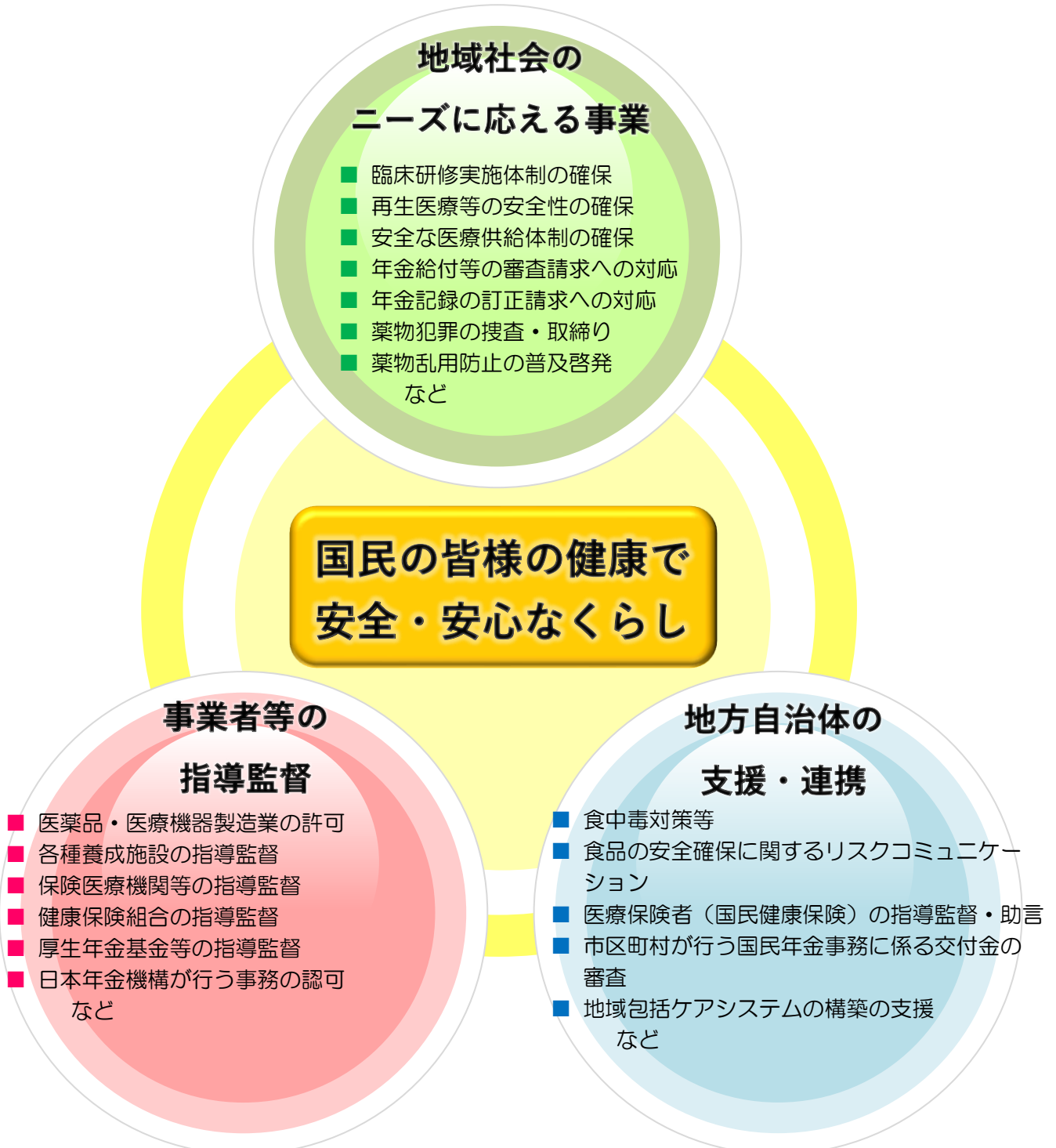


# 第 I 章 関東信越厚生局の業務概要

- 基本理念等

1. 関東信越厚生局の業務概要

関東信越厚生局は、国民の皆様の身近な社会保障政策など、厚生行政の実施機関として、関東甲信越地域の1都9県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県）で生活・活動される国民の皆様の健康で安全な暮らしを支えるための様々な業務を行っています。



## 2. 関東信越厚生局の基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ



ひと、くらし、みらいのために

関東信越厚生局

### 基本理念

私たち関東信越厚生局は、  
地域社会の身近な行政機関として、  
厚生労働省と地域社会の架け橋の役割をはたしつつ、  
時代の変化に即応した社会保障政策をおこない、  
将来にわたり国民のみなさまの健康で安全・安心な暮らしをささえます。

### 職員行動規範

私たち関東信越厚生局職員は、厚生労働省の「行動指針」をふまえつつ、  
厚生労働省と地域社会との架け橋の役割をはたすため、

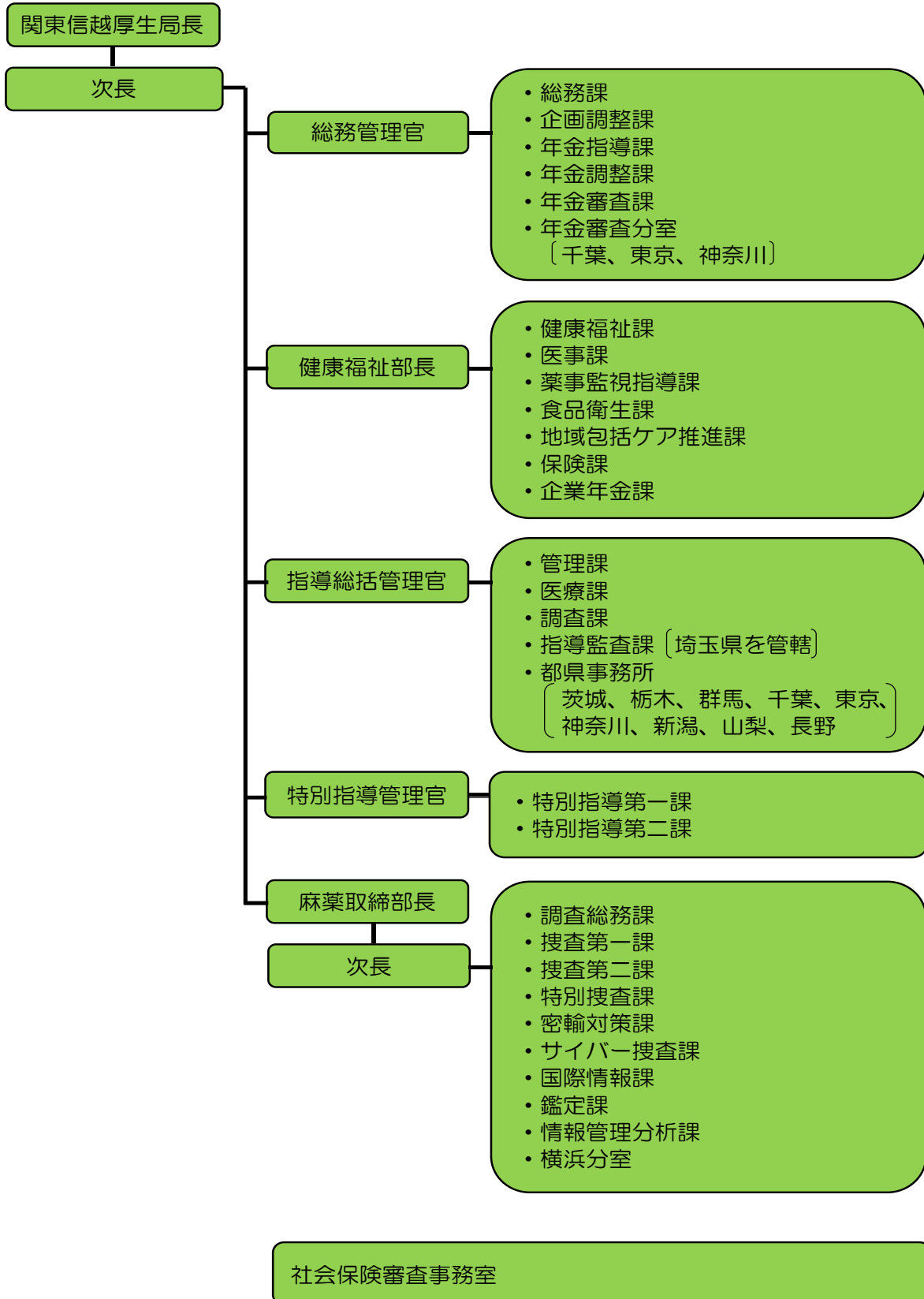
- 地域社会のみなさまの声に十分に耳をかたむけます。
- 行政サービスの点検や見直しをおこない、その向上につとめます。
- 行政情報を積極的に発信してまいります。

また、地域社会をささえるために、厚生行政の担い手として、

- 公正・中立な立場で職務を遂行いたします。
- 法令を遵守し、責任のある行動をいたします。
- 自己研鑽にはげみ、自らの向上心を高めます。

関東信越厚生局では、平成21年9月に「関東信越厚生局ビジョン策定委員会」を設置し、若手職員を中心としたチームでの議論、全職員へのアンケートや意見募集を行い、平成22年1月26日に「基本理念」「職員行動規範」「キャッチフレーズ」を策定しました。

3. 関東信越厚生局の組織体制



## 第Ⅱ章 業務概況（実績）

## （総 務 課）

### 1. 情報公開・個人情報開示の推進について

#### （1）情報公開について

##### ① 制度の概要

政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることができる権利を定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）」に基づき、行政文書を開示するものです。

##### ② 業務内容

関東信越厚生局においては、保有する行政文書について開示請求があった場合、不開示情報として規定された7つの類型<sup>\*</sup>に該当するもの以外の情報を開示しています。

※ 不開示情報として規定された7つの類型

- ① 特定の個人を識別できる情報
- ② 匿名加工情報
- ③ 法人の正当な利益を害する情報
- ④ 国の安全、諸外国との信頼関係等を害する情報
- ⑤ 公共の安全、秩序維持に支障を及ぼす情報
- ⑥ 審議・検討等に関する情報で、意思決定の中立性等を不当に害する、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ⑦ 行政機関又は独立行政法人等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報

##### ③ 実 績

（単位：件）

	前年度からの繰越件数	令和4年度 開示請求件数	開 示 結 果			翌年度への 繰越件数
			開示（部分 開示含）	不開示	取り下げ	
令和4年度	11	357	345	3	13	7

#### （2）個人情報開示について

##### ① 制度の概要

個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）に基づき、個人から自己の個人情報について、行政機関に対して開示請求があった場合に開示します。

##### ② 業務内容

関東信越厚生局においては、保有する個人情報について開示請求があった場合、不開示情報として規定された7つの類型<sup>\*</sup>に該当するもの以外の情報を開示しています。

※ 不開示情報として規定された7つの類型

- ① 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報
- ③ 法人の正当な利益を害する情報
- ④ 国の安全、諸外国との信頼関係等を害する情報
- ⑤ 公共の安全、秩序維持に支障を及ぼす情報
- ⑥ 審議・検討等に関する情報で、意思決定の中立性等を不当に害する、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ⑦ 行政機関又は独立行政法人等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報

③ 実績

(単位：件)

	前年度からの繰越件数	令和4年度 開示請求件数	開 示 結 果			翌年度への 繰越件数
			開示（部分 開示含）	不開示	取り下げ	
令和4年度	0	18	18	0	0	0

2. 年金特別会計にかかる国有財産の管理及び処分について

(1) 制度の概要

平成22年1月1日の社会保険庁廃止に伴い、これまで旧社会保険庁が所管していた年金特別会計所属の国有財産のうち、日本年金機構に出資しなかった国有財産については、同日付をもって、当該財産の所在地を管轄する地方厚生（支）局に所属替されました。

また、日本年金機構に出資したのち不要となった財産については、国庫納付され、土地や建物の国有財産については、当該国有財産の所在地を管轄する地方厚生（支）局に所属替されることとなっております。

関東信越厚生局においては、これらの国有財産については、年金財政に資するため売却手続きを進めることとしており、早期売却に向けて適切な管理を実施しているところです。

(2) 業務内容

① 国有財産の管理

- (ア) 国有財産総合情報管理システムの運用
  - ・ 価格改定作業
  - ・ 毎会計年度間における国有財産増減、毎会計年度現在における現在額報告書の作成等
  - ・ 国有財産の情報公開（一件別情報）
- (イ) 財産の維持管理
  - ・ 防犯、警備会社への委託、看板（立入禁止）の設置
  - ・ 環境衛生、雑草駆除
  - ・ 土壌汚染調査、ポリ塩化ビフェニル（PCB）調査
  - ・ 境界確定及び測量
- (ウ) 国有財産の貸付
  - ・ 有償貸付、無償貸付

## ② 国有財産の処分

### (ア) 売払い

- ・行政財産の用途廃止手続き
- ・不動産鑑定評価
- ・公用・公共用取得要望の有無の確認
- ・売払いに係る厚生労働大臣承認申請手続き
- ・売払いに係る財務大臣承認申請手続き
- ・一般競争入札

### (イ) 譲与

### (ウ) 建物の取壊し

## (3) 実績

令和4年度 売却処分 2件



## （企画調整課）

### 1. 関東信越地方社会保険医療協議会の運営について

#### （1）制度の概要

社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）（以下この項目において「法」という。）に基づき、中央には「中央社会保険医療協議会」が設置され、地方には「地方社会保険医療協議会」が全国8地方厚生（支）局ごとに設置されています。

#### ① 地方社会保険医療協議会の所掌事務

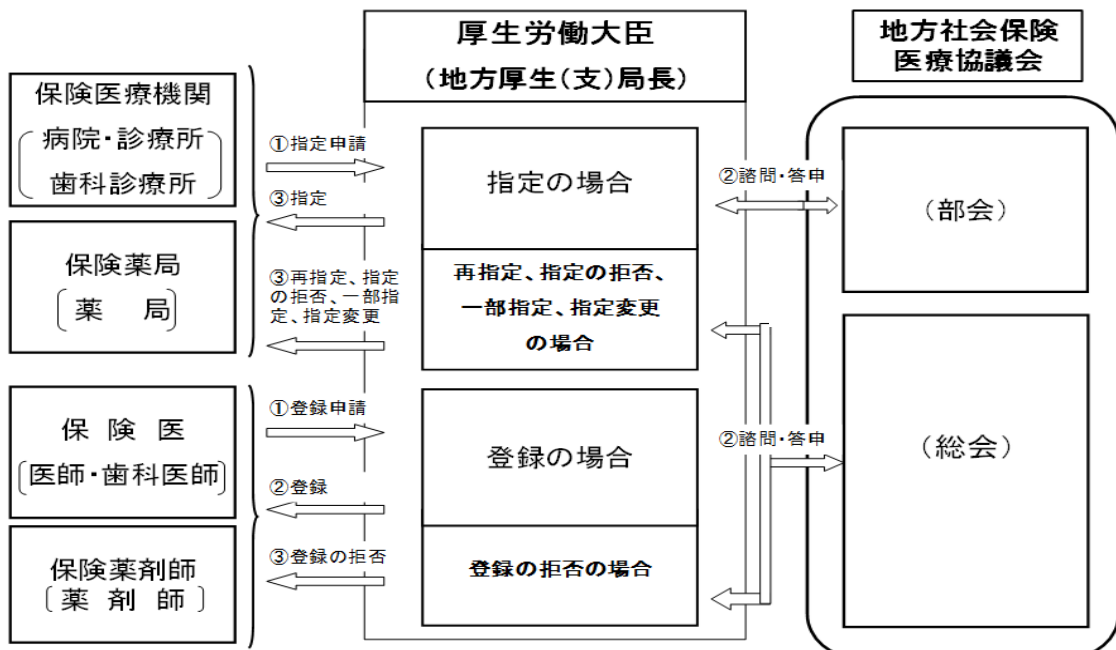
法第2条第2項の規定により「保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。」と規定されています。

#### ② 地方社会保険医療協議会の組織

審議内容により「保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し」などを審議する「総会」と、法施行令とこれに基づき関東信越地方社会保険医療協議会が定めた「関東信越地方社会保険医療協議会議事規則」（以下この項目において「議事規則」という。）により、「保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の審議事項を除く）」を審議する「部会」で構成され、定数は法によって、総会が20名、部会が8名と規定されています。

なお、部会については、議事規則第7条1項の規定により、都県ごとに部会を置くことができ、関東信越地方社会保険医療協議会には1都9県に設置されています。

#### 【保険医療機関の指定等の流れ】



**③ 地方社会保険医療協議会の構成員**

令和5年3月末現在では総会審議のみに出席する委員5名、総会及び部会の審議に出席する委員15名と、原則として部会審議にのみ出席し、事案により総会審議に出席する臨時委員65名の計85名です。

**(2) 業務内容**

総会の庶務は、企画調整課が担当し、部会の庶務は、関東信越厚生局管内の各都県の厚生局事務所（埼玉県については指導監査課。以下同じ。）が担当しています。

具体的には、それぞれの庶務担当が関東信越地方社会保険医療協議会会長又は部会長と調整を行ない、総会と部会の運営を行っています。

また、委員の改選は、法第4条第1項により任期は2年とされ、1年ごとにその半数を任命することとなっており、これに関する事務も行っていきます。

なお、改選以外に委員又は臨時委員が辞任する場合は、後任の委員又は臨時委員を委嘱します。

**(3) 実績**

**① 総会**

総会は、法第6条において、正当な理由がある場合を除いては、6か月に1回以上開かなければならないと規定されています。

総会においては、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し等を審議するほか、会長及び会長代行の選出、部会に属すべき臨時委員の指名を行っています。

**【開催状況】**

令和4年度は、総会を8回開催し、その概要は以下のとおりです。

	審議を行った事項等
第73回総会 (令和4年5月18日開催)	・元保険薬局及び元保険薬剤師への対応(東京)
第74回総会 (令和4年7月20日開催)	・保険医の登録の取消(東京)
第75回総会 (令和4年9月21日開催)	・元保険薬局への対応(茨城)
第76回総会 (令和4年10月19日開催)	・改選に伴う会長の選出 ・部会に属すべき委員及び臨時委員の承認 ・元保険医療機関への対応及び保険医の登録の取消(東京) ・元保険医療機関への対応(東京)
第77回総会 (令和4年11月16日開催)	・元保険医療機関への対応及び保険医の登録の取消(神奈川) ・保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消(東京) ・保険医療機関の指定の取消(東京)
第78回総会 (令和4年12月14日開催)	・保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消(東京)
第79回総会 (令和5年2月15日開催)	・保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消(千葉) ・保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消(東京)
第80回総会 (令和5年3月15日開催)	・元保険医療機関及び元保険医への対応(東京)

【参考】これまでに開催された「関東信越地方社会保険医療協議会（総会）」の議事要旨等は、関東信越厚生局ホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局 > 業務内容 > 関東信越地方社会保険医療協議会 > 総会

([https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/shakaihoken\\_kyogi/sokai/index.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/shakaihoken_kyogi/sokai/index.html))

## ② 部 会

関東信越厚生局管内の各都県の厚生局事務所では、保険医療機関・保険薬局指定申請を随時に受理しているため、毎月開催しています。

### 【開催状況】

関東信越地方社会保険医療協議会の10部会とも、令和4年4月から令和5年3月まで（主に令和4年5月から令和5年4月指定分を審議）の各月において開催し、保険医療機関等の指定を審議しました。令和4年度に関東信越地方社会保険医療協議会の10部会で審議された保険医療機関等の総計は以下のとおりです。

（単位：件）

	医科		歯科		薬局	
	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新
審議件数	1,872	6,586	982	5,946	1,233	3,510

【参考】詳細は第Ⅴ章 資料・データ集の企画調整課関係に掲載をしています。

## ③ 改選について

令和4年10月の半数改選の際には、関係の団体へ委員・臨時委員の推薦依頼を行い、厚生労働本省に内申の手続きを行うとともに、令和4年10月1日付で44名（委員10名、臨時委員34名）に厚生労働大臣からの委嘱状を交付しました。

また、令和4年度では6名の臨時委員が任期途中で交代したため、前任者の残期間を任期として委嘱状を交付しました。

## 2. 国民の皆様からの「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」について

### （1）概要

厚生労働行政に関して、関東信越厚生局のホームページを活用し、国民の皆様から「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」を募集しています。

### （2）業務内容

企画調整課においては、国民の皆様からホームページに寄せられた「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の受付をし、厚生局内の担当部署に回送をしています。また、「お問い合わせ（ご質問）」は、ご質問をいただいた方に速やかに回答するとともに、「ご意見・ご要望」については、今後の業務改善等の参考とさせていただきます。

なお、令和4年度中にホームページに寄せられた件数は、「ご意見・ご要望」が303件、「お問い合わせ（ご質問）」は1,246件ありました。

### 3. 「国民の皆様の声」について

#### （1）概要

関東信越厚生局に寄せられる「国民の皆様の声」は、厚生行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、厚生労働本省の担当部局に報告し、業務改善に役立てています。

#### （2）業務内容

企画調整課においては、関東信越厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の内容を取りまとめ、「国民の皆様の声」の内容を担当する厚生労働本省の部局に報告しています。また、厚生労働本省への報告状況を関東信越厚生局内に周知しています。

なお、令和4年度中に関東信越厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」について、厚生労働本省の担当部局に報告した件数は34件です。

### 4. 公益通報について

#### （1）概要

公益通報者保護制度は、国民生活の安心や安全を脅かすことになる事業者の法令違反の発生と被害の防止を図る観点から、公益のために事業者の法令違反行為を通報した事業者内部の労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止するものです。

#### （2）業務内容

関東信越厚生局では、関東信越厚生局ホームページ上に、公益通報者保護法に基づいて、公益通報窓口を設置し、公益通報の受付を行うとともに、受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持し、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合には、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講じています。

## （年金指導課）

### 1. 日本年金機構の業務に係る認可について

#### （1）制度の概要

公的年金制度は、社会全体で高齢者などの生活を支えようという考えのもとに生まれました。公的年金の対象は「老齢年金」だけではなく、思わぬ事故や病気になったときの「障害年金」、一家の働き手が亡くなったときのための「遺族年金」があります。

現在、公的年金制度である政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「政府管掌年金事業」という。）は、厚生労働大臣から政府管掌年金事業に係る権限の委任及び事務が委託された日本年金機構（以下「機構」という。）によって、国の適正な管理・監督の下、各法令の規定等に基づき、業務が行われています。

機構が行う業務のうち、滞納処分や適用事業所への立入検査等といった公権力の行使に当たる業務については、公正性や客観性が十分に担保された上で実施されなくてはなりません。

このため、機構が滞納処分等を実施しようとする場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の認可（厚生労働大臣の権限を地方厚生（支）局長に委任）が必要になります。

#### （2）業務内容

関東信越厚生局では、日本年金機構から提出された滞納処分等の認可申請について、日本年金機構がこれまで当該事業所等に対して実施した督促状況のデータ等の審査を行い、適正な申請と認められる場合は日本年金機構に対し認可書を発行します。

また、機構が実施した滞納処分等の結果報告等により、機構が適正に滞納処分等を実施しているか等の事後確認も行っています。

#### （3）認可等の種類

##### ① 認可業務

- (ア) 機構の徴収職員・収納職員の任命に係る認可
- (イ) 機構が行う滞納処分等に係る権限の認可
- (ウ) 機構が行う立入検査等に係る権限の認可

##### ② 結果報告等の確認業務

- (ア) 徴収職員・収納職員の異動報告
- (イ) 滞納処分等の結果報告
- (ウ) 立入検査等の結果報告

**（４）実 績**

	令和４年度
徴収職員・収納職員の認可	
① 徴収職員	311 人
② 収納職員	274 人
滞納処分等の認可	
① 厚生年金保険関係	746,995 件
② 国民年金関係	60,830 件
立入検査等の認可	
① 事業所関係	363,086 件
② 受給権者・被保険者関係	1 件
滞納処分等の結果報告の確認	
① 厚生年金保険関係	22,693 件
② 国民年金関係	5,549 件
立入検査等の結果報告の確認	
① 実施	163,804 件
② 実施不能	1,946 件
③ 未実施	195,027 件

**２．厚生年金保険料等の納付の猶予について****（１）制度の概要**

納付義務者が災害等により、その財産につき相当な損失を受けた場合において、納付すべき厚生年金保険料等を一時に納付することができないと認められる場合は、厚生年金保険法第８９条等の規定により準用する国税通則法第４６条に基づき、その納付を猶予することができます。

**（２）業務内容**

関東信越厚生局では、納付義務者から日本年金機構を通じて提出のあった厚生年金保険料等の納付の猶予に係る申請について、添付書類や日本年金機構が作成した調査票等の照合・確認など総合的に審査を行い、許可通知書または不許可通知書を作成のうえ日本年金機構を通じて納付義務者に通知します。

**（３）実 績**

	令和４年度
厚生年金保険料等の納付猶予の許可等	
① 許可	2 件
② 不許可	0 件



## （年金調整課）

### 1. 社会保険労務士に関する業務について

#### （1）制度の概要

社会保険労務士は、労働・社会保険の専門家として、労働・社会保険諸法令に基づいて、行政機関に提出する書類や申請書等を依頼者に代わって作成したり、企業の労務管理やコンサルティング等を行っています。

これらの社会保険労務士が行う業務の監督・指導等については、厚生労働大臣が行うものとされており、そのうち社会保険諸法令に関するものは、地方厚生（支）局が行っています（※労働諸法令に関する業務は、都道府県労働局が行っています）。

#### （2）業務内容

関東信越厚生局においては、社会保険労務士が社会保険諸法令に基づき行う業務が適正に実施されるよう、主に次の業務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力等

#### （3）実績

令和4年度における社会保険労務士の不正事案に係る情報提供数等は次のとおりです。

（単位：件）

情報提供	社会保険諸法令に関するもの	労働諸法令に関するもの	社会保険諸法令に関する懲戒処分
1	1	0	0

（参考）都県別の社会保険労務士の会員数

（令和5年3月31日現在）

都 県 名	会 員 数 (人)					社 労 士 法 人 会 員 数 (法人)
	開業	法人の社員	勤務	その他	合計	
茨 城 県	363	48	79	31	521	28
栃 木 県	273	39	58	16	386	29
群 馬 県	348	43	0	206	597	27

埼玉県	1,265	117	450	137	1,969	69
千葉県	1,088	81	253	231	1,653	58
東京都	4,343	1,132	4,880	1,247	11,602	728
神奈川県	1,636	164	454	555	2,809	95
新潟県	336	59	106	47	548	35
山梨県	144	14	28	12	198	11
長野県	368	56	146	56	626	29
合計	10,164	1,753	6,454	2,538	20,909	1,109

## 2. 年金委員に関する業務について

### （1）制度の概要

日本年金機構法に規定する年金委員は、適用事業所の事業主や市区町村等の推薦により厚生労働大臣からの委嘱を受けて、年金制度への理解と信頼を深めていただくため、適用事業所や地域での普及・啓発活動を行う無報酬の民間協力員です。

年金委員は、適用事業所の事業主が推薦し、厚生労働大臣から委嘱される「職域型の年金委員」と、市区町村等が推薦し、厚生労働大臣から委嘱される「地域型の年金委員」の二種類に区分されています。

また、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した年金委員に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰を実施しています。

### （2）業務内容

関東信越厚生局においては、年金委員の委嘱等に関するものは厚生労働大臣から地方厚生（支）局長に権限を委任されており、主に次の業務を行っています。

- ① 委嘱・解嘱に係る審査、決定及び委嘱・解嘱状、年金委員証明書の交付
- ② 年金委員名簿の管理
- ③ 年金委員功労者厚生労働大臣表彰候補者の確認・審査等
- ④ 諸変更手続

### （3）実績

令和4年度における年金委員委嘱処理件数等は次のとおりです。

（単位：件）

区分	委嘱件数	解嘱件数
職域型	4,881	2,003
地域型	1,300	458
合計	6,181	2,461



（参考①） 都県別の年金委員数の状況は次のとおりです。

（令和5年3月31日現在）

都 県 名	職域型（人）	地域型（人）	合 計（人）
茨 城 県	2,534	123	2,657
栃 木 県	2,394	216	2,610
群 馬 県	2,214	210	2,424
埼 玉 県	3,447	350	3,797
千 葉 県	2,764	272	3,036
東 京 都	8,996	704	9,700
神 奈 川 県	3,785	458	4,243
新 潟 県	4,160	123	4,283
山 梨 県	1,446	70	1,516
長 野 県	4,005	103	4,108
合 計	35,745	2,629	38,374

（参考②） 令和4年度における都県別の年金委員功労者厚生労働大臣表彰受賞者数

都 県 名	受賞者数（人）
茨 城 県	1
栃 木 県	2
群 馬 県	1
埼 玉 県	2
千 葉 県	2
東 京 都	5
神 奈 川 県	2
新 潟 県	3
山 梨 県	1
長 野 県	3
合 計	22

### 3. 学生納付特例事務法人に関する業務について

#### （1）制度の概要

学生納付特例制度（就学中で所得が少ない20歳以上の学生は、本人の申請により国民年金保険料の納付を猶予（10年間）し、卒業後に追納できる仕組み）については、学生の住民票のある市区町村等に申請を行う必要があります。

このため、学生がより申請をしやすくするため、学生納付特例事務法人として指定を受けた大学等で申請を代行することができます。

**（２）業務内容**

関東信越厚生局においては、日本年金機構地域部と連携し、主に次の業務を行っています。

- ① 制度周知及び代行事務の協力要請
- ② 学生納付特例事務法人の指定等に係る審査及び決定
- ③ 学生納付特例事務法人の指定取消等
- ④ 学生納付特例事務法人の諸変更手続

**（３）実績**

令和４年度における学生納付特例事務法人の指定及び取消処理件数は次のとおりです。

新規指定法人等数	法人等指定取消数	年度末の指定法人等数
11 法人	2 法人	141 法人

（参考）新規の 11 法人は次のとおりです。

県 名	学生納付特例事務法人	指定年月日
茨 城 県	学校法人 駿優国際学園	令和４年 ９月 ７日
群 馬 県	学校法人 群馬総合カレッジ	令和４年 ９月 ９日
埼 玉 県	学校法人 にとぐりスクール	令和４年 11月 ８日
千 葉 県	学校法人 花沢学園	令和４年 10月 17日
東 京 都	学校法人 新宿学園	令和４年 ９月 20日
	学校法人 資生堂学園	令和５年 １月 24日
	学校法人 A R C 学園	令和５年 ２月 ８日
	学校法人 山野学苑	令和５年 ３月 23日
神 奈 川 県	独立行政法人 労働者健康安全機構	令和４年 ９月 ７日
新 潟 県	学校法人 国際総合学園	令和５年 ２月 ８日
山 梨 県	公立大学法人 山梨県立大学	令和４年 ５月 ９日

【参考】学生納付特例事務法人一覧については、第Ⅴ章 資料・データ集の年金調整課関係をご覧ください。

**４．保険料納付確認団体に関する業務について****（１）制度の概要**

保険料納付確認団体は、同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体等が、厚生労働大臣より権限を委任された地方厚生（支）局長の指定を受け、その団体の構成員である国民年金被保険者の委託を受けて、当該被保険者の国民年金保険料の納付状況を確認できる仕組みです。

**（２）業務内容**

関東信越厚生局においては、管轄する日本年金機構地域部と連携し、主に次の業務を行っています。

- ① 保険料納付確認団体の指定等に係る確認及び決定
- ② 保険料納付確認団体への改善命令等
- ③ 保険料納付状況の情報提供

**（３）実績**

令和４年度に新たに指定を行った団体はありません。

（参考）保険料納付確認団体

県名	団体名
千葉県	公益社団法人千葉県医師会
山梨県	一般社団法人山梨県薬剤師会

**５．国民年金等事務取扱交付金に関する業務について****（１）制度の概要**

住民の一番身近な行政窓口である市区町村に国民年金事務の一部を委託しており、市区町村が行う国民年金事務に必要な費用を国民年金事務費交付金として支払いを行っています。

この交付金には、法律により市区町村が受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「法定受託事務」と、法律に定めはないが厚生労働省、日本年金機構、市区町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「協力・連携事務」に区分されています。

- ① 法定受託事務の主な業務  
被保険者の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告する事務など
- ② 協力・連携事務の主な業務  
市区町村において行われる業務や年金制度の周知に関する来訪・電話・文書による相談など

**（２）業務内容**

関東信越厚生局においては、管内市区町村（１都９県４５０市区町村）に対して事務取扱交付金を交付するため、市区町村から提出される「法定受託事務」、「協力・連携事務」に対する各種報告書の内容審査や、日本年金機構、市区町村との連絡調整及び厚生労働省（年金局）への報告等の業務を行っています。

また、市区町村職員との連携強化を図るため、国民年金等事務取扱交付金に関する説明資料を関東信越厚生局ホームページに掲載し、市区町村から提出のあった決算報告書と市区町村にある関係帳簿との報告内容に相違がないかの審査を行うため、市区町村に出向いての実地審査を行っています。

**（３）実 績**

令和４年度における国民年金等事務取扱交付金の交付額

① 法定受託事務に対する交付

市 区 町 村 数	交付決定額（千円）	内 訳	
		概算交付額（千円）	精算交付額（千円）
450	9,365,996	4,989,846	4,376,150

② 協力・連携事務に対する交付

市 区 町 村 数	交付決定額（千円）	内 訳	
		概算交付額（千円）	精算交付額（千円）
450	2,150,271	866,463	1,283,808

**6. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について**

**（１）制度の概要**

日雇特例被保険者※手帳の交付等に関する事務は厚生労働大臣が指定した市区町村（健康保険事務指定市町村、以下「指定市町村」といいます。）で行うこととされており、それらの事務の必要な経費を厚生労働省から交付することとしています。

※ 日雇特例被保険者とは、健康保険法第３条第２項に規定のある、適用事業所に使用される日雇労働者のことです。日雇特例被保険者の保険者は全国健康保険協会ですが、指定市町村に居住している日雇特例被保険者は、居住地の役所（役場）にて日雇特例被保険者手帳の交付など一部の手続きができます。

**（２）業務内容**

関東信越厚生局においては、指定市町村に対して指定市町村交付金を交付するため、指定市町村から提出される各種書類の内容審査のほか、毎月、指定市町村からの事業状況報告の取りまとめ、厚生労働省（年金局）への報告等の業務を行っています。

**（３）実 績**

令和４年度における健康保険事務指定市町村交付金の交付額

指定市町村数	申請市町村数	交 付 額	
		件 数	金 額（円）
27	23	134	11,809

**7. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務について**

**（１）制度の概要**

年金生活者支援給付金は、年金を含めて所得の低い方の生活を支援するため、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者の方に年金に上乗せして支給を行います（令和元年１０月１日施行）。

この年金生活者支援給付金の支給に係る事務の一部は、住民の一番身近な行政窓口である市区町村に委託しており、市区町村が行う支給事務に対して必要な費

用を年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金として支払いを行います。

この交付金には、法律により市区町村が受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「法定受託事務」と、法律に定めはないが、厚生労働省、日本年金機構、市区町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「協力・連携事務」に区分されています。

① 法定受託事務の主な業務

第1号被保険者期間のみを有する者の老齢給付金の請求等の受理及びその請求等に係る事実を審査するとともに日本年金機構に送付する事務など

② 協力・連携事務の主な業務

市区町村において行われる業務や給付金制度の周知に関する来訪・電話・文書による相談など

**(2) 業務内容**

関東信越厚生局においては、管内市区町村（1都9県450市区町村）に対して年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金を交付するため、市区町村から提出される「法定受託事務」、「協力・連携事務」に対する各種報告書の内容審査や、日本年金機構、市区町村との連絡調整及び厚生労働省（年金局）への報告等の業務を行っています。

また、市区町村職員との連携強化を図るため、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する説明資料を関東信越厚生局ホームページに掲載し、市区町村から提出のあった決算報告書と市区町村にある関係帳簿との報告内容に相違がないかの審査を行うため、市区町村に出向いての現地審査を行います。

**(3) 実績**

令和4年度年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付額

① 法定受託事務に対する交付

市区町村数	申請市区町村数 <sup>※</sup>	交付決定額（千円）
450	443	164,540

② 協力・連携事務に対する交付

市区町村数	申請市区町村数 <sup>※</sup>	交付決定額（千円）
450	443	14,580

※ 一部の市区町村において、交付申請が0円のところがあったため、市区町村数と申請市区町村数が相違しています。

## （年金審査課・各年金審査分室）

関東信越厚生局には、年金記録訂正請求に関する調査事務などを行うための事務組織として、年金審査課（さいたま市）のほか、千葉年金審査分室（千葉市）、東京年金審査分室（新宿区）、及び神奈川年金審査分室（横浜市）を設置しています。以下、年金審査課及び各年金審査分室に共通する業務について説明します。

### 1. 年金記録の訂正手続きについて

#### （1）制度の概要

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など厚生労働大臣が管理している年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

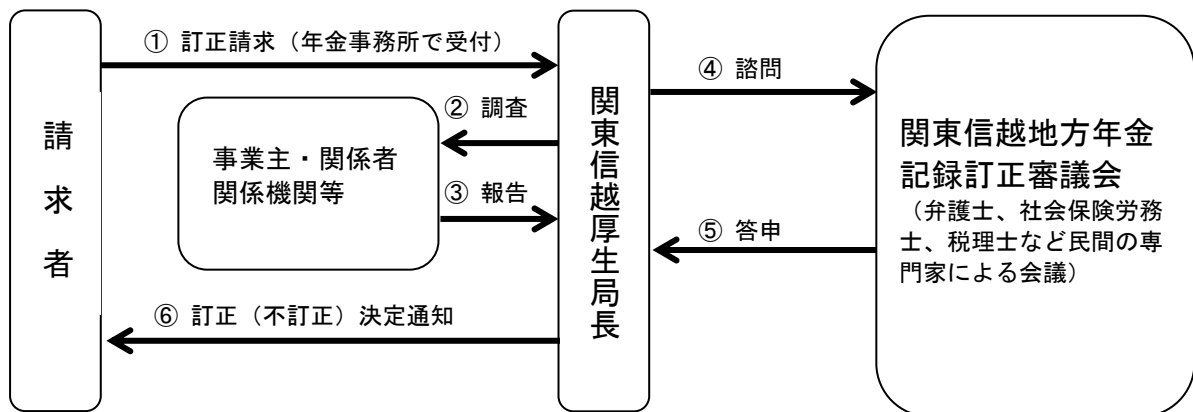
ご自身の年金記録が事実と異なると思われる方は、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対して年金記録の訂正請求をすることができます。

なお、訂正請求の窓口は、年金事務所になります。

#### （2）業務内容

厚生労働省（地方厚生（支）局）は、請求内容について、事業主・関係者・関係機関等に対する調査や情報収集を行い、民間の専門家（弁護士、社会保険労務士、税理士など）による会議（関東信越地方年金記録訂正審議会）に諮問し、審議・答申を経て、年金記録の訂正又は不訂正の決定をしています。

#### 【年金記録の訂正手続きの流れ】



### 2. 関東信越地方年金記録訂正審議会について

#### （1）関東信越地方年金記録訂正審議会について

##### ① 関東信越地方年金記録訂正審議会の所掌事務

厚生年金保険法第28条の4第3項及び国民年金法第14条の4第3項の規定により諮問された訂正請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議のうえ議決することとしています。



## ② 関東信越地方年金記録訂正審議会の組織及び構成員

関東信越地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」という。）とは、年金記録の訂正請求事案のうち、年金事務所で直ちに訂正できなかった請求事案について、中立的な立場で審議し、公平・公正な判断を行うために、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家で構成される会議です。

この審議会における会議は、審議会の運営等に関する重要事項を審議する「総会」と一つ一つの請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議する「部会」で構成されています。

なお、部会は、年金審査課（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、山梨県、長野県を管轄）に6部会、千葉年金審査分室（千葉県を管轄）に2部会、東京年金審査分室（東京都を管轄）に6部会、神奈川年金審査分室（神奈川県を管轄）に3部会、併せて17部会が設置されています。

委員等は、令和5年3月末現在で、委員17名、臨時委員52名の計69名です。

## （2）年金審査課及び各年金審査分室の業務内容

年金審査課及び各年金審査分室は、地方年金記録訂正審議会規則に基づき、関東信越地方年金記録訂正審議会の庶務を行うほか、地方年金記録訂正審議会規則第4条第1項により委員等の任期は2年とされていることから、委員等の任命等に係る業務も行っています。

## （3）実績

### ① 総会

【開催状況】（令和4年度）

議決を必要とする議題は存しないと会長が判断したため、総会は開催していません。

### ② 部会

年金審査課及び各年金審査分室において、それぞれの部会を原則月1回ないし2回のペースで開催し、審議を行っています。

【開催状況】

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
部会開催数	273回	293回	248回
諮問件数	433件	503件	501件

【参考】これまでに開催した「関東信越地方年金記録訂正審議会」の総会の概要及び部会の審議結果は、関東信越厚生局ホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局 > 業務内容 > 年金審査課、千葉年金審査分室、東京年金審査分室、神奈川年金審査分室 > 関東信越地方年金記録訂正審議会

([https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/nenkin\\_shinsa/shingikai.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/nenkin_shinsa/shingikai.html))

## （健康福祉課）

### 1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について

#### （1）制度の概要

生活保護法に基づく医療扶助又は介護扶助として、困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者のための医療又は介護を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事等が指定するものです。

#### （2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県に所在する医療機関等（国が開設したものに限る。）に対して指定、指定の取消、指定の更新（平成26年度施行の改正法により6年ごとの更新制が導入）、変更に関する業務等を行っています。

令和5年3月31日現在の生活保護指定医療機関は73機関です。

指定、指定取消、名称等の変更、廃止等を行った場合は、官報告示により公表することとなっています。

#### （3）実績

（単位：件）

区 分	令和4年度
指定※	0
指定の取消、指定辞退の申出の受理	0
名称等の変更	0
廃止	0
変更届等の受理※	22
指定更新	18

※ 指定医療機関の移転に伴う廃止届の受理及び指定を含みます。

【参考】指定医療機関等の指定一覧は、関東信越厚生局ホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局 > 管轄法人等一覧

健康福祉課：生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関一覧

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shokan/index.html>

### 2. 三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体等及び四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督について

#### （1）制度の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」においては、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等の管理の強化のため、生物テロに使用される恐れのある病原体及び毒素（以下「病原体等」という。）について、病原体管理の必要性、バイオテロに用いられる危険度等、感染時の重篤性等に応じて、一種、二種、三種、四種に分類しており、その区分に応じて所持・輸入等の禁止、許可、届出、施設並びに使用、保管、滅菌及び運搬等に係る基準が設けられています。



**（２）業務内容**

関東信越厚生局においては、管内 1 都 9 県の三種病原体等の所持者からの所持等の届出の受付業務、並びに三種病原体等所持施設への立入検査により基準の遵守等の確認を行っています。（一種、二種は厚生労働省本省が所管）

**（３）実績**

（単位：件）

区 分	令和 4 年度
三種病原体等所持者からの届出・変更届出の受理	29
三種病原体等所持施設への立入検査	9
二種・三種病原体等所持施設への立入検査	4

（注）四種病原体等所持施設に関する確認は、三種病原体所持施設の立入検査の際に、四種病原体等を所持している場合に限り行っています。

**3. 温室効果ガス排出量の算定・エネルギーの使用量に関する目標・報告・公表制度に係る業務について**

**（１）制度の概要**

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づき、社会経済活動等による温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもので、その措置の一つとして、温室効果ガスを一定量排出する者に温室効果ガスの排出量を算定させ、国に報告することを義務付けています。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずること等により、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもので、その措置の一つとして、一定規模以上の事業者にはエネルギーの使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には、指導・助言等を行うこととしています。

**（２）業務内容**

関東信越厚生局においては、経済産業省が所管する上記（１）の 2 法を踏まえ、管内 1 都 9 県に所在する厚生労働分野の事業者について、排出量報告書、中長期計画書及び定期報告書の受理業務及び指導・助言等を行っています。

**（３）実績**

（単位：件）

区 分	令和 4 年度
排出量報告書の受理（温対法）	24
特定事業者の中長期計画書及び定期報告書の受理（省エネ法）	611
特定荷主の中長期計画書及び定期報告書の受理（省エネ法）	9

#### 4. 民生委員・児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名について

##### （1）制度の概要

民生委員は、民生委員法の規定により、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と区域を担当する児童委員との連絡調整や児童委員活動に対する援助を行っています。

民生委員・児童委員の任期は、民生委員法第10条の規定により3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われていますが、令和4年12月1日に、この一斉改選が以下のとおり行われました。

対象自治体：30自治体（10都県、6指定都市、14中核市）

対象数：地区担当：59,028人 主任児童委員：5,524人

進行状況：5月 手続きに関する事務連絡（1回目）の発出

10月 手続きに関する事務連絡（2回目）の発出

11月 委嘱通知の発出

12月 本省へ一斉改選での委嘱数等報告

なお、次回の一斉改選は、令和7年12月1日の予定です。

##### （2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県の民生委員や児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名や厚生労働大臣感謝状授与などの業務を行っています。

（参考）民生委員・児童委員数（令和5年3月31日現在）

◇65,756人 うち主任児童委員 5,617人

##### （3）実績

（単位：件）

区分	令和4年度処理件数
民生委員・児童委員の委嘱	60,673
民生委員・児童委員の解嘱	715
主任児童委員の指名	5,667
厚生労働大臣表彰状の授与	2,268
厚生労働大臣感謝状の授与	15,612
計	84,935

【参考】民生委員・児童委員の委嘱並びに主任児童委員の指名状況については、関東信越厚生局ホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局 > 申請等手続き > 民生委員・児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/kenko\\_fukushi/minseiiinn.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/kenko_fukushi/minseiiinn.html)

## 5. 施設整備に係る補助金等について

### （１）制度の概要

各補助金等の概要は次表のとおりです。

### （２）業務内容

施設整備に係る補助金等の交付については、平成16年度からその業務を行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び精算確定等を行っています。

### （３）実績

令和4年度における施設整備に係る補助金等の交付に関する業務の実績は、次表のとおりです。

補助金等名	交付目的及び主な対象施設等	交付件数及び交付額
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第7条及び第19条の10、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第62条の規定により、都道府県等の医療機関等の施設及び設備に要する経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	(施設整備) 1. 交付件数 23件 2. 交付額 522,889千円 (設備整備) 1. 交付件数 140件 2. 交付額 558,872千円
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	都道府県が設置する保健所、市町村保健センター、精神科病院等の保健衛生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた災害復旧事業に要する費用の一部を負担（補助）することにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	1. 交付件数 0件 2. 交付額 0千円
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	市町村が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業の推進の実施により、介護離職の防止に資することを目的とする。 (対象事業) 既存の小規模高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等整備事業、認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全確保の観点から行う防災改修事業、既存高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業	1. 交付件数 184計画 2. 交付額 1,873,342千円
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設等の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。 (対象施設) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚	1. 交付件数 129施設 2. 交付額 4,227,877千円

	生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、地域子育て支援拠点事業所、小規模住居型児童養育事業所、利用者支援事業所、子育て支援のための拠点施設、市区町村子ども家庭総合支援拠点、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設	
保育所等整備交付金	<p>保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費、並びに防音壁の整備及び防犯対策の強化に係る整備の一部を交付することにより、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする。 (対象施設)</p> <p>保育所、幼保連携型認定こども園等のうち保育所機能部分、保育所分園、幼保連携型認定こども園等の分園のうち保育所機能部分、小規模保育事業所</p>	<p>1. 交付件数 338 施設</p> <p>2. 交付額 19,508,049 千円</p>
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	<p>福祉各法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。 (対象施設)</p> <p>障害者（児）関連施設及び保護施設等</p>	<p>1. 交付件数 113 施設</p> <p>2. 交付額 3,752,263 千円</p>
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	<p>福祉各法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保をすることを目的とする。</p>	<p>1. 交付件数 2 施設</p> <p>2. 交付額 512 千円</p>

【参考】施設整備に係る補助金等の業務内容や交付状況は、関東信越厚生局ホームページに掲載しています。

関東信越厚生局 > 業務内容 > 健康福祉課

業務内容：地方厚生局に委任されている補助金等

業務実績等：補助金等の交付実績

被災された社会福祉施設等の事業者の方へ

[\(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/kenko\\_fukushi/\)](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/)

## 6. 義務的経費に係る補助金等について

### (1) 制度の概要

法令等により支出が義務づけられ、任意に削減できない性質の経費（義務的経費）に係る各補助金等の概要は次表のとおりです。

### (2) 業務内容

義務的経費の補助金等に係る交付については、平成15年度からその業務を行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び精算確定等を行っています。

### (3) 実績

令和4年度における義務的経費の補助金等の交付に関する業務の実績は、次表のとおりです。

補助金等名	交付目的	交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院患者に対する医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・23 市・23 特別区 2. 交付額 830,784,889 円
結核医療費国庫補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・23 市・23 特別区 2. 交付額 105,860,298 円
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 2. 交付額 73,919,785 円
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 2. 交付額 4,623,952,942 円
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 2. 交付額 174,820,932 円
児童扶養手当給付費国庫負担金	都道府県、市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、一人親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・232 市・23 特別区 2. 交付額 42,311,355,035 円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市区町村長が行う特別児童扶養手当の支給に係る事務の処理に必要な費用を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・433 市区町村 2. 交付額 319,747,342 円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	都道府県、市等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・232 市・23 特別区 2. 交付額 12,877,684,346 円
婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金	売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 2. 交付額 801,887,570 円
児童入所施設措置費等国庫負担金	児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号による施設等への入所又は委託、同法第 22 条による助産の実施、同法第 23 条による母子保護の実施に係る同法第 45 条の最低基準の維持を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・187 市・23 特別区 2. 交付額 47,930,350,847 円

【参考】義務的経費に係る補助金等の業務内容や交付状況は、関東信越厚生局ホームページに掲載をしています。



関東信越厚生局 > 業務内容 > 健康福祉課

業務内容：地方厚生局に委任されている補助金等

業務実績等：補助金等の交付実績

([https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/kenko\\_fukushi/](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/))

## 7. 財産処分について

### (1) 制度の概要

厚生労働省所管一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等を行うに当たっては、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

なお、災害により使用できなくなった場合等、一定の事項（包括承認事項）に該当する場合は、厚生労働大臣等へ報告があったものについては、厚生労働大臣等の承認があったものとして取り扱うこととされています。

### (2) 業務内容

補助金等の交付を受けた施設等に対する国庫補助財産の財産処分については、その業務を平成16年度から行っており、管内各都県等から提出された財産処分承認申請書の審査及び包括承認事項に係る報告書の受理等を行っています。

### (3) 実績

令和4年度における財産処分に関する業務の実績は、次表のとおりです。

(単位：件)

区 分	処理件数		合 計
	保健衛生関係	社会福祉関係	
財産処分承認申請	22	77	99
報告（包括承認）	10	153	163
計	32	230	262
国庫納付が生じたもの	10	30	40

【参考】財産処分については、関東信越厚生局ホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局 > 業務内容 > 健康福祉課 > 地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務 > 財産処分について（厚生労働省所管一般会計補助金等に係るもの）

([https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/kenko\\_fukushi/tetsuzuki.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html))

## 8. 児童扶養手当支給事務指導監査について

### (1) 制度の概要

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当は、父母の離婚等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

なお、児童扶養手当支給事務は、都道府県・市等で行われています。

**（２）業務内容**

児童扶養手当支給事務指導監査は、関東信越厚生局管内の都県・市等に対し、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施しています。

また、本指導監査は、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱に基づき、各都道府県にあっては3年に1回程度、市、福祉事務所を設置する町村及び特別区については6年に1回程度の頻度により実施しています。

本指導監査の具体的な内容としては、ヒアリングや請求書等の閲覧により、(ア)事務処理体制の状況、(イ)新規認定、現況届及び各種届出に係る事務処理等の状況、(ウ)資格喪失届の事務処理状況などの確認を行い、是正又は改善指導などの技術的な助言を行っています。

なお、是正・改善指導などの技術的な助言に当たっては、現地において行うほか、指導監査の結果を検討し、必要がある場合は文書をもって行うとともに、その結果について報告を求めることとしています。

**（３）実績（令和4年度）**

指導監査	7 都県 35 市区
------	------------

【参考】児童扶養手当支給事務指導監査の結果については、第Ⅳ章 指導監査等の実績・主な指摘事項等の健康福祉課関係に掲載をしています。

**9. 保護施設に対する指導監査について**

**（１）制度の概要**

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第23条第1項の規定に基づき、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として実施しています。

指導監査は、都道府県・政令指定都市・中核市が設置する保護施設に対し、実地による監査を行います。

**（２）業務内容**

関東信越厚生局においては、管内の対象施設に対して、指導監査を概ね3年に1回の頻度で実施（一般指導監査）しています。

指導監査の具体的な内容は、入所者の処遇、生活環境、自立等への支援や施設の運営管理が適正に行われているかを実地に確認するものです。

指導監査において、不正、著しい不当、最低基準違反等が認められる場合は、改善が図られるまで、随時、特別指導監査を実施することとしています。

**（３）実績（令和4年度）**

一般指導監査	対象施設 2 施設のうち 1 施設
特別指導監査	対象施設なし

**10. 生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）について**

**（１）制度の概要**

生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）は、都道府県、政令指定都市

及び中核市に対して、生活保護法第23条第1項の規定に基づき、関係法令及び通知に照らして医療扶助が適正に適用されているかどうかを、①自立支援医療の適用状況に関する監査、②頻回受診に係る適正受診指導対象者の状況に関する監査、③向精神薬における重複処方の状況の確認監査、④指定医療機関に対する指導等の実施状況の確認監査をすることにより、生活保護制度の適正な運営の確保に資することを目的として実施しています。

**（２）業務内容**

関東信越厚生局においては、管内1都9県、6政令指定都市及び14中核市に対し、①自立支援医療にかかる給付が、生活保護法の医療扶助から支出されている者に対して、適切に是正措置が執られているかどうか、②頻回受診者に対して、適切に指導が実施されているかどうか、③複数の医療機関から向精神薬を重複して処方されている者に対して、適切に審査や是正措置が執られているかどうか、④指定医療機関に対する指導検査等の実施状況について、医療扶助運営要領等に基づき適正に実施されているかどうかを実地に聴取し、確認しています。

**（３）実績（令和4年度）**

事務監査	1 都 9 県 ・ 6 政令指定都市 ・ 14 中核市
------	-----------------------------

【参考】生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）の結果については、第Ⅳ章 指導監査等の実績・主な指摘事項等の健康福祉課関係に掲載をしています。

**1 1. 生活保護法に規定する指定医療機関への指導等について**

**（１）制度の概要**

生活保護法に規定する指定医療機関に対し、医療扶助の適正化を図るため、都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する指導等について、特に国の協力が必要と認められるものへの支援を行うこととしています。

**（２）業務内容**

国と連携して指導（共同指導）等を行う自治体を、①指導検査体制が整備されている、②一定程度以上の指導実績がある、③国民健康保険部局との連携が図られている、等の観点から関東信越厚生局が選定し、選定した自治体に所在する指定医療機関への共同指導を実施しています。

**（３）実績（令和4年度）**

共同指導	2 中核市の医療機関
------	------------

**1 2. 障害者自立支援等業務実地指導等について**

**（１）制度の概要**

障害者基本法の基本的理念にのっとり、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、平成18年4月1日に障害者自立支援法（平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正）が施行され、同法に基づく障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行う障害者自立支援制度\*が創設されました。



この障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、地方厚生局は、障害者総合支援法第2条第3項及び地方自治法第245条の4の規定に基づき、都道府県（政令指定都市、中核市含む）に対して、市町村及びサービス事業者に対する指導の実施状況及び自立支援給付事業の事務処理状況等についての実地指導を実施しています。

※ 障害者自立支援制度の事業内容

自立支援給付（介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援医療費及び補装具費の支給等）及び地域生活支援事業（市町村事業、都道府県事業）に大別される。

## （２）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県、6政令指定都市及び13中核市を対象として、実地指導を実施しています。

## （３）実 績（令和４年度）

実地指導	3 県・2 政令指定都市・2 中核市
------	--------------------

【参考】障害者自立支援等業務実地指導等の結果については、第Ⅳ章 指導監査等の実績・主な指摘事項等の健康福祉課関係に掲載をしています。

## 13. 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査について

### （１）制度の概要

障害者総合支援法（旧「障害者自立支援法」）及び児童福祉法の改正により、平成24年度から指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）は、法令遵守等の業務管理体制を整備すること及びそれに関する事項を記載した届出書を関係行政機関（国、都道府県、市町村）に届け出ることが義務付けられました。

業務管理体制に係る検査（一般検査）は、障害者総合支援法第51条の3等に基づき、業務管理体制整備の届出<sup>※</sup>があった事業者に対し、整備・運用状況を確認するために実施し、事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と障害福祉サービス事業の運営の適正化を図ることを目的とするものです。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて定められており、具体的には、「法令遵守責任者」の選任（全ての事業者が対象）のほか、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備（事業所等数20以上の事業者が対象）、外部監査などによる「業務執行の状況の監査を定期的実施」（事業所等数100以上の事業者が対象）が必要とされます。

※ 届出先は厚生労働省本省（指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等）

届出に記載すべき事項

- ・全ての事業者：事業者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名、法令遵守責任者の氏名、生年月日
- ・事業所等数20以上の事業者：上記に加え、法令遵守規程の概要
- ・事業所等数100以上の事業者：上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要

### （２）業務内容

関東信越厚生局においては、業務管理体制の届出のあった事業者へ立ち入り、業務管理体制の整備・運用状況を確認する一般検査を実施しています。

また、事業所の指定取消処分相当事案があり、自治体から実施依頼があった場合に、特別検査を実施することとしています。

**（３）実 績（令和４年度）**

一般検査	9 事業者
特別検査	1 事業者

**1 4. 各種養成施設等の指定及び監督について**

**（１）制度の概要**

厚生労働省では、法令等により、以下の専門職種に就くための資格要件を定め、当該資格又は受験資格等を得るための養成施設、養成所、養成機関（以下「養成施設等」という。）の指定基準等を定めています。

- ・ あん摩マッサージ指圧師      ・ 栄養士      ・ 管理栄養士
- ・ 社会福祉士                      ・ 介護福祉士

なお、これら養成施設等の指定（認定）を受けようとする者、又は指定等内容の変更の承認を受けようとする者は、法令等により地方厚生局又は都県等に対し申請等を行うことになっています。

（注） 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第４次一括法）の施行に伴い、平成 27 年度（一部、28 年度）から、関東信越厚生局で行っていた以下の専門職種に係る養成施設の指定及び監督の業務については、都県等に移譲されました。

保健師、助産師、看護師、救急救命士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、調理師（入学及び学力認定の事務を含む。）、理容師（入学及び学力認定の事務を含む。）、美容師（入学及び学力認定の事務を含む。）、製菓衛生師、食品衛生管理者、食品衛生監視員、食鳥処理衛生管理者、社会福祉士（大学、短期大学が設置するものを除く）、介護福祉士（実務者研修を含む）（大学、短期大学が設置するものを除く）、社会福祉主事、精神保健福祉士、児童福祉司、児童福祉施設職員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、保育士

**（２）業務内容**

関東信越厚生局においては、厚生労働省組織規則等により、次表に掲げる管内の養成施設等について、申請に基づく指定の事務、変更の承認等の事務を行うとともに、管内に所在する養成施設等に対して、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を実地に確認する指導調査の実施をはじめ、養成施設等に対する監督等の業務を行っています。

関東信越厚生局が管轄する令和 5 年 4 月 1 日現在の養成施設等の学校数、課程数及び入学定員は次表のとおりです。

施設種別	学校数	課程数	入学定員
あ・は・き師等養成施設*	14	22	937
栄養士養成施設	50	50	4,230
管理栄養士養成施設	45	45	3,530

社会福祉士学校	1	2	500
介護福祉士学校	33	33	1,113
福祉系高等学校等	15	15	485
介護福祉士実務者学校	6	6	940
計	164	173	11,735

※ あん摩マッサージ指圧師養成施設及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

【参考】各都県別養成施設等の指定状況等については、第Ⅴ章 資料・データ集の健康福祉課関係に掲載をしています。

### （３）実 績

#### ① 指定等に関する事務

令和４年度における指定、変更の承認及び変更届の受理等に関する業務の実績は、次表のとおりです。

施設種別	処理件数				
	指 定 (認定)	取 消 (廃止)	内容変更	変更届	実習施設
あ・は・き師等養成施設※	0	0	2	8	6
栄養士養成施設	0	2	15	3	—
管理栄養士養成施設	0	0	5	6	—
社会福祉士学校	0	0	0	3	2
介護福祉士学校	0	0	5	78	58
福祉系高等学校等	0	0	0	19	11
介護福祉士実務者学校	0	0	0	7	—
計	0	2	27	124	77

※ あん摩マッサージ指圧師養成施設及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

(注) 上記の表に用いている用語は、次のように省略しています。

- ・指定（認定）：新規指定（認定）
- ・取消（廃止）：申請による指定の取消し承認（但し栄養士、管理栄養士は届出事項）
- ・内容変更：指定内容変更の承認（定員、修業年限、施設・設備の変更等の変更承認事項）
- ・変更届：変更届の受理
- ・実習施設：変更届出のうち、実習施設の追加等に関するもの（変更届の内数）

#### ② 指導監督に関する業務

令和４年度における指導調査の実施状況は、次表のとおりです。

施設種別	実施施設数	実施課程数
あ・は・き師等養成施設※	1	2
管理栄養士養成施設	2	2
栄養士養成施設	4	4
社会福祉士学校	0	0
介護福祉士学校	5	5
福祉系高等学校等	1	1

介護福祉士実務者学校（介護福祉士と同施設）	0	0
計	13	14

※ あん摩マッサージ指圧師養成施設及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

【参考】養成施設等に対する指導調査で散見される指導事項については、関東信越厚生局ホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局 > 業務内容 > 健康福祉課

業務実績等：養成施設等に対する指導調査で散見される指導事項について

([https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/kenko\\_fukushi/](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/))

## 15. 社会福祉士実習演習担当教員講習会及び社会福祉士実習指導者講習会並びに介護教員講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施届出及び変更届出の受理について

### (1) 制度の概要

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学における専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会を修了した者であること等を要件としています。

また、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学における実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導者講習会を修了した者であること等を要件としています。

### (2) 業務内容

講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

関東信越厚生局では、当該講習会の実施届等の受理業務を行っています。

### (3) 実績

令和4年度における業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理	1件(1事業者)
社会福祉士実習指導者講習会実施届の受理	16件(14事業者)
介護教員講習会実施届の受理	4件(3事業者)
介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理	33件(23事業者)
計	54件(41事業者)

## 16. 実務者研修教員講習会の実施届の受理について

### (1) 制度の概要

介護福祉士実務者養成施設において、教務に関する主任者となる教員及び介護過程Ⅲを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実務者研修教員講習会等を修了した者であること等を要件としています。

**（２）業務内容**

講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

関東信越厚生局では、当該講習会の実施届の受理業務を行っています。

**（３）実績（令和４年度）**

受 理	18 件(9 事業者)
-----	-------------

**17. 医療的ケア教員講習会の実施届の受理について**

**（１）制度の概要**

介護福祉士養成施設（実務者養成施設含む）において、医療的ケアを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす医療的ケア教員講習会等を修了した者であること等を要件としています。

**（２）業務内容**

講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

関東信越厚生局では、当該講習会の実施届の受理業務を行っています。

**（３）実績（令和４年度）**

受 理	87 件(33 事業者)
-----	--------------

**18. 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に関する業務について**

**（１）制度の概要**

社会福祉士の国家試験の受験資格を得るには、大学等において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下、「指定科目」という。）を修めて卒業するなどの要件が法律で定められています。

当該指定科目に関する授業を開始しようとする大学等においては、指定科目等に係る開講科目の名称等について、事前に確認申請を行うことを原則としています。

**（２）業務内容**

当該指定科目に関する授業を開始しようとする大学等は、当該授業を開始しようとする日の6月前までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に大学等確認申請書を提出することとなっています。

また、指定科目のうち、実習演習科目については省令に要件等が定められているため、関東信越厚生局では、当該大学等確認申請書の受理及び実習演習科目の確認業務を行っています。

**（３）実 績**

令和４年度における業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
演習科目の確認	２件（２課程）
変更の届出	２１９件（１０５課程）
確認の取消し	３件（３課程）

（注）令和４年４月１日現在、１０５課程が開設されています。

**１９．経営力向上計画について****（１）制度の概要**

「経営力向上計画」とは、中小企業者が人材育成や財務内容の分析、ＩＴの活用、生産性向上のための設備投資等、自社の経営力を向上させるための実施計画です。

この計画について、厚生労働大臣の認定を受けることにより、税制や金融の支援措置を受けることができるというものです。

**（２）業務内容**

医療分野、介護分野、食品分野等、厚生労働省が所管する事業（労働分野を除く）の経営力向上計画の認定事務を行っています。

**（３）実 績（令和４年度）**

認定件数	７１５件
------	------

（注）関東信越厚生局は北海道、東北の各厚生局管内についても取り扱っていますので、認定件数は、北海道、東北、関東信越の各厚生局管内の合計件数です。



## （医 事 課）

### 1. 臨床研修に関する業務

#### 1-1 医師の臨床研修について（臨床研修費等補助金含む）

##### （1）制度の概要

医師の適正な臨床研修の実施体制の確保に関する業務を所管しています。

医師臨床研修制度は昭和23年に卒後1年のインターン制度として開始され、昭和43年に臨床研修医制度として創設されました。昭和43年に創設された制度は、努力規定として位置づけられた研修でしたが、平成16年4月からは、診療に従事しようとする医師には、2年以上の臨床研修を受けることが必修化となり医師法により義務づけられました。

この医師臨床研修制度の基本理念は、「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学および医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならぬ。」となっており、各臨床研修指定病院で作成されたプログラムが、地域医療対策協議会に諮られ、承認を受けたプログラムで研修が実施されます。

##### （2）業務内容

平成30年7月の医療法及び医師法の改正により、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限等が、令和2年度より、都県へ移譲されました。関東信越厚生局においては、年次報告、研修プログラム変更及び実地調査等に関する技術的助言を都県に行うほか、実地調査、臨床研修費等補助金の交付に関する事業において各都県から提出される申請書の審査及び研修医等からの相談対応等を引き続き実施しています。

臨床研修修了に伴う医籍への登録に関する業務としては、修了者から提出される登録証交付申請書の審査及び発送業務を行っています。

##### （3）実 績

	令和4年度
医籍登録の状況	
医籍登録件数	3,877件
臨床研修費等補助金の交付状況 交付先及び交付額	
交付先	1都9県(317件)
交付額	38億3,686万円
臨床研修病院等の実地調査の状況	
既指定臨床研修病院	1件

## 1-2 歯科医師の臨床研修について

### （1）制度の概要

歯科医師臨床研修施設の指定に係る審査及び指導並びに適正な臨床研修の実施体制の確保に関する業務を所管しています。

歯科医師臨床研修は昭和62年に一般歯科医養成研修事業として開始されました。その後、平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上の臨床研修を受けなければならないものとされ、平成18年4月より歯科医師臨床研修の必修化が開始されました。

この歯科医師臨床研修制度の基本理念は、「臨床研修については、患者中心の全人格的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な診療能力(態度・技能・知識)を身につけ、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることのできるものでなければならない。」となっています。このため、大学病院や各臨床研修施設で作成されたプログラムが、医道審議会歯科医師臨床研修部会に諮られ、承認を受けたプログラムで研修が実施されます。

### （2）業務内容

関東信越厚生局においては、新規指定もしくはプログラム変更等の申請を行った施設の研修プログラムの内容を関係法令の定める基準に照らして審査し、他の地方厚生局管轄の申請の2次審査や臨床研修施設の実地調査も各厚生局の担当者との共同で実施しています。

また、全国各地で開催される指導歯科医講習会において、臨床研修制度の周知に関する講演を担当するなど、全国厚生局の総括的な役割も有しています。

臨床研修修了に伴う歯科医籍への登録に関する業務としては、修了者から提出される登録証交付申請書の審査及び発送業務を行っています。

### （3）実績

（単位：件）

	令和4年度
新規指定申請等の審査の状況（全国）	
臨床研修病院の新規指定申請に係る審査	68
臨床研修プログラムの変更申請に係る審査	226
歯科医籍登録の状況	
歯科医籍登録件数	1,131
指導歯科医講習会における講演	
指導歯科医講習会への講師派遣件数	1
臨床研修施設等の実地調査の状況（全国）	
大学病院・指定臨床研修施設	47



## 《臨床研修施設指定状況》（令和5年3月31日現在）

## ① 都県別指定施設数

（単位：施設）

都 県 名	施 設 数		
	施設数計	単独型	管理型
茨城県	1	0	1
栃木県	2	2	0
群馬県	2	1	1
埼玉県	12	5	7
千葉県	14	8	6
東京都	31	11	20
神奈川県	18	10	8
新潟県	1	0	1
山梨県	1	0	1
長野県	4	4	0
合 計	86	41	45

## ② 医科大学・歯科大学（附属）病院数

（単位：施設）

都 県 名	施 設 数		
	施設数計	単独型相当	管理型相当
茨城県	1	1	0
栃木県	2	2	0
群馬県	1	0	1
埼玉県	3	0	3
千葉県	5	2	3
東京都	13	6	7
神奈川県	5	0	5
新潟県	2	0	2
山梨県	1	0	1
長野県	2	0	2
合 計	35	11	24

（注）単独型であり管理型でもある場合は管理型に計上しています。

【参考】臨床研修病院等の情報については、以下のホームページに掲載をしています。

D-R-E-I-S 歯科医師臨床研修プログラム検索サイト

<https://www.iradis.mhlw.go.jp/dreis/common/ad0.xhtml>

## 2. 医療の安全に関する取組の普及及び啓発について

### （1）制度の概要

医療機関等に対して、医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管しています。

厚生労働省では平成13年度から毎年11月25日を含む1週間を「医療安全週間」と位置付け医療安全対策の推進を図っています。

### （2）業務内容

関東信越厚生局においては、平成14年度から「医療安全週間」の前後に、管内医療機関の病院管理者及び医療安全管理者等を対象に、医療安全に関する知識の習得を目的として、「医療安全セミナー（ワークショップ）」を開催しています。

### （3）実績

「令和4年度医療安全セミナー」を次のとおり開催しました。

開催日：令和4年11月10日（木）9：00～16：35

場所：オンライン開催（Zoomによるライブ配信）

申込者数：講演コース789名、グループワークコース54名

## 3. 関東信越厚生局管内の健康危機管理体制の整備について

### （1）制度の概要

原因の明らかでない公衆衛生上の重大な危害が生じ、国民の生命、健康安全を脅かす事態に対し、迅速に対応できる体制の整備等を行っています。

### （2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県の健康危機管理関係所管課及び関係機関（検疫所、保健所等）の連絡網を作成し、健康危機管理に対する共通の認識、情報の共有化等により、関係機関の職員が相互連携し、現実に健康危機が発生した場合、有効な対策がとれるようにしています。

### （3）実績

（単位：回）

	令和4年度
地方衛生研究所等主催による地域保健総合推進事業に係る地域ブロック会議、ブロック長会議等へ出席	1

## 4. 医師の確保について

### （1）制度の概要

医師の確保に関する業務を所管しています。

### （2）業務内容

関東信越厚生局においては、地域や診療科による医師不足問題に関して、管内1都9県の情報を収集しています。

**（３）実 績**

	令和４年度
地方公共団体からの医師派遣申請	申請なし

**５．行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施について**

**（１）制度の概要**

行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関する業務を所管しています。

国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、行政処分を受けた医師等の職業倫理を高め、医療技術を再確認し、能力と適性に応じた医療を提供するように促すことを目的として、医師法及び歯科医師法が改正され、平成19年4月1日から施行されました。

**（２）業務内容**

関東信越厚生局においては、1年以上の医業停止又は歯科医業停止の行政処分を受けた者を対象とする再教育研修（個別研修）に関する業務として、再教育の対象者が受けるべき研修に関しての相談対応や、進捗状況の把握、助言指導者指名手続き、個別研修計画書の受理及び個別研修修了証の交付等の業務を行っています。

**（３）実 績**

（単位：件）

	令和４年度
個別研修計画書受理	3
個別研修修了証交付	6

**６．医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等について**

**（１）制度の概要**

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する業務を所管しています。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様な他害行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」が平成17年7月に施行されました。

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者であって、不起訴処分又は無罪等の裁判が確定した者に対しての処遇が定められたものです。

**（２）業務内容**

関東信越厚生局においては、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。また、この法律では、対象者の処遇を

決定するために、裁判官と精神科医（精神保健審判員）、必要に応じて精神保健福祉の専門家（精神保健参与員）で審判が行われます。この構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の作成なども行っています。

（注）精神保健審判員は、精神保健判定医の名簿の中から任命されます。

**（３）実 績**

（単位：件）

	令和４年度
指定入院医療機関の指定	0
指定通院医療機関の指定（訪問看護ステーション、薬局含む）	57
指定入院医療機関の選定及び移送	90
指定通院医療機関の選定	99
精神保健判定医の名簿収載	305
精神保健参与員の名簿収載	279
診療報酬請求の審査・支払	9,939
指定入院医療機関に対する指導監査	13
指定通院医療機関に対する指導監査	8

その他、法施行に際し、制度の円滑な運用のために、厚生労働本省、各都県担当部局、地方裁判所、保護観察所、指定医療機関等の関係機関と打合せを行っています。

【参考】心神喪失者等医療観察法についての情報は、関東信越厚生局ホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局 > 業務内容 > 医事課 > 心神喪失者等医療観察法関係

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/iji/shinshin.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/iji/shinshin.html)

**7. 再生医療等の安全性の確保について**

**（１）制度の概要**

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が平成26年11月に施行されました。再生医療等を提供する機関は厚生労働大臣の認定を受けた再生医療等委員会の意見を聴いた上で、提供計画を厚生労働省へ提出することや、細胞培養加工施設を設置する者は細胞加工物の製造の届出又は許可を受けることなどが必要になりました。

**（２）業務内容**

再生医療等を提供する医療機関から提出された提供計画の受付や、特定細胞加工物事業者の許可証の発行を行っています。

- ① 再生医療等計画の届出受理（中止含む）
- ② 特定細胞加工物の製造の届出受理又は許可（廃止含む）
- ③ 再生医療等委員会の認定（廃止含む）
- ④ 定期報告の受付と必要な調査等

**（３）実 績**

（単位：件）

	令和４年度
再生医療等提供計画の受理	453
特定細胞加工物製造届出受理又は許可	240
再生医療等委員会の認定	8
提供状況定期報告書の受理	1,865
製造状況定期報告書の受理	1,154

**８．看護師の特定行為に係る研修の実施体制の確保について**

**（１）制度の概要**

団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図るため、より高度かつ専門的な知識と技能を持つ看護師の活躍が期待されています。そこで平成27年10月から、実践経験のある看護師が厚生労働大臣の指定を受けた指定研修機関の研修を受講することにより、事前に作成された手順書に基づき、医師や歯科医師の判断を待たずに診療の補助の一部である「特定行為」を行うことができるようになりました。

**（２）業務内容**

専門的知識経験に基づく特定行為研修の指定研修機関の指定に係る審査や指導、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理などの業務を行っています。

- ① 新規指定研修機関の指定に係る研修計画や施設等に関する審査及び指導
- ② 研修計画、研修体制等に関する実地調査及び指導
- ③ 研修内容の変更に係る届出や申請の審査及び指導
- ④ 指定研修機関に関する年次報告書の確認及び指導
- ⑤ 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の確認及び指導
- ⑥ 指定研修機関や受講する看護師からの相談対応

**（３）実 績**

（単位：件）

	令和４年度
指定研修機関の指定等に係る審査の状況	
指定申請に係る審査	19
特定行為区分の変更申請に係る審査	27
指定研修機関の変更届出に係る審査	165
年次報告に係る審査	84
特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理の状況	
報告書の受理	99
指定研修機関等の実地調査の状況	
指定研修機関申請者	1
指定研修機関	1

## 《指定研修機関指定状況》（令和5年3月31日現在）

## ○ 都県別指定研修機関数

（単位：施設）

都 県 名	施 設 数
茨 城 県	4
栃 木 県	2
群 馬 県	10
埼 玉 県	7
千 葉 県	9
東 京 都	38
神 奈 川 県	23
新 潟 県	6
山 梨 県	3
長 野 県	8
合 計	110

## 9. 臨床研究に対する信頼の確保について

## (1) 制度の概要

臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定める「臨床研究法」が平成29年4月14日に公布され、平成30年4月1日から施行されました。

## (2) 業務内容

特定臨床研究を実施する者から提出された実施計画の受理や、臨床研究審査委員会の認定などを行っています。

- ① 特定臨床研究の実施計画の届出受理（中止含む）
- ② 臨床研究審査委員会の認定（廃止含む）
- ③ 定期報告の受理と必要な調査等

## (3) 実 績

（単位：件）

	令和4年度
特定臨床研究の実施計画の受理	185
特定臨床研究実施計画事項変更届の受理	1,630
定期報告の受理	532
臨床研究審査委員会の認定	8

10. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務について

(1) 制度の概要

令和7年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに令和7年の医療需要と病床の必要量を推計し定めることで、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制の構築を推進することとしています。

(2) 業務内容

都県等における議論の進捗状況について都県からヒアリング・情報収集を行い、また、地域医療構想調整会議等へ出席し、本省と情報の共有を行っています。

11. 災害時における医療の確保の支援に関する業務について

(1) 制度の概要

災害発生時における医療提供体制の確保に関する業務を所管しています。

(2) 業務内容

災害発生時における医療提供体制を確保することを目的に、都県の役割を尊重し厚生労働省医政局と連携を図りながら、厚生労働省医政局と都県の円滑な連絡・情報共有に向けた業務や都県への支援業務、災害拠点病院等の調査（視察）等を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	令和4年度
災害拠点病院等の調査（視察）件数	15

12. 医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定に関する業務について

(1) 制度の概要

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が認定する制度や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みが令和2年4月1日から施行されました。

(2) 業務内容

医師少数区域等において6か月以上勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供に必要な業務を行った医師からの認定申請書を受理し、申請内容の審査及び認定証明書の交付を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	令和4年度
医師少数区域経験医師の認定申請件数	113



## （薬事監視指導課）

### 1. 医薬品及び再生医療等製品の製造業等の許可について

#### （1）制度の概要

業として医薬品等を製造する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を取得する必要があります。厚生労働大臣の指定する医薬品等を製造する製造所の許可については、地方厚生局長にその権限が委任されており、それ以外の医薬品等を製造する製造所の許可については、都道府県知事が行うこととされています。

#### （2）業務内容

関東信越厚生局においては、これらの許可に関する申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査します。

なお、許可対象施設において違反が判明した場合等には、事情聴取や立入検査等を行うこともあります。

##### ① 厚生労働大臣の指定する医薬品等

- ・ 生物学的製剤
- ・ 放射性医薬品
- ・ 国家検定医薬品
- ・ 遺伝子組換え技術応用医薬品
- ・ 細胞培養技術応用医薬品
- ・ 細胞組織医薬品
- ・ 特定生物由来製品医薬品
- ・ 再生医療等製品

##### ② 地方厚生局における医薬品等の製造業等申請及びその届出に係る処理事項

- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業許可
- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業許可更新
- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業区分追加（変更）許可
- ・ 生物由来製品・再生医療等製品製造管理者の承認
- ・ 各種届出の受理（変更、休止、廃止、再開の届）
- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業許可証書換・再交付

#### （3）実績

（単位：件）

	令和4年度
医薬品・再生医療等製品製造業の許可等件数	120



## 2. 輸入確認証の発給業務について

### （1）制度の概要

輸入される医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品並びに毒物及び劇物について、通関前に確認を行うことにより、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流通することを未然に防ぐことを目的として、「医薬品等輸入確認要領」及び「毒劇物輸入確認要領」に基づき、通関前に輸入者に指定の書類を提出させて審査を行っています。

### （2）業務内容

関東信越厚生局においては、上記提出書類を審査し、「輸入確認証」を発給します。

#### 輸入監視業務の所轄範囲

函館税関、東京税関及び横浜税関で通関される輸入貨物

（参考）

近畿厚生局：名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関、長崎税関及び沖縄地区税関で通関されるもの

### （3）実績

（単位：件）

	令和4年度
発給件数	100,337
電話照会件数（メール照会を含む。）	約3,600 /月

令和5年2月1日から「医薬品等輸入確認情報システム」の運用を開始し、オンラインによる輸入確認証の申請及び発給手続きができるようになりました。

【参考】医薬品等輸入確認情報システムについての情報は、関東信越厚生局ホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局 > 業務内容 > 医薬品等の輸入手続きについて

(<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iji/yakkanhp-kaishu-2016-3.html>)

## （食品衛生課）

### 1. 食中毒に係る調整事務について

#### （1）制度の概要

近年、食品の流通は複数の都道府県をまたがることが一般化しており、それに伴い、食中毒事案も広域化しています。

平成30年の食品衛生法の改正により、食中毒事案の発生及び拡大防止等のために、国及び都道府県等が行う監視指導が総合的かつ迅速に行われるよう、相互に連携・協力することが義務化されました。また、広域的な食中毒事案の調査方針の共有や情報交換等の対応を行う場として、広域連携協議会が設置され、厚生労働省を幹事とし、都道府県、保健所設置市、特別区と地方厚生局で構成されています。

#### （2）業務内容

関東信越厚生局においては、複数の都県をまたがるような大規模食中毒の発生時には、厚生労働省からの依頼等により、管内自治体との情報共有・連携強化のため広域連携協議会を開催及び自治体等と共同で立入調査等を行います。また、日常の食中毒対策等の実施及び食中毒事件の情報収集について、地方自治体及び厚生労働省と連携を図り調整を行っています。

- ・食中毒事例の情報収集
- ・自治体との連絡調整
- ・厚生労働省の依頼による広域連携協議会の開催
- ・厚生労働省の指示による調査

#### （3）実 績

##### ・食中毒事例の情報収集

（単位：件）

令和4年度	実 績
食中毒速報等収集	70

##### ・関東信越広域連携協議会

令和4年度

実 施 日：令和4年6月24日      実施場所：関東信越厚生局会議室  
（オンライン開催）

（参考：令和3年度及び令和2年度実績）

令和3年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止しました。

（注）関東信越広域連携協議会の開催状況は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（食中毒関係）](#)

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/shokuhin/kouiki\\_00004.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/kouiki_00004.html)

## 2. 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督等について

### （1）制度の概要

食品衛生法第29条に規定される都道府県等の食品衛生検査施設及び第31条に規定される登録検査機関については、食品衛生検査技術の高度化・多様化に伴って試験検査の信頼性を確保する見地から、より適切な業務管理を実施する必要が生じ、平成7年の食品衛生法改正により、食品等検査の業務管理基準が導入されました。

さらに、平成15年の食品衛生法の改正によって、公正性・中立性を備える民間法人にも検査が実施できるよう指定制度から登録制度に移行し、定期的な見直しを行うための更新制度の導入や検査の技術的基準を設け、制度の透明性を確保しています。

### （2）業務内容

関東信越厚生局においては、検査機関の登録業務の他に登録検査機関に対して、業務規程の遵守、試験検査の精度管理及び業務管理の実施、帳簿等の適正な記録とその保存をはじめとした業務管理要領への適合性に関する立入検査及び指導を実施しています。

また、管内の登録検査機関の資質向上のため、最新の知見及び当該年度の立入検査及び指導の注意点等についての研修を実施しています。

#### ① 登録検査機関

##### （ア）登録・認可に関する事項

- ・登録の申請
- ・検査事業所の設置等の届出受理
- ・業務規程の認可及び変更認可
- ・検査業務の休止・廃止の許可
- ・登録事項変更の届出受理
- ・適合命令、改善命令

##### （イ）製品検査・自主検査等の業務管理に関する事項

- ・業務規程の遵守に係る指導
- ・業務管理に関する技術上の基準への適合性（組織、施設・検査器具等の管理、製品検査の管理、信頼性確保業務等）に係る立入検査及び指導
- ・帳簿の記載事項・保存に関する立入検査及び指導

##### （ウ）検査精度管理業務研修会の実施

#### ② 検疫所が行う試験及び検査の業務に関する点検及びその結果に基づく助言

**（３）実 績****・登録検査機関への立入検査**

（単位：件）

令和4年度	実 績
新規登録に関する立入検査	0
変更事項に関する立入検査	0
登録の更新に関する立入検査	2
定期立入検査	38
臨時立入検査	2
計	42

**・検査精度管理業務研修会**

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため研修会の開催を中止しましたが、令和3年度及び令和2年度と同様にホームページに「登録検査機関への地方厚生局の立ち入り検査について」掲載しています。

（参考：令和3年度及び令和2年度実績）

令和3年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止しました。

（注）登録検査機関の一覧（関東信越厚生局管内）及び検査精度管理研修会の開催状況は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生（登録検査機関関係）](#)

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/shokuhin/shokuhin\\_gi\\_jutsu.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/shokuhin_gi_jutsu.html)

**3. HACCPの普及促進に係る業務について****（１）制度の概要**

HACCP<sup>\*</sup>による衛生管理の導入を目的に、平成7年5月に総合衛生管理製造過程の承認制度が創設されました。関東信越厚生局では、総合衛生管理製造過程の承認施設の申請の審査、現地調査、承認及び承認後の立入検査を所管し、事業者へHACCPによる衛生管理の推進に努めてきました。

当該制度は一部の食品の製造施設が対象でしたが、平成30年6月に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、全ての食品等事業者に対しHACCPに沿った衛生管理が制度化され、令和2年6月に施行、1年間の猶予期間を経て令和3年6月から完全施行されました。

総合衛生管理製造過程の制度は、改正法が施行されることにより、その役目を終え令和2年5月末で廃止されました。

なお、当厚生局においては、各施設の有効期限の満了日まで立入検査で指導を行っています。

また、業種や事業者の規模の大小を問わず広くHACCPを普及推進していくため、平成27年にHACCP普及推進中央連絡協議会及びHACCP普及推進地方連絡協議会が創設されました。関東信越厚生局では、必要に応じ地方自治体と協力して地方連絡協議会の開催等を行っています。

※HACCP（ハサップ）：Hazard Analysis and Critical Control Point  
EU、米国など諸外国で導入、制度化されている食品衛生の国際的なスタンダード

## （２）業務内容

関東信越厚生局においては、総合衛生管理製造過程施設の承認後の立入検査を通じて事業者への指導を行い、また、関係者間の情報共有及び意見交換の場を設けるなど、HACCPによる衛生管理の推進に努めています。

- ・ HACCP普及推進地方連絡協議会の開催
- ・ 総合衛生管理製造過程の立入検査、変更承認等

## （３）実績

### ・ HACCP普及推進地方連絡協議会

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため協議会等の開催を中止しました。

（参考：令和3年度及び令和2年度実績）

令和3年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止しました。

令和2年度：「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づく政省令等に関するweb説明会（コロナ感染拡大防止のためWEB開催）開催

### ・ 総合衛生製造管理過程施設への立入検査

（単位：件）

令和4年度	実績
変更承認に関する立入検査	0
その他の立入検査	3
計	3

（注）総合衛生管理製造過程施設一覧（関東信越厚生局管内）は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（総合衛生管理製造過程関係）](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/haccop.html)  
([https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/shokuhin/haccop.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/haccop.html))

## 4. 輸出食肉認定施設に対する指導、確認及び査察について

### （１）制度の概要

国産牛肉や豚肉等を外国へ輸出する際は、輸出先国が定める施設の構造・設備、HACCPに基づく衛生管理及び検査法等の衛生要件に適合する認定施設で処理されたものであることが必要です。認定施設において適正な管理が行われていることを、定期的な厚生労働省の査察により確認することも認定の要件となっています。

厚生労働省の査察業務については、地方厚生局に移管されており、関東信越厚生局においては管内の4施設に対し、定期的な査察を行うこととなっています。

なお、令和2年4月1日に農林水産物・食品の輸出の促進を図る目的で施行された「農林水産物および食品の輸出の促進に関する法律」により、制度が明確化

され、一層の推進が図られています。

## （２）業務内容

関東信越厚生局においては、米国向け等輸出食肉取扱施設として認定されている施設に対して定期的な査察を行い、監視・改善指導等を実施しています。

### ① 輸出食肉認定施設の認定準備作業

- ・ 事前相談（申請者及び自治体等）
- ・ 認定に関する関係者会議への参加等
- ・ 新規認定に係る現地調査への同行

### ② 認定施設に対する査察及び指導

- ・ 認定施設、食肉衛生検査所及び残留物質等モニタリング指定検査機関への定期的な現地査察
- ・ 査察結果に基づく改善措置を認定施設及び自治体に通知するとともに厚生労働省へ報告
- ・ 輸出先国による査察の際の対象施設への同行

## （３）実 績

### ・ 輸出食肉認定施設への査察等

（単位：回）

令和4年度			実 績
群馬県	G-1	(株)群馬県食肉卸売市場	13
栃木県	TOC-1	とちぎ食肉センター	13
越谷市	KOC-1	越谷食肉センター IHミートパッカー(株) 東京ミートセンター	2
埼玉県	SA-4	県北食肉センター協業組合	1

（注）輸出食肉認定施設一覧は、以下のホームページにに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（輸出食肉関係）](#)

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/shokuhin/shokuniku.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/shokuniku.html)

## 5. 輸出食肉製品取扱施設の認定及び査察等について

### （１）制度の概要

食肉又は食鳥肉の加工品（以下、食肉製品）を輸出する場合は、輸出先国が定める施設の構造・設備、HACCPに基づく衛生管理等の衛生要件に適合する施設で製造加工されたものである必要があります。

そのため、「輸出食肉製品の取扱要綱（EU等、シンガポール及び台湾向け）」に基づき、地方厚生局において、施設の認定及び適正な管理の確認のための定期的な査察を行うこととなっています。

なお、当制度は、「農林水産物および食品の輸出の促進に関する法律」の施行に伴い令和2年4月1日から創設されました。



**（２）業務内容**

関東信越厚生局においては、輸出食肉製品取扱施設の認定業務及び取扱施設に対して定期的な査察を行い、監視・改善指導等を実施しています。

- ・ 輸出食肉製品取扱施設の認定
- ・ 認定施設への定期的な現地査察
- ・ 査察結果に基づく改善措置を認定施設に通知
- ・ 認定施設の変更承認等

**（３）実績**

・ 輸出食肉製品取扱施設への査察

（単位：件）

令和４年度	実績
新規認定に関する査察	1
定期的な査察	1
計	2

（注）輸出食肉製品認定施設一覧は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（輸出食肉製品関係）](#)

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/shokuhin/shokunikuseihin.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/shokunikuseihin.html)

**6. 輸出水産食品施設の認定、査察等及び衛生証明書の発行について**

**（１）制度の概要**

水産食品を輸出する場合は、輸出先国が定める衛生要件に適合する施設で製造加工されたものである必要があります。

また、輸出先国の求めに応じ、輸出国の食品衛生上の権限を有する行政機関等が発行する衛生証明書の添付が求められています。

そのため、輸出国向け「輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、地方厚生局等の公的機関において、施設の認定や適正な管理の確認のための定期的な現地査察及び衛生証明書の発行等を行うこととなっています。

なお、令和２年４月１日に農林水産物・食品の輸出の促進を図る目的で施行された「農林水産物および食品の輸出の促進に関する法律」により、制度が明確化され、一層の推進が図られています。

また、台湾向け輸出貝類及びベトナム向け輸出水産食品に係る衛生証明書発行業務については、令和４年７月１日から農林水産省に移管されました。

**（２）業務内容**

① EU

関東信越厚生局においては、事業者等から「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更等の手続を実施しています。また、認定施設の査察等を実施します。

- ・ 輸出施設の認定
- ・ 認定事項の変更・取消し
- ・ 認定施設の査察等



**② 米国**

関東信越厚生局においては、事業者等から「アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更等の手続を実施しています。また、必要に応じて認定施設の査察等を実施します。

- ・ 輸出施設の認定
- ・ 認定事項の変更・取消し
- ・ 認定施設の査察等

**③ ブラジル**

関東信越厚生局においては、事業者等から「ブラジル向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更、衛生証明書の発行等の手続を実施しています。また、必要に応じて認定施設の査察等を実施します。

- ・ 輸出施設の認定
- ・ 認定事項の変更・取消し
- ・ 衛生証明書の発行
- ・ 認定施設の査察等

**④ 韓国**

関東信越厚生局においては、事業者等から「大韓民国向け輸出水産食品取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更、衛生証明書の発行等の手続を実施しています。また、必要に応じて認定施設の査察等を実施します。

- ・ 輸出施設の認定
- ・ 認定事項の変更・取消し
- ・ 衛生証明書の発行
- ・ 認定施設の査察等

**⑤ 中国**

関東信越厚生局においては、事業者等から「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更、衛生証明書の発行等の手続を実施しています。また、必要に応じて登録した認定施設の査察等を実施します。

- ・ 輸出施設の認定
- ・ 認定事項の変更・取消し
- ・ 衛生証明書の発行
- ・ 認定施設の査察等

**（３）実 績**

## ・輸出水産食品施設の新規認定

（単位：件）

令和４年度	実 績
EU向け輸出水産食品施設	0
米国向け輸出水産食品施設	0
ブラジル向け輸出水産食品施設	1
韓国向け輸出水産食品施設	1
中国向け輸出水産食品施設	0

## ・輸出水産食品認定施設への査察等

（単位：件）

令和４年度	実 績
EU向け輸出水産食品認定施設	12
米国向け輸出水産食品認定施設	7
ブラジル向け輸出水産食品認定施設	6
韓国向け輸出水産食品認定施設	0
中国向け輸出水産食品認定施設	10

（注）輸出水産食品認定施設一覧は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（輸出水産食品関係）](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/yushutsusuisan_00001.html)

[（https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/shokuhin/yushutsusuisan\\_00001.html）](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/yushutsusuisan_00001.html)

## ・衛生証明書の発行

（単位：件）

令和４年度	実 績
ブラジル向け衛生証明書発行	0
韓国向け衛生証明書発行	112
中国向け衛生証明書発行	27
台湾向け衛生証明書発行	0
ベトナム向け衛生証明書発行	51

（注）衛生証明書の発行については、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（衛生証明書関係）](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/yushutsusuisan_00003.html)

[（https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/shokuhin/yushutsusuisan\\_00003.html）](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/yushutsusuisan_00003.html)

## 7. 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止に関する関係機関との連携について

**（１）制度の概要**

健康増進法第65条において、食品として販売するものは、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示を行い、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないとされています。

また、虚偽・誇大広告等の表示に関し、必要があると認めた場合の食品製造施設等への立入及び収去の権限については消費者庁長官から地方厚生局長に委任されています。

なお、健康増進法の改正により、令和2年4月1日から当該規定は法第31条から法第65条に変更となりました。

## （2）業務内容

関東信越厚生局においては、食品として販売するものに関し、健康の保持増進効果を謳う表示について、消費者庁や自治体等と連携を図りながら事業者の指導等を行っています。

## （3）実績

（単位：件）

令和4年度	実績
自治体からの相談及び指導	0
事業者からの相談及び指導	0

## 8. 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションについて

### （1）制度の概要

平成15年に食品安全基本法の制定及び食品衛生法の改正により、国民の健康保護を優先する新たな食品安全行政の基本的な方策として「リスク分析手法」が導入され、その具体的な実施と展開を支える柱として「リスクコミュニケーション」が位置づけられました。厚生労働省では、平成15年から内閣府（食品安全委員会）、農林水産省との連携を図りながら、消費者、食品関連事業者、専門家、メディアなどとのリスクコミュニケーションの取り組みを進めています。

### （2）業務内容

関東信越厚生局においては、自治体と協力しながらリスクコミュニケーションの実施について取り組みを行っています。

### （3）実績

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止しました。

（参考：令和3年度及び令和2年度実績）

令和3年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止しました。

（注）食品の安全性に係る意見交換会の開催結果は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（リスクコミュニケーション関係）](#)

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/shokuhin/shokuhin\\_risuku.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/shokuhin_risuku.html)

## （地域包括ケア推進課）

団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向け、都県を通じた市区町村支援業務を行っています。

### 1. 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について

#### （1）業務の概要

地域包括ケアシステムに関する幅広い知識、経験、情報を得るとともに、厚生労働省、都県と連携しつつ、市区町村における地域包括ケアシステムの取組を推進・支援するための企画、立案及び総合調整を行い、効果的な業務の実施を図っています。

#### （2）実績

（単位：回）

区 分	令和4年度
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の開催	2

### 2. 関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会等の設置・運営について

#### （1）業務の概要

地域包括ケアシステムの構築支援を的確に実施するため、都県と共同で「関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会」を設置し、現状分析、課題の整理、対策の企画・検討及び意見交換を行っています。また、分科会では、特にテーマを絞っての情報共有及び意見交換を行っています。

#### （2）実績

（単位：回）

区 分	令和4年度
関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会の開催	1
関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会分科会の開催	2

### 3. 地域包括ケア推進支援について

#### （1）業務の概要

地域包括ケア推進本部や地域包括ケア推進都県協議会等での検討も踏まえ、関東信越厚生局の立ち位置を活かし、都県の「役に立つ」ことを念頭に、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を行っています。

**（２）実 績**

（単位：回）

区 分	令和４年度
地域包括ケア応援セミナーの開催	2
自治体関係者を対象とした意見交換会・研修会の開催	2
他省庁の地方支分部局と連携した勉強会・セミナーの開催	1

**４．地域包括ケア推進状況の把握及び助言・支援について**

**（１）業務の概要**

都県及び市区町村の地域包括ケアシステムに関して、現地を訪問又はオンラインにより、意見交換を行い、地域包括ケア推進状況の把握及び助言・支援を行っています。

**（２）実 績**

（単位：回）

区 分	令和４年度
都県訪問及び意見交換	3
市区町村訪問及び意見交換	20

**５．講演と後援について**

**（１）業務の概要**

講演依頼については、市区町村や事業者団体等まで幅広く対応し、関東信越厚生局長の後援名義等の使用についても、地域包括ケアシステムの構築に資するものについては、規模にかかわらず柔軟に対応しています。

**（２）実 績**

（単位：回）

区 分	令和４年度
講演依頼等対応	2
後援名義の使用許可	0

**６．地域における公的介護施設等の整備計画の認定等について**

**（１）業務の概要**

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、民間事業者による保健、福祉に関する総合的な施設等の整備（特定民間施設）に関する計画について厚生労働大臣による認定を行っています（整備計画の認定）。

**（２）実 績**

関東信越厚生局においては、管内１都９県の整備計画の認定（変更）に関する事務を行っています。なお、令和５年３月３１日現在の認定施設は１施設です。

## 7. 地域支援事業交付金の執行について

### （1）業務の概要

地域支援事業交付金に係る執行事務については、厚生労働省本省からの移管を受け、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び確定等を行っています。

### （2）実 績

（単位：円）

令和4年度交付決定額	53,614,318,020
------------	----------------

## 8. 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備・介護従事者の確保）について

### （1）業務の概要

地域医療介護総合確保基金に係る執行事務については、厚生労働省本省からの移管を受け、管内各都県から提出された交付申請書を審査の上、交付決定を行っています。

### （2）実 績

（単位：円）

令和4年度交付決定額	40,255,320,000
うち介護施設等整備事業分	18,691,775,000
うち介護従事者確保事業分	21,563,545,000

## 9. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

### （1）業務の概要

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、厚生労働省本省からの移管を受け、令和3年度から、一体的実施に係る後期高齢者医療財政調整交付金における特別調整交付金の審査、一体的実施の実施状況調査及び管内の市区町村へのヒアリングを実施し、それらの把握した状況等を踏まえ、都県及び広域連合等に対する必要な助言及び支援を行っています。

### （2）実 績

令和4年度は、管内の後期高齢者医療広域連合から提出された実施計画書の内容審査及び実施状況調査の取りまとめ、管内1市1町への一体的実施に係るヒアリングを実施しました。

（単位：件）

区 分	令和4年度
実施計画書の提出件数(管内市区町村数 450)	290



**10. 介護保険事業（支援）計画の作成・進捗状況の把握及び助言・支援について****（1）業務の概要**

介護保険事業（支援）計画に関する作成状況、取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進に当たっての課題等について、管内の各都県を通じて把握し、助言及び支援を行っています。

**（2）実 績**

関東信越厚生局においては、管内1都9県の第8期介護保険事業（支援）計画に関して、令和4年度の実施状況及び法定報告等に関するヒアリングを実施しました。

# （保 険 課）

## 1. 健康保険組合について

### （1）制度の概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。企業等の事業主とその企業等に使用される被保険者で組織されますが、1企業により組織され700人以上の被保険者で構成される単一健康保険組合と、同業種の複数の企業により組織され3,000人以上の被保険者で構成される総合健康保険組合があります。

健康保険組合では、法定給付のほか、法令等の範囲で付加給付等の独自の事業とともに、実情に応じた保険料率の設定を行うことができます。

### （2）業務内容

関東信越厚生局では、管内1都9県に所在する健康保険組合の設立・合併・解散等の事務指導、認可申請書等の審査事務、届書の確認事務、各種証明事務及び指導監督等の業務を実施しています。

### （3）実 績（令和4年度）

#### ① 各申請書等の処理件数

健康保険組合から受理した規約変更届書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明 印鑑証明
令和4年度	2,380	7,694	10,299	2,717

#### ② 指導監督

健康保険組合への実地指導監査は、平成13年3月22日付保発第76号厚生労働省保険局長通知及び令和4年3月8日付保保発0308第1号厚生労働省保険局保険課長通知において示された実地指導監査の実施方針に基づき、総合監査（事業全般にわたる監査）、経理監査（財務・経理事務に特化した監査）及び改善状況確認監査（改善状況の進捗確認が必要な組合に対する改善状況の確認に特化した監査）を実施しました。

	実地指導監査 実 績	内 訳		
		総合監査	経理監査	改善状況確認監査
令和4年度	139件	84件	55件	0件

#### ③ 事務講習会等への職員派遣

健康保険組合を対象として開催される事務講習会に職員を派遣し、個人情報保護、監査からみた留意事項等のテーマに関し、講師として説明を行いました。（計9回）

#### ④ その他

令和4年度における健康保険組合の新設等については、次のとおりです。

<新設>

- ・令和 4 年 4 月 1 日 ベイカレント 健康保険組合

<解散>

- ・令和 4 年 4 月 1 日 文祥堂 健康保険組合
- ・令和 4 年 10 月 1 日 三貴 健康保険組合

<合併による消滅>

- ・令和 4 年 4 月 1 日 ジャパンビバレッジ 健康保険組合
- ・令和 4 年 4 月 1 日 日産自動車プリンス 健康保険組合
- ・令和 4 年 10 月 1 日 大日本明治製糖 健康保険組合
- ・令和 5 年 2 月 1 日 鬼怒川ゴム 健康保険組合

## 2. 全国健康保険協会支部について

### (1) 制度の概要

全国健康保険協会は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。従来、国が運営し政府管掌健康保険といわれていましたが、平成20年10月1日に全国健康保険協会が設立され、全国47都道府県に支部が設置されました。

### (2) 業務内容

関東信越厚生局では、管内1都9県に所在する全国健康保険協会支部が行う滞納処分等の認可申請書の審査事務及び同支部に対する立入検査等の業務を実施しています。

### (3) 実績

#### ① 各申請書等の処理件数

	認可申請書等の認可
令和4年度	0件

#### ② 立入検査等

平成22年1月7日付保保発0107第1号厚生労働省保険局保険課長通知（平成27年6月1日付保保発0601第01号及び平成28年5月11日付保保発0511第02号により一部改正）において示された実施方針に基づき、3支部（山梨、新潟、茨城）に実施しました。

## 3. 医療保険制度の概要について

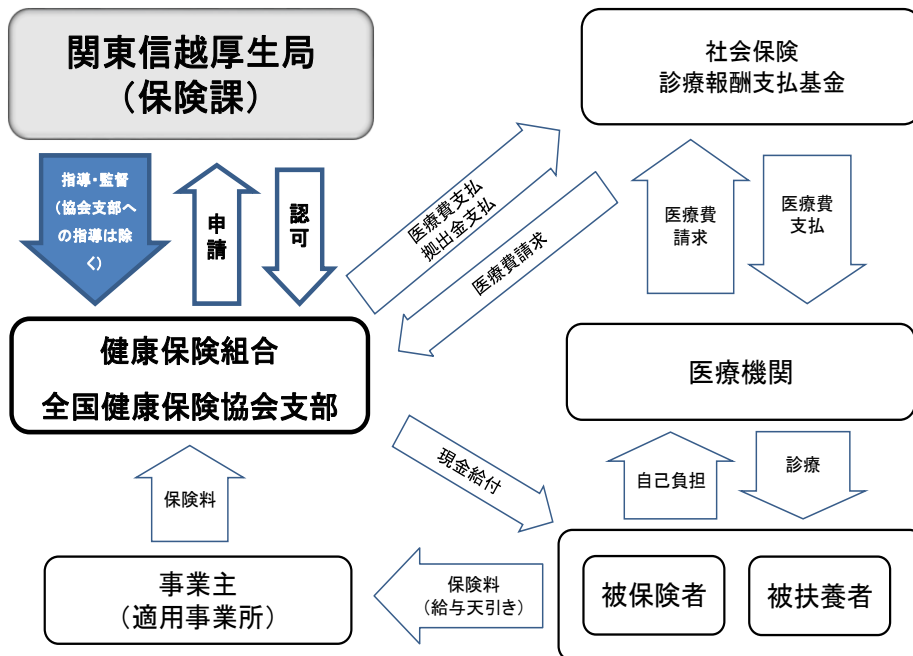
医療保険制度とは相互扶助の精神のもとに、企業等の事業主とその企業等に使用される被保険者が保険料を出し合い、病気、けが、出産、死亡などのときに必要な医療や現金の給付を受けることにより、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

⇒ 医療保険制度の種類

我が国の医療保険制度は職域保険（被用者保険）と地域保険及び後期高齢者医療制度に大別されます。職域保険には、企業等に雇用されている人たちを対象とした「健康保険」、公務員を対象とした「共済組合」などがあります。このほか地域保険である農業者等を対象とした「国民健康保険」や75歳以上の方等を対象とした「後期高齢者医療制度」により、すべての国民がいずれかの制度に加入する国民皆保険の体制となっています。

	制度	加入者	保険者
職域保険	健康保険	企業等に使用される者とその家族	健康保険組合 全国健康保険協会
	船員保険	船員とその家族	全国健康保険協会
	共済組合	国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等とその家族	共済組合
地域保険	国民健康保険	農業者、自営業者等	市町村（特別区を含む） 国民健康保険組合
	後期高齢者医療制度	75歳以上および65歳～74歳で一定の障害の状態がある者で、広域連合の認定を受けた者	後期高齢者医療広域連合

厚生局と健康保険組合等の関係と健康保険制度の概要



## （企業年金課）

### 1. 確定拠出年金について

#### （1）制度の概要

確定拠出年金制度は、個人又は企業の事業主が拠出した掛金を個人の責任において運営管理機関に資産の運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を年金として受け取ることができるようにした制度です。したがって、給付額は、掛金とその運用収益との合計額をもとに決定されることとなります。

確定拠出年金が導入された背景には、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化、雇用の流動化等の社会経済状況の変化等があり、これらに十分対応し、老後の生活への備えを一層安定したものとするため、新たな選択肢として、自己責任を「原則」とする制度として平成13年10月に発足しました。

なお、確定拠出年金の実施形態には、事業主が掛金を拠出する「企業型」と個人で加入して掛金を拠出する「個人型（iDeCo）」とがあります。

【参考】確定拠出年金については、厚生労働省ホームページに掲載をしています。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 年金 > 年金・日本年金機構関係 > 私的年金制度の概要（企業年金、個人年金） > 確定拠出年金制度  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html>

#### （2）業務内容

関東信越厚生局では、管内1都9県に所在する企業型の確定拠出年金を実施している事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書、規約変更届出書等の受理及び承認を行っています。

#### （3）実績

事業主から受理した規約承認申請書等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約承認申請書の承認	規約変更承認申請書等の承認	規約変更届出書等の受理
令和4年度	156	1,688	1,773

### 2. 確定給付企業年金について

#### （1）制度の概要

確定給付企業年金制度は、平成14年4月に発足した制度で、加入した期間や給付水準に応じて予め将来の給付額が決められる仕組みとなっています。

確定給付企業年金の実施形態には、労使で合意した年金規約に基づき、企業の事業主が契約を結んだ信託会社・生命保険会社等が、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の企業年金基金（確定給付企業年金法に基づき厚生労働大臣が認可した法人）を設立したうえで、この基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「基金型」とがあります。

【参考】確定給付企業年金については、厚生労働省ホームページに掲載をしています。  
 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 年金 > 年金・日本年金機構関係 > 私的年金制度の概要（企業年金、個人年金） > 確定給付企業年金制度  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062851.html>

## （２）業務内容

関東信越厚生局では、管内 1 都 9 県に所在する確定給付企業年金を実施している事業主及び企業年金基金（以下、併せて「事業主等」といいます。）からの規約承認（認可）申請書、規約変更承認（認可）申請書、規約変更届出書等の受理、承認・認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び法人証明・印鑑証明等の発行のほか、事業主等に対する指導・監督などの業務を行っています。

## （３）実 績

### ① 各申請書等の処理件数

事業主等から受理した規約承認申請書等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約承認申請書・規約変更承認申請書等の承認等	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由
令和 4 年度	295	9, 116	979

### ② 指導監督

確定給付企業年金制度の適正かつ効率的な事業運営を確保する観点から、事業主等への指導・監督にあたっては、法令及び規約等に基づき適正に運営されているか個別具体的に確認することとしています。

なお、総合型の企業年金基金に対しては実地監査を、それ以外の事業主等に対しては書面監査を実施しています。

監査実施件数

（単位：件）

	令和 4 年度	
	書 面	実 地
実 績	1, 117	29

【参考】令和 4 年度の確定給付企業年金監査における主な指摘事項については、第Ⅳ章 指導監査等の実績・主な指摘事項等の企業年金課関係に詳細を掲載していますのでご覧ください。

## 3. 厚生年金基金について

### （１）制度の概要

厚生年金基金制度は、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行給付）とともに、厚生年金基金ごとに定められた独自の上乗せ給付（プラスアルファ給付）を行う企業年金制度で、従業員に、より手厚い老後保障を行うことを目的として昭和 41 年に発足しました。

その後、生活水準の向上や経済・投資環境の変化などを踏まえ、制度の充実・改善が図られてきました。平成 14 年 4 月の法律改正により、厚生年金基金は代



行部分を国へ返し（代行返上）、確定給付企業年金へ移行することも認められるようになりました。

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受けた法人として、制度の運営・管理を行っています。

なお、平成25年の法律改正により、平成26年4月以降は、厚生年金基金の新規設立は認められないこととなっています。

【参考】厚生年金基金については、厚生労働省ホームページに掲載をしています。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 年金 > 年金・日本年金機構関係 > 私的年金制度の概要（企業年金、個人年金） > 厚生年金基金制度  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kousei/index.html>

## （2）業務内容

関東信越厚生局では、管内に所在する厚生年金基金からの規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理、認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明の発行のほか、厚生年金基金に対する指導・監督などの業務を行っています。

## （3）実 績

### ① 各申請書等の処理件数

厚生年金基金から受理した規約変更届出書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由
令和4年度	10	28	43

### ② 指導・監督

厚生年金基金制度の適正な運営等を確保する観点から、厚生年金基金への指導・監督にあたっては、法令・通達等に基づき適正な業務執行が図られていること、事業運営の内容が円滑かつ適正に行われていることを主眼として実施しています。

また、解散した厚生年金基金に対して、財産目録等承認申請時に監査を実施しています。

監査実施件数

（単位：件）

	令和4年度
実 績	1

## 4. 国民年金基金について

### （1）制度の概要

国民年金基金制度は、国民年金に加入する自営業者等の方々と国民年金に上乗せして厚生年金のある会社員等との年金格差を是正する観点から、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする給付を支給する制度として平成3年4月に発足しました。

国民年金基金は、国民年金法に基づき厚生労働大臣の認可を受けた法人で、全国国民年金基金並びに同業種ごとに設立された歯科医師国民年金基金、司法書士国民年金基金及び日本弁護士国民年金基金があります。

【参考】国民年金基金については、厚生労働省ホームページに掲載をしています。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 年金 > 年金・日本年金機構関係 > 私的年金制度の概要（企業年金、個人年金） > 国民年金基金制度  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059350.html>

## （２）業務内容

関東信越厚生局では、管内に所在する国民年金基金からの規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理、認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明の発行のほか、国民年金基金に対する指導・監督などの業務を行っています。

## （３）実 績

### ① 各申請書等の処理件数

国民年金基金から受理した規約変更届出書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由
令和4年度	3	6	24

### ② 指導・監督

基金の自立の推進を図る観点から、国民年金基金への指導・監督にあたっては、制度の周知を図るための広報活動の実施状況、加入員確保事業の推進状況等を中心に実施することとしています。

監査実施件数

（単位：件）

	令和4年度
実 績	1

## （管 理 課）

### 1. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

#### （1）制度の概要

平成20年度税制改正により、法人税法施行令第5条第1項第29号ワにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号タにおいて、公益法人等のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなりました。

#### （2）業務内容

##### ① オープン病院事業法人

一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院事業を行う法人が、医療保健業を収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

関東信越厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

##### ② 福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等で無料低額な診療を行う病院事業を行う法人が医療保健業を収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号（第7号は一般社団法人又は一般財団法人に限る。）の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

関東信越厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

#### （3）実 績

##### ① オープン病院事業法人の証明実績

（単位：件）

区 分	令和4年度
証 明 件 数	52

##### ② 福祉病院事業法人の証明実績

（単位：件）

区 分	令和4年度
証 明 件 数	6

## 2. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明について

### （1）制度の概要

特定医療法人とは、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づき、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人のことです。

### （2）業務内容

関東信越厚生局では、特定医療法人として、法人税率の特例を受ける要件（各事業年度においてその事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの）とされる基準（厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める）を満たすものである旨の厚生労働大臣の当該事業年度における証明書の交付を行っています。

### （3）実績

（単位：件）

区 分	令和4年度
証 明 件 数	86

## 3. 社会保険診療報酬支払基金の監査について

### （1）制度の概要

会社の従業員や国及び地方の公務員などの被保険者は、保険者である協会けんぽ、健康保険組合や共済組合などに加入しています。

被保険者や被扶養者である家族が病気になったり、ケガをして医療機関に行って治療を受けると、その医療費は診療報酬という形で医療機関から社会保険診療報酬支払基金※（以下「支払基金」という。）に請求されます。

支払基金は、医療機関から請求された診療報酬が適正であるかどうかを審査した上で、保険者に請求を行います。

保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。

このように、医療費は、医療機関、保険者がそれぞれの請求・支払を個別に行うのではなく、保険者から審査と支払を委託されている支払基金という公的な機関を通して適正に審査され、支払われています。

※ 社会保険診療報酬支払基金

社会保険診療報酬支払基金は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）です。

### （2）業務内容

保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険分に係るレセプトの審査・支払業務等を行っている支払基金の監査については、「社会保険診療報酬支

払基金審査委員会事務局の实地監査について」（令和4年9月30日付保保発0930第7号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき行うこととされています。

関東信越厚生局では、支払基金審査委員会事務局の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内（1都9県）の支払基金審査委員会事務局の監査を実施しています。

なお、「行政改革に関する第5次答申」（昭和58年3月14日臨時行政調査会）の中で、民間法人化された法人に対する政府の関与は最小限のものとするべきであるとされていることを踏まえ、公益法人の立入検査の実施状況を参考に、それと同程度の少なくとも3年に1回実施しています。

また、支払基金審査委員会事務局の業務において重大な事故が発生した場合等は、必要に応じて監査を実施します。

※ 社会保険診療報酬支払基金法の一部が改正されたことにより、令和4年10月に審査事務集約が行われたため、支部は廃止され、審査事務は、14か所の審査事務センター等に集約されたとともに、審査委員会事務局が各都道府県に設置されました。これに伴い、令和4年10月以降の地方厚生局における支払基金に係る監査対象については、各都道府県で診療報酬等の審査決定を行う審査委員会を運営する審査委員会事務局となっています。

なお、ブロック毎に設置される審査事務センター等については、厚生労働省保険局保険課が実施する本部監査の対象とすることになります。

### （3）実績

（単位：件）

区 分	令和4年度
監査実施審査委員会事務局数	1

## 4. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

### （1）制度の概要

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の一般国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、都道府県及び市町村（特別区を含む）と国民健康保険組合であり、国民健康保険団体連合会は、この制度における診療報酬の審査支払事務、保険者支援事業を実施しています。

### （2）業務内容

都道府県知事が行う国民健康保険事業の助言・指導監督については「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会の指導監督について（基本通知）」（平成31年1月23日付保発0123第2号厚生労働省保険局長通知）及び「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について」（平成31年1月23日付保国発0123第2号国民健康保険課長通知）に基づき行われています。

関東信越厚生局における保険者及び国民健康保険団体連合会の助言・指導監督については、これらの通知に基づき実施するほか、保険料（税）収納率の向上、

累積赤字額の計画的早期解消、診療報酬明細書点検調査等の充実強化、保健事業の推進を重点事項として、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図りつつ、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう助言指導を行っています。

**(3) 実績**

(単位：件)

区 分	令和4年度
助 言	15
指 導 監 督	5

**① 実地による助言等**

- ・令和4年 7月 茨城県・水戸市・茨城県国民健康保険団体連合会（法人番号：5700150018163）
- ・令和4年 9月 栃木県・日光市・栃木県国民健康保険団体連合会（法人番号：7700150019226）
- ・令和4年10月 新潟県・湯沢町・新潟県国民健康保険団体連合会（法人番号：1700150022268）
- ・令和4年11月 埼玉県・戸田市・埼玉県国民健康保険団体連合会（法人番号：9700150016824）
- ・令和5年 1月 神奈川県・大和市・神奈川県国民健康保険団体連合会（法人番号：4700150011945）

**② 来局による助言**

- ・令和4年11月～12月  
群馬県・千葉県・東京都・山梨県・長野県

**③ 主な助言内容**

助言等の対象	主 な 助 言 内 容
都 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤字保険者に対する助言に関する事</li> <li>・滞納者対策の助言に関する事</li> <li>・医療費適正化対策の助言に関する事</li> <li>・保健事業の取組促進の助言に関する事</li> </ul>
保 険 者 (市区町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（税）の徴収活動の改善を要するもの</li> <li>・医療費適正化の取組に充実・強化を要するもの</li> <li>・保健事業の充実を要するもの</li> </ul>
国民健康保険 団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査支払業務に関する事</li> <li>・保険者の行う医療費適正化及び保健事業に係る支援に関する事</li> <li>・個人情報等の管理に関する事</li> </ul>



## 5. 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

### （1）制度の概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民健康の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

国（厚生労働省）は、後期高齢者医療制度の運営が健全に行われるよう必要な諸般の措置を講ずるとともに、目的達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他関連施策を積極的に推進することとしています。

### （2）業務内容

高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令の規定に基づき、地方厚生局及び都道府県は、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会に対し報告の徴収、技術的助言等を行うこととされています。

関東信越厚生局では、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営に資することを目的として、都道府県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の事務の実施状況を関係法令等に照らして検討し、後期高齢者医療制度の事務の適正かつ効果的運営の促進について必要な助言指導を行っています。

### （3）実績

（単位：件）

区 分	令和4年度
助 言	20
指 導 監 督	5

#### ① 実地による助言等

- ・令和4年 7月 茨城県・水戸市・茨城県後期高齢者医療広域連合（法人番号：900020089443）・茨城県国民健康保険団体連合会（法人番号：5700150018163）
- ・令和4年 9月 栃木県・日光市・栃木県後期高齢者医療広域連合（法人番号：400020098639）・栃木県国民健康保険団体連合会（法人番号：7700150019226）
- ・令和4年10月 新潟県・湯沢町・新潟県後期高齢者医療広域連合（法人番号：200020159590）・新潟県国民健康保険団体連合会（法人番号：1700150022268）
- ・令和4年11月 埼玉県・戸田市・埼玉県後期高齢者医療広域連合（法人番号：300020119008）・埼玉県国民健康保険団体連合会（法人番号：9700150016824）
- ・令和5年 1月 神奈川県・大和市・神奈川県後期高齢者医療広域連合（法人番号：800020148415）・神奈川県国民健康保険団体連合会（法人番号：4700150011945）

② 書面による助言等

・令和4年11月～12月

群馬県後期高齢者医療広域連合（法人番号:8000020109185）・千葉県後期高齢者医療広域連合（法人番号:1000020128902）・東京都後期高齢者医療広域連合（法人番号:4000020138584）・山梨県後期高齢者医療広域連合（法人番号:6000020199419）・長野県後期高齢者医療広域連合（法人番号:2000020209791）

③ 来局による助言

・令和4年11月～12月

群馬県・千葉県・東京都・山梨県・長野県

④ 主な助言内容

助言の対象	主な助言内容
都 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の保険料収納対策の支援に関する事</li> <li>・医療費の適正化に関する事</li> <li>・保健事業に関する事</li> </ul>
後期高齢者医療 広域連合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の保険料収納対策の支援に関する事</li> <li>・医療費の適正化に関する事</li> <li>・保健事業に関する事</li> </ul>
国民健康保険 団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査支払業務に関する事</li> <li>・保険者の行う医療費適正化及び保健事業に係る支援に関する事</li> <li>・個人情報等の管理に関する事</li> </ul>

## （医療課）

### 1. 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査業務について

#### （1）制度の概要

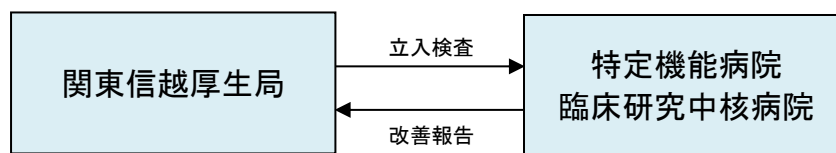
特定機能病院は、高度の医療を提供する能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力があり、高度の医療に関する研修を行うなど様々な機能をあわせもった厚生労働大臣の承認を受けた医療機関で、関東信越厚生局の管内1都9県には、令和5年3月31日現在、26の大学病院、国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院、国立がん研究センター中央病院、国立がん研究センター東病院、公益財団法人がん研究会有明病院及び聖路加国際病院の合計31病院が厚生労働大臣から特定機能病院と称することができるものとして承認を得ています。

臨床研究中核病院は、特定臨床研究に関する計画の立案及び実施、他の病院に対する特定臨床研究の実施に関する相談対応及び情報提供等を行う能力を有する厚生労働大臣の承認を受けた医療機関で、関東信越厚生局管内には、令和5年3月31日現在、6病院が厚生労働大臣から臨床研究中核病院と称することができるものとして承認を得ています。

#### （2）業務内容

承認を受けた特定機能病院及び臨床研究中核病院が、法令により定められている人員及び構造設備等を有し、それぞれ適正な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は指導等を通じて改善を図ることにより、良質で適正な医療の提供又は特定臨床研究を行う場としてふさわしいものとするために、医療法第25条第3項の規定に基づき、原則として1年に一度立入検査を実施しています。

立入検査の実施体制としては、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認を行うなどの検査を行っています。



立入検査は、厚生労働省医政局地域医療計画課から通知された「特定機能病院の立入検査業務実施要領」及び厚生労働省医政局研究開発政策課から通知された「臨床研究中核病院の立入検査業務実施要領」等に基づき実施しています。

#### （注）特定機能病院に対する主な立入検査項目

- ・安全管理体制の確保状況
- ・院内感染防止対策
- ・医薬品に係る安全管理体制
- ・医療機器に係る安全管理体制
- ・職員健康診断
- ・特定機能病院としての要件事項等

#### 臨床研究中核病院に対する主な立入検査項目

- ・特定臨床研究の適正実施の体制等
- ・その他の特定臨床研究の適正実施の体制
- ・臨床研究中核病院としての要件事項等

**（3）実績****① 立入検査実施件数**

（単位：件）

区 分	令和4年度
特定機能病院	22
臨床研究中核病院	3

（注）令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況に鑑み、上記以外の特定機能病院9件、臨床研究中核病院3件については、書面による確認を実施しました。

**② 主な指摘事項****（ア）特定機能病院**

医療安全管理体制の確保等について徹底を図るため、「医療安全対策に関する通知等に基づき適正に管理されているか」、「院内感染防止に関する通知に基づき適正に管理されているか」などに重点をおいて立入検査を実施し、次のような内容について、改善や検討を指示しました。

- ・中途採用者及び復職者に対する研修については、現場での業務を開始する前に研修を実施する仕組みを検討すること
- ・各種委員会の委員の出席を積極的に促し、恒常的な欠席及び代理出席を解消すること

**（イ）臨床研究中核病院**

特定臨床研究の適正実施体制等の確保等の徹底を図るため、特定臨床研究適正実施体制全般に関する実施計画や実施状況等について、立入検査を実施し、次のような内容について、改善や検討を指示しました。

- ・特定臨床研究の実績が未達であることを確認したので、「臨床研究中核病院に係る継続的な取組の評価について」（令和元年12月6日厚生科学審議会臨床研究部会）に基づき、厚生科学審議会臨床研究部会への状況の報告等の必要な対応を行い、改善に向けた計画を策定すること

**2. 保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等に対する指導監査について****（1）制度の概要**

保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に対する指導及び監査は、保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「健康保険法等」という。）の規定に基づき実施します。

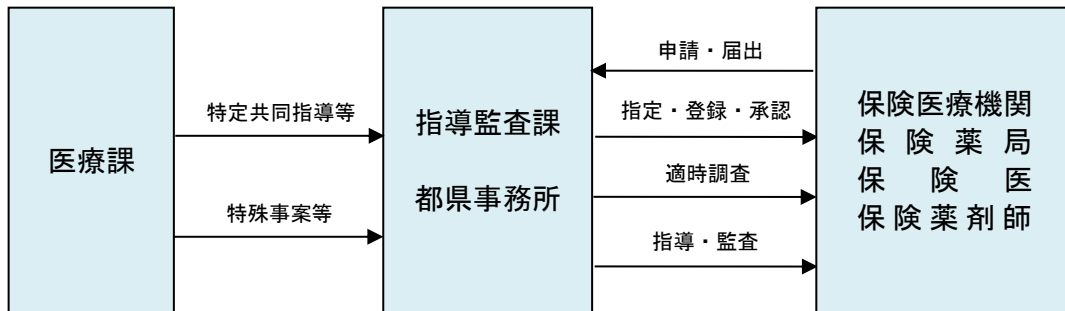
指定訪問看護事業者に対する指導及び監査は、指定訪問看護の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法等の規定に基づき実施します。

また、受領委任に係る承諾又は登録を受けた柔道整復施術者及び施術所に対する指導及び監査は、療養費の受領委任の取扱い及び療養費の請求事務等に関して質的向上及び適正化を目的とし、柔道整復師の施術に係る療養費についての通知等に基づき実施します。同様に、受領委任に係る承諾及び登録を受けたはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師及び施術所に対し、はり・きゅう・あん摩マッサージに関する指導及び監査を行います。

**(2) 業務内容**

指導監査課及び都県事務所が行う保険医療機関等に対する指導等業務に関する事務の指導及び監督を行っています。

また、指導監査課等が行う大規模な指導等（本省と共同で行う特定共同指導等）の実施及び特殊事案の指導等の実施において、当課職員を派遣し業務支援を行っています。



なお、関東信越厚生局管内の保険医療機関は、病院2,303施設、医科診療所32,792施設、歯科診療所27,891施設、薬局22,351施設が指定を受けています。

また、保険医は241,016人、（医師175,158人、歯科医師65,858人）、保険薬剤師は146,427人が登録を受けています。

さらに、訪問看護事業所は5,241件が指定を受けており、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取り扱い施術所は11,909件、柔道整復師は16,975人が受領委任契約を締結しています。（令和5年3月末現在）

**(3) 実績**

**① 実施件数**

（単位：件）

区 分	令和4年度
特定共同指導・共同指導の実施保険医療機関等数	6

（注）令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況に鑑み、上記6件を除き予定していた11件は延期しました。

## （調 査 課）

### 1. 保険医療指導部門の情報公開請求について

#### （1）制度の概要

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関することを行います。

#### （2）業務内容

管理課、医療課、調査課、特別指導第一・二課、指導監査課及び各都県事務所の保有する情報開示請求に対する開示内容の統一化、的確に速やかな処理を図ることを目的として開示内容及び進捗の管理を行っています。



## （特別指導第一課、第二課）

### 1. 特定事項に関する監督について

#### （1）制度の概要

医療保険制度の健全な運営を堅持し、国民に対する適正な保険診療等の提供が行われるよう、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者（以下「保険医療機関等」という）に対する監督に関する事務のうち、関東信越厚生局長が「特別の監督を行う必要があると認めた特定事項」（以下「特別特定事項」という）について監督を行います。

#### （2）業務内容

特別特定事項とした保険医療機関等に対し、指導・監査等を行います。

## （指導監査課・各都県事務所）

指導監査課及び各都県事務所は、保険医療機関等に対する指導監査等の業務を行います。指導監査課は、関東信越厚生局が所在する埼玉県を、また、埼玉県以外の各都県事務所は都県事務所が所在する都県をそれぞれ管轄しています。以下、指導監査課及び各都県事務所に共通する業務について説明します。

### 1. 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査について

#### （1）制度の概要

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）並びに保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に対する指導は保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき実施します。

また受領委任に係る承諾及び登録を受けた柔道整復師及び施術所に対し、柔道整復に関する指導及び監査を行います。同様に、受領委任に係る承諾及び登録を受けたはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師及び施術所に対し、はり・きゅう・あん摩マッサージに関する指導及び監査を行います。

その他指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し、指定訪問看護に関する指導及び監査をそれぞれ行います。

#### （2）業務内容

##### ① 保険医療機関等に対する指導・監査

指導は、「指導大綱<sup>\*</sup>」に基づき集団指導、集団的個別指導、個別指導等を、eラーニングによる実施、講習会形式又は面談懇談形式により、保険医療機関等の開設者及び保険医等に視聴、出席を求め保険診療等に関して実施しています。

なお、個別指導等により明らかに不正等が疑われる場合は監査を行います。

その監査は、「監査要綱<sup>\*</sup>」に基づき、診療内容や診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があり、監査を行う必要があると認められる場合に実施します。

監査の結果により、保険医療機関等の指定の取消・保険医等の登録の取消のほか、戒告・注意の措置を行っています。

このうち指定の取消及び登録の取消は、関東信越地方社会保険医療協議会へ諮問し、答申を得て、行政処分として行っています。

※ 「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日付保発第117号厚生省保険局長通知）により定められています。

##### ② 施設基準に関する調査

厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料の施設基準）等に基づき保険医療機関等からの届出について、審査を行っています。

また、施設基準等の届出を受理した保険医療機関等を対象として、施設基準等の届出受理後の調査を実施し、必要に応じ指導等を行っています。

③ 柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結・登録業務と指導・監査及びはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任契約の締結・登録と指導・監査

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等及び、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する申し出について、審査、受理等を行っています。

受領委任の取扱いを承諾・登録した柔道整復師及びはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任の取扱い等を対象として、講習会形式による集団指導を行っています。

④ 指定訪問看護事業者に対する指導・監査

指導は、「指導要綱※」に基づき集団指導を、講習会形式により、指定訪問看護事業者及び管理者等に出席を求め、保険診療等に関して実施しています。

※ 「指定訪問看護事業者等の指導及び監査について」(平成15年4月1日付保発第0401006号厚生労働省保険局長通知)により定められています。

(3) 実績

① 令和3年度 保険医療機関等の指導・監査状況

(単位：件)

都県名	対象機関	新規 個別指導	集団指導	集团的 個別指導	個別指導	監査
茨城県	医 科	41	1,789	94	7	1
	歯 科	22	1,572	111	10	0
	薬 局	42	1,527	96	12	1
栃木県	医 科	17	1,540	87	6	0
	歯 科	11	1,162	75	4	0
	薬 局	38	1,085	68	1	0
群馬県	医 科	26	1,663	90	6	0
	歯 科	17	1,072	74	11	0
	薬 局	44	1,096	67	8	0
埼玉県	医 科	121	4,585	301	24	0
	歯 科	65	3,909	276	52	1
	薬 局	120	3,470	211	31	0
千葉県	医 科	66	4,182	229	14	3
	歯 科	80	3,680	251	12	2
	薬 局	30	2,936	188	3	0
東京都	医 科	119	14,978	807	30	7
	歯 科	45	12,049	798	32	3
	薬 局	159	7,861	500	20	2
神奈川県	医 科	113	7,354	445	27	3
	歯 科	144	5,493	381	27	2
	薬 局	157	4,583	294	47	0

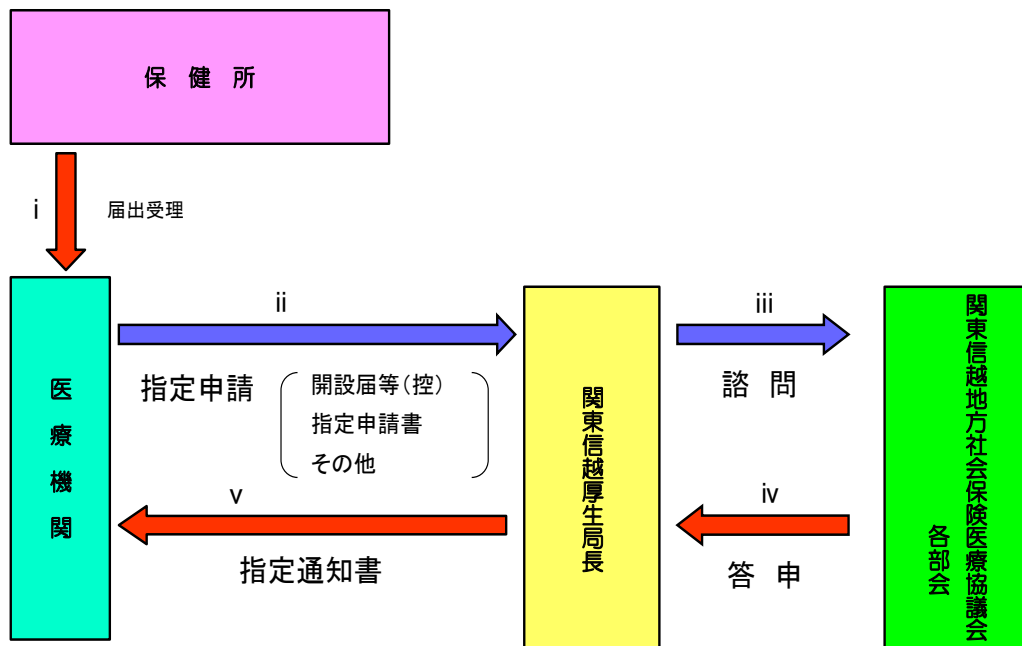
新潟県	医 科	20	1,529	86	2	0
	歯 科	17	1,338	92	8	2
	薬 局	41	1,314	86	11	2
山梨県	医 科	16	712	41	1	0
	歯 科	8	502	34	4	0
	薬 局	17	538	35	17	0
長野県	医 科	26	1,637	97	4	0
	歯 科	5	1,137	80	7	0
	薬 局	24	1,146	73	8	0
合 計	医 科	565	39,969	2,277	121	14
	歯 科	414	31,914	2,172	167	10
	薬 局	672	25,556	1,618	158	5

## 2. 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

### (1) 制度の概要

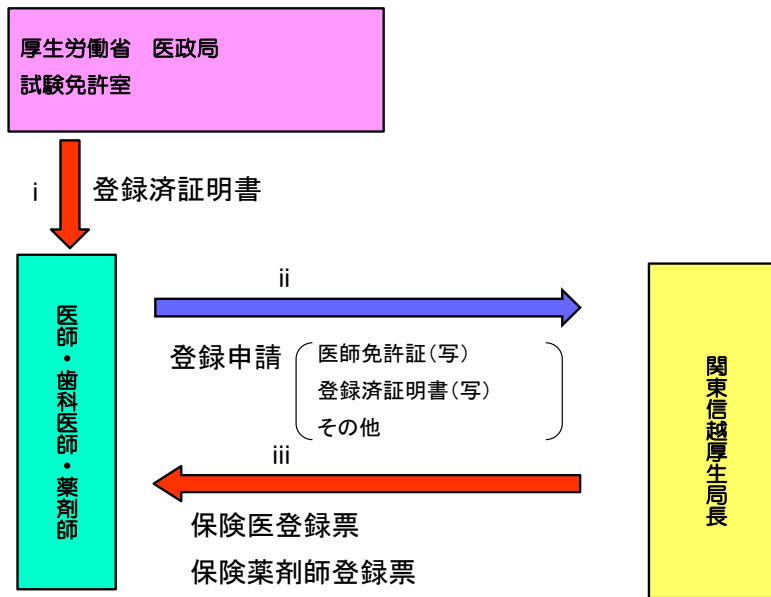
保険医療機関・保険薬局の指定、保険医・保険薬剤師の登録のしくみ

#### ① 保険医療機関等の指定申請手続きについて



- i 医療機関の届出が受理される
- ii 指導監査課及び各都県事務所に指定申請書を提出
- iii、iv 関東信越地方社会保険医療協議会へ諮問し、答申を得る
- v 指定通知書の交付

② 保険医・保険薬剤師の登録申請手続きについて



- i 医師免許証への登録済証明書が送付される
- ii 申請書に登録済証明書の写等を添付し申請
- iii 保険医登録票等の発行

(注) 指定・登録が行われない場合

- ・指定・登録の取消を受けて5年を経過していないとき
- ・医療機関等が保険給付に関し診療または調剤内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて関東信越厚生局による指導を受けたとき
- ・保険医療機関等や保険医等として著しく不適当と認められるとき

(2) 業務内容

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師及び歯科医師の保険医の登録や、保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険薬剤師の登録を行います。

(3) 実績

① 令和4年度 保険医療機関等の指定状況

(単位：件)

都県名	医 科		歯 科		薬 局	
	指定	廃止等	指定	廃止等	指定	廃止等
茨城県	366	358	337	352	256	249
栃木県	320	322	257	252	217	194
群馬県	319	321	254	264	205	190
埼玉県	1,046	1,023	879	890	627	582
千葉県	894	868	832	830	572	517
東京都	3,028	2,811	2,575	2,523	1,559	1,490
神奈川県	1,482	1,428	1,185	1,225	878	808

新潟県	383	389	315	333	229	235
山梨県	149	156	124	126	99	100
長野県	330	349	264	272	194	186

② 令和4年度 指定訪問看護事業者の指定状況 (単位：件)

都県名	指定	廃止等
茨城県	40	4
栃木県	29	2
群馬県	33	7
埼玉県	109	17
千葉県	85	17
東京都	167	56
神奈川県	100	40
新潟県	19	6
山梨県	9	1
長野県	24	6

③ 令和4年度 保険医等の登録状況 (単位：人)

都県名		新規登録	抹消等	異動	
				転入	転出
茨城県	医師	197	8	73	67
	歯科医師	4	19	8	8
	薬剤師	161	3	51	62
栃木県	医師	164	20	103	101
	歯科医師	5	6	8	4
	薬剤師	126	1	44	33
群馬県	医師	114	20	28	27
	歯科医師	7	20	9	3
	薬剤師	116	4	41	28
埼玉県	医師	415	23	269	271
	歯科医師	86	12	26	21
	薬剤師	560	6	115	102
千葉県	医師	436	13	297	268
	歯科医師	121	16	25	35
	薬剤師	512	7	111	122
東京都	医師	1,240	68	1,040	857
	歯科医師	415	53	117	152
	薬剤師	1,170	16	297	269
神奈川県	医師	659	50	419	325
	歯科医師	180	34	41	48
	薬剤師	816	9	173	190



新潟県	医師	125	31	87	79
	歯科医師	54	19	11	35
	薬剤師	93	5	32	39
山梨県	医師	56	9	24	28
	歯科医師	6	3	0	0
	薬剤師	41	3	14	12
長野県	医師	136	35	93	92
	歯科医師	50	15	9	33
	薬剤師	88	7	51	46

### 3. 関東信越地方社会保険医療協議会各部会の運営について

#### (1) 概要

関東信越地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関及び保険薬局の指定について、関東信越地方社会保険医療協議会の部会で審議が行われます。

#### (2) 業務内容

指導監査課及び各都県事務所では、それぞれの都県名を冠した関東信越地方社会保険医療協議会の部会の庶務を行っています。

#### (3) 実績

管内10部会とも、令和4年4月から令和5年3月まで（主に令和4年5月から令和5年4月指定分を審議）の各月において開催し、保険医療機関等の指定を審議しました。令和4年度に関東信越地方社会保険医療協議会（管内10部会）で審議された保険医療機関等の総計は以下のとおりです。

（単位：件）

都県名	医科		歯科		薬局	
	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新
茨城県	52	309	31	295	54	197
栃木県	40	280	24	228	56	145
群馬県	40	288	30	228	56	149
埼玉県	208	846	112	742	180	452
千葉県	191	676	103	723	138	399
東京都	930	2,185	455	2,096	430	1,105
神奈川県	315	1,211	167	1,006	213	649
新潟県	42	329	28	288	47	183
山梨県	14	140	8	103	23	82
長野県	40	322	24	237	36	149

## （麻薬取締部）

### 1. 麻薬取締部の業務について

麻薬取締部では、①不正な麻薬、大麻、覚醒剤、指定薬物などの薬物犯罪の取締りのほか、②医療用として正規に流通している麻薬、向精神薬などを取り扱う製薬会社や医療機関への監視・指導、③再乱用防止対策及び④薬物乱用防止啓発活動を実施しています。

### 2. 薬物犯罪の取締りについて

#### （1）概要

薬物乱用を防止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅し、薬物を入手できない社会を目指す必要があります。また、薬物密売組織の維持・拡大を支える末端乱用者に対する取締りを徹底し、薬物の需要の根絶を図る必要があります。

そのため麻薬取締部では、特別司法警察員として捜査権限を有した麻薬取締官が、薬物犯罪の取締りを行っています。

#### （2）実績

区 分		令和4年度中
検挙人員		217 人
主な押収薬物	覚醒剤	182.3 kg
	大麻	324.2 kg
	麻薬（コカイン・合成麻薬・LSD等）	7.6 kg
	麻薬（MDMA錠剤等）	27.2 kg

### 3. 正規麻薬などの流通に対する指導・監督について

#### （1）概要

麻薬などは、医療上非常に有用ですが、ひとたび乱用されると、各種犯罪の誘因となるなど公共の福祉に多大なる危害をもたらします。

そのため、我が国では、法令によって麻薬などの流通及び使用を正当な目的のみに限定して免許、許可、届出又は指定制とするなどして流通を制限し、保健衛生上の危害の防止を図っています。

#### （2）実績

（単位：件）

区 分	令和4年度中
麻薬に関する免許・許可・届出	272
けし、大麻種子に関する輸入	71
向精神薬に関する免許・登録・許可・届出	659

麻薬携帯輸出入許可	875
覚醒剤原料携帯輸出入許可	1,209
麻薬向精神薬原料に関する指定・許可・届出	678
覚醒剤、覚醒剤原料に関する指定・許可・届出	11

#### 4. 再乱用防止対策について

##### （1）概要

麻薬取締部では、平成23年度から検挙した保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物事犯者のうち、希望者に対し再乱用防止プログラムを実施するなどの支援を行ってきました。令和元年度からは、公認心理師の資格を有した専門支援員を配置して自習教材を用いたプログラムに実施や面談、薬物乱用者の家族への助言などの支援を行っています。

##### （2）実績

区 分	令和4年度中
再乱用防止対策の支援対象者	6名
支援対象者との面談回数(電話・メールを含む)	58回

#### 5. 薬物乱用防止啓発活動について

##### （1）概要

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者をつくらない社会環境を構築することが重要です。そのため、麻薬取締部では、学校における薬物乱用防止教室や行政機関、民間団体などに対する薬物乱用防止講演の講師として現職の麻薬取締官を派遣し、薬物乱用防止の予防啓発活動をしています。

##### （2）実績

区 分	令和4年度中
講演活動実施件数	20件
講演活動対象人数	約1,200人

【参考】麻薬取締官ホームページには、上記のほかに、採用情報等を掲載しています。  
 また、薬物犯罪に関するご意見や情報があれば、「薬物に関する情報提供」からお寄せ下さい。  
 麻薬取締官ホームページ：<https://www.ncd.mhlw.go.jp/>  
 薬物に関する情報提供：<https://www.ncd.mhlw.go.jp/form/mail/mail.html>

## （社会保険審査事務局）

### 1. 社会保険審査官が行う事務等について

#### （1）制度の概要（審査請求※について）

社会保険審査官は、通常の裁判制度によらず、簡易迅速な被保険者等（被保険者、被保険者であった者、受給権者、事業主等）の権利・利益の保護を目的に、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び石炭鉱業年金基金法並びに国民年金法に規定された資格や保険（年金）給付に関する審査請求の事件を担当しています。また、社会保険審査官は、事件の審理決定等の審査の事務を行うに当たり、何らの拘束も受けず、審査の決定は、審査官がその名において独立してこれを行うこととされています。

なお、審査請求は、処分を知った日の翌日から3か月以内に行うこととされています。

また、社会保険審査官の決定に不服がある場合や厚生年金保険料に関する審査請求については、厚生労働省に設置された社会保険審査会が担当しています。

※ 審査請求とは、被保険者等が保険者（日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金等）に対して行った申請や請求について、保険者が現行の法律等に基づいた正当な処分（決定）を行っていないと思われる時に社会保険審査官に対し行うものです。

#### （2）業務内容

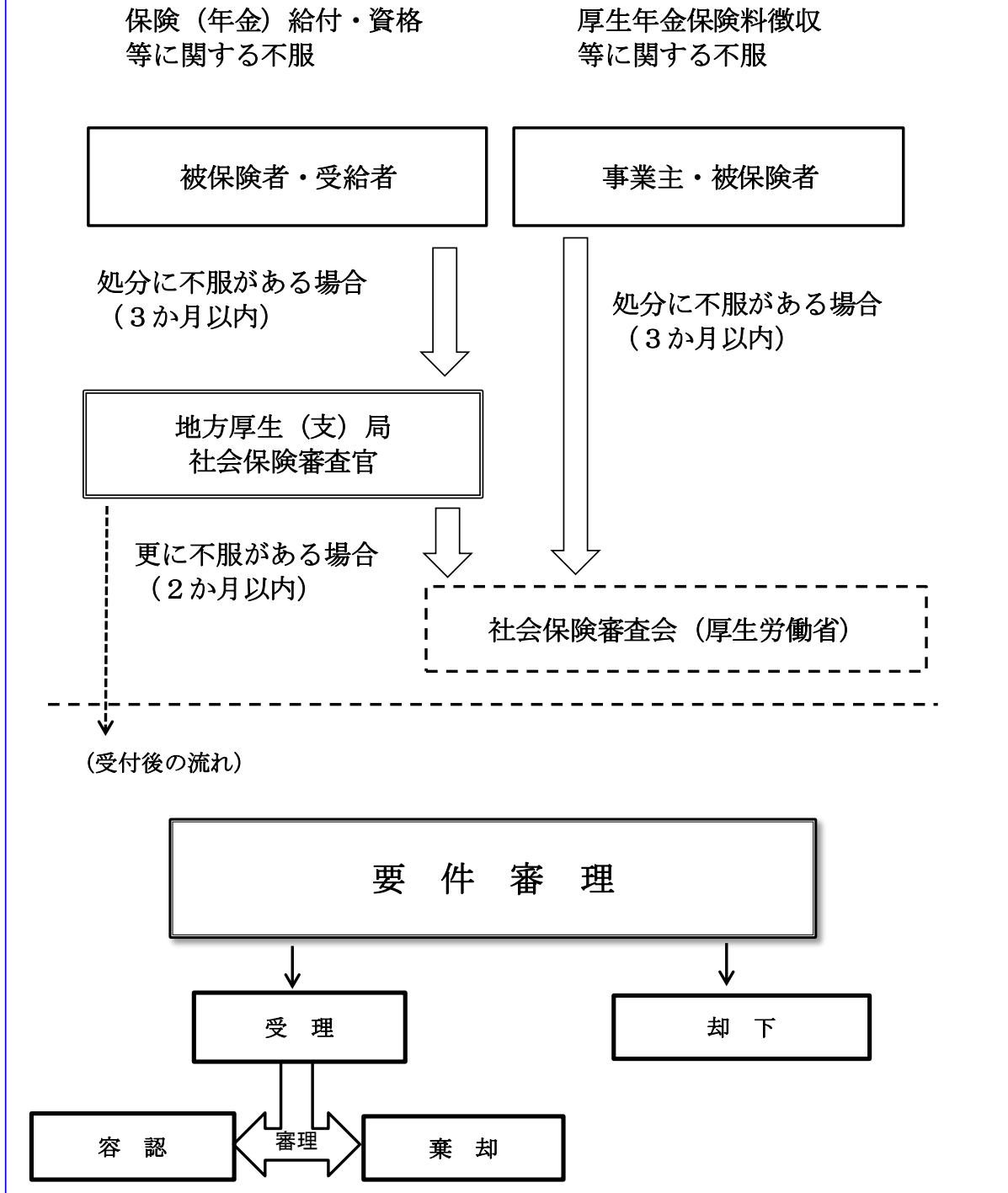
社会保険審査官は、審査請求を受理すべきかを判断した後、本案審理を行い、審査請求人の主張に沿った容認（又は一部容認）あるいは棄却の決定を、文書をもって通知しています。

#### （3）実績

令和4年度に受付した審査請求事件の件数は1,890件となっており、電話、文書及び訪問等による相談件数も740件となっています。

また、前年度から繰り越した審査請求事件を含めた2,321件の内、1,724件を処理しています。

## 審査請求の流れ



### 第Ⅲ章 不正事案への対応など



## 1. 薬物犯罪の取締り

不正な麻薬、大麻、覚醒剤などの薬物犯罪について、取締りを行いました。

### (1) 法令別検挙人員

(関東信越厚生局における令和4年度実績)

麻薬及び向精神薬取締法	29人
あへん法	0人
大麻取締法	89人
覚醒剤取締法	53人
麻薬特例法	42人
医薬品医療機器等法(旧薬事法)	4人
合計	217人

### (2) 管内の特徴等

検挙人員は217人となり前年度と比べて増加しました。特に大麻事犯と覚醒剤事犯が増加し、相変わらず大麻の乱用が続いている現状にあります。

麻薬取締部では、国内外の関係機関と連携し密輸入事犯を摘発するとともに、若者の間で増えている大麻事犯の取締りを強化しています。

## 2. 保険医療機関等の指定の取消・保険医等の登録の取消

診療内容・診療報酬等の請求において、不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある際に、患者への調査・確認を行い、当該事実の確認（監査）を行ったうえで、保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消といった行政処分を行いました。

### （1）取消の状況

（関東信越厚生局における令和3年度実績）

保険医療機関等の指定取消 （取消相当 <sup>※1</sup> 含む）	13 件 （令和2年度 9 件）
保険医等の登録取消 （取消相当 <sup>※2</sup> 含む）	9 人 （令和2年度 8 人）

※1 指定の取消相当とは、保険医療機関等が廃止となっているため行政処分はできないものの、指定取消の行政処分と同等の取扱いとするものです。

※2 登録の取消相当とは、保険医が登録を抹消していることから行政処分はできないものの、登録取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

### （2）特徴等

- ・不正内容は付増請求、振替請求がそのほとんどを占めています。
- ・取消に係る端緒は、保険者、医療機関従事者、医療費通知に基づく被保険者等からによるものです。
- ・監査拒否による保険医療機関等の指定取消処分の件数が増加しています。

## 第Ⅳ章 指導監査等の実績

- 主な指摘事項等

# 1. 健康福祉課関係

## (1) 令和4年度 児童扶養手当支給事務指導監査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
主管課の業務体制の状況	
障害認定医の配置	・児童扶養手当の障害認定を行うための障害認定医について、「児童扶養手当の認定等に関する事務の委譲等に伴う児童扶養手当の事務取扱いについて」(平成14年7月30日雇児福発第0730001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)に基づき、障害毎の障害認定医を委嘱するなど障害認定の体制整備をすること。
関係機関等との連携の状況	
所得更正の確認	・本人及び扶養義務者等の所得更正の確認が不十分であるため、税務関係部局との連携により漏れなく確認し、所得更正決定後の所得により手当額を算出すること。
規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	
規則に定める様式の整備	・児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)に定める様式において、同規則に定める以下の事項が盛り込まれていないことから、これらの事項を満たすよう改めること。 > 障害基礎年金等を受けることができる時(児童を有する者に係る加算部分に限る)欄: 認定請求書、額改定請求書及び現況届 > 養育費の取り決めの有無欄: 認定請求書 > 父又は母が拘禁されている場合の氏名、拘禁終了予定年月日欄: 現況届 > 本人の障害の有無欄: 現況届
認定請求書等受理の状況(額改定請求書を含む)	
認定請求書の請求年月日がないまま受理	・請求年月日の記入がない事例があったため、認定請求書の請求年月日は手当の支給月を決定する重要な事項であることから、「児童扶養手当市等事務取扱準則について」(平成14年7月4日雇児福発第0704003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、請求者に請求年月日を記入させること。
母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする認定請求書の受理	・母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする認定請求において、事実婚解消等調書が未添付のまま認定している事例があったため、「児童扶養手当における父母の事実婚解消及び母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする場合の留意事項について」(平成22年7月30日雇児福発0730第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)に基づき、適正に対応すること。
認定請求書及び額改定請求書の受理	・戸籍謄(抄)本の離婚届の受理証明書で受理した事例について、その後、戸籍謄(抄)本が未添付のまま認定している事例があったため、受理証明書で認定請求書又は額改定請求書を受理した場合、戸籍の記載がされた後、速やかに戸籍謄(抄)本を提出させて、受給資格を確認した上で認定すること。
認定請求時における所得の確認	・「養育費等に関する申告書」の添付が必要な事例について、未添付のまま認定している事例があったため、認定請求時において、養育費の確認が必要な者に対しては、「養育費の取扱いについて」(平成14年7月26日雇児福発第0726003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に添付することとされている「養育費等に関する申告書」により養育費の確認を行うこと。
認定請求書の審査及び決定の状況	
受給資格者と扶養義務者が生計同一関係にならないことの確認	・受給資格者と同居所に居住している扶養義務者が生計同一関係にないことについて、客観的な証明による確認が不十分な事例があったため、受給資格者と扶養義務者が生計を異にする申立を行う場合は、住居の見取り図(独立して別々に生活が営めるか判断するための挙証資料)、公共料金の契約・負担の状況など、生計同一関係にない事実について、客観的な証明があることを十分確認すること。

<p>父又は母、児童の障害の有期認定</p>	<p>・父又は母、児童が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表に定める障害の程度に該当し、認定期間を定めて受給資格を認定する場合において、障害認定通知書を交付していない事例があったため、「児童扶養手当における有期認定の取扱いについて」(令和元年5月31日子発0531第2号)に基づき、障害認定通知書を交付すること。</p>
<p>現況届の事務処理状況</p>	
<p>所得の額(養育費)の確認</p>	<p>・現況届で申告のあった養育費について、離婚前の期間を含めて申告した事例や前年に対象児童の18歳年齢到達により手当の減額改定が行われた場合において養育費の過少申告、過大申告が疑われる事例があったため、申告内容に誤りがないか十分審査の上、所得の額に計上すること。</p>
<p>所得の額の把握</p>	<p>・給与所得及び非課税公的年金等に係る所得の両方がある場合、20万円控除すべきところ、10万円のみ控除していた事例があったため、給与所得及び非課税公的年金等に係る所得の両方がある場合には、児童扶養手当法施行令第4条第1項に規定する10万円控除を適用するとともに、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3に規定する所得金額調整控除も適用すること。</p>
<p>現況届未提出者の資格喪失処理</p>	<p>・現況届未提出者の事務処理について、既に対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了しているにもかかわらず、資格喪失処理を行っていない事例があったため、関係公簿により明らかに受給資格に該当しなくなった受給者に対しては、職権により資格喪失処理を行うこと。</p>
<p>一部支給停止措置等の事務処理状況</p>	
<p>一部支給停止適用除外の事務処理</p>	<p>・確認期間において就業していることの確認として、証明日が空欄の雇用証明書が添付されている事例や親族の介護を行っていることの確認として、医師の診断書、民生委員・児童委員等の証明書のどちらかが添付されていない事例があったため、確認期間において就業していることを確認できる書類、受給資格者の親族が障害又は疾病等の状態にあることを確認できる書類及び介護を行わなければならない事情を明らかにする書類を添付させること。</p>
<p>一部支給停止措置等の事務処理</p>	<p>・一部支給停止措置を適用する受給資格者に一部支給停止通知書を送付後、一部支給停止適用除外事由届出書が提出された場合、遡って適用除外としている事例があったため、一部支給停止措置を適用する受給資格者から、一部支給停止適用除外事由届出書が提出された場合には、提出された月から適用除外とすること。</p>
<p>受給資格喪失者に係る事務処理状況</p>	
<p>資格喪失届に係る事務処理</p>	<p>・戸籍や住民基本台帳等の関係公簿による確認を行った記録がない事例や資格喪失に至った事実の確認が不十分な事例、市外への転出を事由とする資格喪失処理を行った事例があったため、関係公簿による確認、資格喪失に至った事実を明らかにする内容の申立や聴き取りを記録すること。また、市外への転出を事由とする資格喪失処理は行わないこと。</p>
<p>資格喪失日の誤り</p>	<p>・対象児童の児童福祉施設への入所措置による資格喪失について、資格喪失日を入所措置日当日としていた事例があったため、入所措置日の前日をもって資格喪失日とすること。</p>
<p>その他</p>	
<p>児童扶養手当給付費国庫負担金の事業実績報告書の訂正</p>	<p>・令和2年度児童扶養手当給付費国庫負担金の事業実績報告書について、過年度分支払取消額及び現年度分支払取消に係る歳出入未済額の計上誤りがあったため、十分精査した上で事業実績報告書の訂正等を行うこと。</p>
<p>障害基礎年金等を受給している場合の支給制限に係る所得の算定</p>	<p>・所得として算定する公的年金等の対象期間に誤りのある事例(確認対象期間を12月から11月までの分を所得の算定対象とすべきところを1月から12月までとしていた等)があったため、確認対象期間は前々年の12月から前年の11月まで(1月から9月までの間に認定請求がある場合は前々年の12月から前々年の11月まで)とすること。</p>

(2) 令和4年度 生活保護法施行事務監査(医療扶助の適正実施)での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
指定医療機関に対する都県市の指導等の実施状況	
個別指導実施計画の策定について	・個別指導の実実施計画について、年度当初には策定することとし、計画的に指導を実施できるよう努めること。
個別指導対象医療機関の選定について	・個別指導対象医療機関の選定にあたり、国の指定する医療機関が対象に含まれていないことが認められた。については、医療機関の選定にあたっては国の指定する医療機関も対象に含めること。
個別指導における嘱託医の同行について	・指定医療機関へ個別指導を実施する際には、嘱託医が同行できるよう検討すること。
自立支援医療の適用状況	
自立支援医療の活用徹底に関する取組状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活保護法の医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化等について」(平成28年3月31日社援保発0331第12号)「1 医療扶助の給付と精神通院医療の給付の間における向精神薬の重複処方への対応について」に係る取組について、当該通知に基づき適切に実施すること。</li> <li>・「生活保護法の医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化等について」(平成28年3月31日社援保発0331第12号)に定める医療扶助の給付と精神通院医療の給付の間における向精神薬の重複処方への対応について、各福祉事務所における取組状況を監査等で確認するよう努めること。</li> </ul>
向精神薬における重複処方の改善状況	
向精神薬の重複処方における適正受診の徹底に関する取組状況について	・複数の医療機関から向精神薬の投薬を受けている者の状況について、一部の福祉事務所において嘱託医や主治医等による重複投薬の適正性の審査が行われていない事案が認められた。については、管内福祉事務所に嘱託医や主治医への協議等により重複投薬の適正性を審査するよう指導すること。

(3) 令和4年度 障害者自立支援等業務実地指導での主な指摘事項

<県に対する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査	・実地指導の指摘基準が未制定である。
障害福祉サービス事業者等の指定事務	・指定障害福祉サービス事業者等の指定の公示が速やかにされていない。
業務管理体制の整備に関する事務	・届出事務の対応が不適切である。

<市に対する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
障害福祉サービス事業者等の指定事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定自立支援医療機関の指定日の取扱いが不適切である。</li> <li>・指定自立支援医療機関の指定の辞退の取扱いが不適切である。</li> </ul>
自立支援医療費支給認定	・医療受給者証の医療の具体的方針欄への記入が不適切である。
業務管理体制の整備に関する事務	・届出事務の対応が不適切である。



(4) 令和4年度 養成施設に対する指導調査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
教育内容に関する事項	
管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士学校指定規則別表第1に定める教育内容として位置付けられていない科目の修了が、臨地実習の履修要件となっていたため、この科目について、①その修了を臨地実習の履修要件とはしないようにするか、②指定規則別表第1に定める教育内容として位置付けるか、このいずれかの方向で教育課程の構成を検討すること。なお、②の方向で見直す場合には、栄養士法施行令第12条第1項に定める「内容変更承認申請」を行うこと。 (管理栄養士学校指定規則第2条第1項第1号(別表第1)) (栄養士法施行令第12条第1項) (指定規則第4条) (栄養士養成施設指導要領第10の1)</li> </ul>
教員に関する事項	
管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の科目において教員の資格基準を満たしていないことが確認されたため、資格基準を満たす教員を配置すること。 (栄養士法施行規則第9条第6号) (栄養士養成施設指導要領第6の6、10)</li> <li>1教員の1週間あたりの授業時間数が、18時間を超過している教員が見受けられたため、担当授業時間数が超過しないよう、速やかに担当科目を直す等の必要な改善を図ること。(栄養士養成施設指導要領第6の12)</li> <li>一部の教員の出席状況について、記録の不備が見受けられたため、今後は確実に記録すること。(栄養士養成施設指導要領第6の13)</li> </ul>
栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格基準を満たす教員による補講を計画し、学生に説明を行った上で実施すること。(栄養士法施行規則第9条第6号)</li> <li>教員の出勤簿について確認したところ、記録の不備が見受けられたため、今後は確実に記録すること。(栄養士養成施設指導要領第6の13)</li> <li>専門分野を担当する専任の教員に1名の不足が確認されたため、速やかに教員要件を満たす者を配置すること。(栄養士法施行規則第9条第3号)</li> </ul>
授業に関する事項	
管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>
栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習の1単位の授業時間数について、学則上30時間～45時間と定められているが、一部の校外実習先について学則で定められた時間数を超えることが確認されたため、学生に負担が生じないように授業時間数を見直すか、単位数として適切に評価するよう検討すること。(栄養士養成施設指導要領第8の3、第8の8)</li> <li>校外実習の記録の一部に不備(実施期間、実習終了時間の未記入)があったため確実に記録すること。(栄養士法施行規則第9条第18号)</li> </ul>
学生又は生徒に関する事項	
管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>
栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生の出席簿について、記録の不備が見受けられたため、今後は確実にすること。(栄養士養成施設指導要領第7の9)</li> </ul>
施設等に関する事項	
管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食経営管理実習室について、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分が明確にされていなかったため、作業区域を明確に区分するとともに、人の流れについても明確にし、食品衛生上の危機の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設として整備すること。 (指定規則第2条第1項第9号(別表第2))</li> </ul>

<p>栄養士</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食実習室について、保健衛生上適切ではない状況が確認されたので、作業区域を明確に区分するとともに、人の流れについても明確にし、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設として整備すること。(栄養士養成施設指導要領第9の3)</li> <li>・実習時に使用する回転釜の一つが破損していたので、修理、交換等適切に対応すること(栄養士養成施設指導要領第9の5)</li> </ul>
<p>諸手続に関する事項</p>	
<p>介護福祉士</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習指導者について変更の届出が行われていないことが確認されたので速やかに届け出ること。 (社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項) (社会福祉士介護福祉士学校指定規則第10条第2項)</li> <li>・施設の状態を確認したところ、事前の承認なく教室の変更が行われているため速やかに変更承認申請を行うこと。 (社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項) (社会福祉士介護福祉士学校指定規則第10条第1項)</li> </ul>
<p>学則に関する事項</p>	
<p>栄養士</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則について、学級数が記載されていないことが確認されたため、学級数を記載すること。(栄養士養成施設指導要領第15の2)</li> </ul>
<p>介護福祉士</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則を確認したところ、「学級数」及び「位置」について記載がないことが確認されたので、速やかに見直しを行い、届け出ること。 (社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項) (社会福祉士介護福祉士学校指定規則第10条第2項)</li> </ul>
<p>その他に関する事項</p>	
<p>管理栄養士</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校日誌について、備えられていない、かつ、保存されていなかったため、今後は確実に保存すること。(栄養士養成施設指導要領第15の1)</li> <li>・学級数について、学則中に記載されていなかったため、今後は記載すること。 (栄養士養成施設指導要領第15の2)</li> </ul>
<p>栄養士</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養成施設に備えるべき表簿のうち、来簡文書の処理簿が備えられていないため、整備すること。(栄養士養成施設指導要領第15の1)</li> </ul>

## 2. 食品衛生課関係

### (1) 令和4年度総合衛生管理製造過程承認施設(関東信越厚生局管内)に係る立入検査の主な指摘事項

事項	不適切な内容	指摘事項	食品の種類
検証	CCP1「スモークハウス作業日報」において、1日分のモニタリング実施者の欄に1名の氏名が記載されていたが、モニタリングは複数名で実施しており実際の実施者の氏名が記録されていないことを認めた。	モニタリング記録は規定に従い実施者の氏名を記録するよう、従事者に対し周知徹底すること。また、検証者は記録の確実な検証を行うこと。	食肉製品
HACCPプラン	CCP2「金属検出器チェック表」において、CCP整理表のモニタリング方法にテストピースの種類を確認し記録することを規定しているが、テストピースの種類を事前に記入した用紙を使用していることを認めた。	当該チェック表について、使用するテストピースの種類を確認した記録ができるよう様式を見直すこと。また、従事者に対し、モニタリング方法及び記録方法を周知徹底すること。	食肉製品
一般衛生管理	シャワーリング室において、シャワー装置からの水が床一面に浸水する程の水たまりが発生しており、作業員が通過した際に加熱冷却後の製品に跳ね水が付着したことを認めた。	当該室の水たまり発生の原因追及をし、対策を講ずること。また、当該室を加熱後の製品が通ることから、水たまりが解消するまでの間、跳ね水による製品への汚染がないよう汚染防止対策を講ずること。	食肉製品

(2) 令和4年度 登録検査機関に係る立入検査での主な指摘事項

指摘項目	確認事項	指摘内容
組織(文書)	<p>標準作業書及び精度管理の方法を記載した文書について以下の事例を認めた。</p> <p>(1) 標準作業書を管理するためのリスト(改廃履歴)を作成していなかった。</p> <p>(2) 標準作業書の改定が行われた場合には、旧文書の誤使用を防止するため、旧文書を速やかに撤去する等の措置を講じていなかった。</p> <p>(3) 信頼性確保部門責任者が、「精度管理実施規程」の旧版を所持していたことについて、昨年度の当局の立入検査において口頭にて適宜対応するよう伝えていた。しかし、今年度の立入検査において、信頼性確保部門責任者は、改定された当該実施規程を旧版とともに保管していた。</p>	<p>(1)、(2)について、「登録検査機関における製品検査の業務管理について(平成20年7月9日付食安監発0709001号)」の別紙「登録検査機関における製品検査の業務管理要領」に基づき、機械器具保守管理標準作業書の作成又は改定を実施すること。</p> <p>(3)について、信頼性確保部門責任者及び製品検査部門責任者は、精度管理の方法を記載した文書の改定が行われた場合には、旧文書の誤使用を防止するため、旧文書を速やかに撤去する等の措置を講じること。</p>
機械器具の管理	<p>検査区分責任者は、外部精度管理調査で使用した恒温水槽について、標準作業書を廃止し、適切な管理を実施していなかった。</p>	<p>検査区分責任者は恒温水槽に係る機械器具保守管理標準作業書を速やかに作成し、適切な管理を実施すること。</p>
試薬等の管理	<p>標準微生物株の容器に表示すべき事項について、「試薬等管理標準作業書」においては保存方法の記載が規定されているが、保存方法を表示していない標準微生物株を認めた。</p>	<p>検査区分責任者は、検査員に対して、「試薬等管理標準作業書」に基づき、標準微生物株の容器に表示すべき事項について周知徹底し、適切にその確認を行うこと。</p>
	<p>試薬等の管理の記録について、「試薬等管理標準作業書」に基づかない以下の事例を認めた。</p> <p>(1) 微生物の外部精度管理調査に使用した培地の記録について、「試薬・培地等管理帳簿(様式-6)」が作成されておらず、「試薬管理プログラム」に記入していた。</p> <p>(2) 理化学的検査において、「調整試薬管理簿(様式-5)」と異なる記録様式に記録していた。</p> <p>また、「試薬等管理標準作業書」に(調整した)培地の保存方法の記録について、規定していなかった。</p>	<p>検査区分責任者は、「試薬等管理標準作業書」を「登録検査機関における製品検査の業務管理について(平成20年7月9日付食安監発0709001号)」の別紙「登録検査機関における製品検査の業務管理要領」の5を踏まえて改定し、検査員に対し改善措置の内容について周知徹底すること。</p>

<p>試験品の取扱 の管理</p>	<p>検疫所から委託された検査について、試験品取扱標準作業書を作成しておらず、試験品を受領する者が確認する事項の記録が不十分であった。</p>	<p>検査区分責任者は、検疫所から委託された検査について、試験品取扱標準作業書を速やかに作成し、適切な管理を実施すること。</p>
<p>外部精度管理 調査</p>	<p>昨年度の外部精度管理調査を受けていなかった。</p>	<p>信頼性確保部門責任者は、規則第40条第三号ハに基づき、外部精度管理調査を定期的に受けるための事務を行うとともに、今後これを適切に実施する体制を構築すること。</p>

### 3. 保険課関係

#### 令和4年度 健康保険組合への実地指導監査における主な指摘事項

##### <庶務関係>

項 目	主 な 指 摘 内 容
個人情報保護に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護等の観点から、健康保険組合事務室と母体事務室の分離及び独立について検討を行うとともに十分な対応を図ること。</li> <li>・システム等運用管理規程に基づき、データ保護管理者は、情報システム及びデータを取り扱う担当者として、当該取扱いが必要となる業務ごとに「事務担当者」を任命すること。</li> <li>・機密文書管理規程に基づき、機密文書の保管庫の施錠及び開錠は、機密文書管理責任者又は機密文書管理責任者が文書で指定した担当者が行うこと。</li> <li>・機密文書管理規程に基づき、機密文書は施錠可能な保管庫に常時施錠して保管及び管理すること。</li> <li>・システム等運用管理規程に基づき、部外者の立ち入りを制限する執務室に部外者が立ち入る場合には、入退室記録を作成し、同伴者等を含めて管理すること。</li> <li>・個人情報保護管理規程に基づき、教育研修等を実施すること。</li> <li>・被保険者等の個人情報に関する処理を外部の業者に委託する場合は、個人情報の保護に関する法律及び関係通知に掲げる事項を遵守するよう委託契約書上に漏れなく明記するとともに、業務処理状況の調査及び監査を現地に赴き定期的を実施すること。</li> <li>・個人情報の保護に関する法律及び健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに基づき、個人情報の利用目的の特定及び公表を定期的に行うこと。</li> <li>・個人情報の保護に関する法律及び健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに基づき、被保険者等の本人の同意を得ずに、第三者に個人情報を提供しないこと。</li> </ul>
役員の職務執行状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常務理事は、その職責を自覚し事業全般を把握するとともに、適正な事務執行について常に配慮すること。</li> <li>・平成23年12月26日付保保発1226第1号通知及び平成24年4月13日付保保発0413第4号通知に基づき、自己点検シートによる確認を一年に一回行うこと。</li> <li>・理事長印、組合印等は、事故防止の観点から、理事長又は常務理事が適切に管理すること。</li> </ul>
組合会及び理事会の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会には、規約に基づき監事の出席を求めること。</li> <li>・選定議員の選定にあたり、健康保険組合から代表事業主を指定することは適正ではないので改めること。</li> <li>・選挙長は、互選議員の立候補届を受理したときは、規程に基づき届出書の余白等に受理年月日を記載したうえで、理事長に通知すること。</li> <li>・議員の選出にあたっては、公平厳正に行わなければならないことから、同一被保険者が複数の立候補者の推薦者になることは適当ではないので改めること。</li> <li>・選定議員の選定を代表事業主が行う場合は、他の事業主の委任状を漏れなく添付させること。</li> <li>・監事選挙は、健康保険法第21条第4項の規定に基づき組合会において行うこと。</li> </ul>
規約・諸規程等の整備 (会計事務取扱規程及び財産管理規程を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約の整備を図ること。</li> <li>・諸規程の整備を図ること。</li> </ul>
公告の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告すべき事項は、理事長の決裁を受けた後に、規約で定めている方法により漏れなく公告すること。</li> </ul>

##### <保健事業関係>

項 目	主 な 指 摘 内 容
健康管理事業推進委員会の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険組合事業運営指針に基づき、保健事業の中長期にわたる企画立案、実施計画の策定及び実施計画の分析・評価を行うため、健康管理事業推進委員会を設置すること。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理事業推進委員会の活動において、保健事業の中長期にわたる企画立案、実施計画の策定及び実施結果の分析・評価を行い、理事会に対し意見の提出を行うこと。</li> </ul>
保健事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業の実施計画(データヘルス計画)については、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成16年7月30日厚生労働省告示第308号)に基づき公表すること。</li> <li>・特定健康診査等実施計画については、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(平成20年3月31日厚生労働省告示第150号)に基づき、実施計画において定めるべき事項を早急に整備すること。また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、計画書で定める方法により公表すること。</li> <li>・特定保健指導については、被保険者等の健康増進に寄与するとともに、医療費適正化にも資することから、実施計画に基づく着実な実施に努めること。</li> </ul>

<医療費適正化対策関係>

項目	主な指摘内容
医療費通知等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費通知については、審査請求等の対象とならないため、教示文の記載は行わないこと。</li> </ul>
レセプト点検等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費適正化の観点から、診療報酬明細書に係る外傷原因の調査を実施すること。</li> <li>・予算編成通知及び平成24年3月12日付保保発0312第1号通知に基づき、柔道整復師の施術の療養費に係る負傷部位や原因の調査などにより、療養費の給付適正化に努めること。</li> </ul>

<業務関係>

項目	主な指摘内容
資格取得及び喪失の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職後継続して再雇用された者については、平成25年1月25日付保保発第0125第2号通知に基づき、その者が退職をした後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類(事業主の証明等)を添付させること。</li> <li>・適用関係届書に係る確認(決定)通知書は、理事長名で通知すること。</li> </ul>
任意継続被保険者の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意継続被保険者の資格取得に伴う被保険者証については、保険料納付の有無にかかわらず速やかに交付すること。</li> <li>・任意継続被保険者が適用事業所に使用されたとき等については、健康保険法施行規則第43条に基づき、被保険者より申出書を提出させること。</li> <li>・任意継続被保険者に係る前納保険料の還付にあたっては、健康保険法施行規則第141条に基づき、還付請求書を提出させること。</li> <li>・任意継続被保険者に対して、保険料の前納制度について周知を図ること。</li> </ul>
被保険者証・高齢受給者証の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証は、日々受払いの管理を行うとともに、定期的に管理責任者において現品と受払簿の突合を行うこと。</li> <li>・被保険者証については、理事長から委任を受けた常務理事の決裁後に発送すること。</li> </ul>
被保険者証の検認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証の検認については、平成16年10月29日付保保発第1029004号及び保保発第1029005号通知に基づき、毎年実施すること。</li> </ul>
介護保険適用除外の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険適用除外等該当届については、必要書類の添付を求め、住所の異動確認を十分に行うこと。</li> </ul>
教示事項の取扱状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種処分通知書及び保険料納入告知書については、平成28年3月28日付事務連絡「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」に基づき、教示文を整備すること。</li> <li>・任意継続被保険者に係る資格取得通知書については、審査請求等の教示文を記載しないこと。</li> <li>・任意継続被保険者に係る保険料の納付書については、審査請求等の教示文を記載しないこと。</li> </ul>
現金給付の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付に係る支給決定通知書及び不支給決定通知書は、理事長名で通知すること。</li> <li>・現金給付に係る不支給決定及び一部不支給決定を行った場合は、その理由を付記したうえで、被保険者あてに通知すること。</li> <li>・現金給付に係る支給申請書については、書類不備であっても受付をした後に返戻すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付に係る支給申請書については、事故防止の観点から、受付経過簿を備えて受付後の処理経過を明らかにすること。</li> <li>現金給付の支払いを事業主経由で行う場合には、被保険者から事業主への受領委任が必要であるので厳正に確認したうえで支払いを行うこと。</li> </ul>
第三者行為の給付に関する求償状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者行為に係る求償事務については、処理経過を的確に把握し管理すること。</li> </ul>

<経理全般>

項目	主な指摘内容
経理関係規程の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計事務に関し適正な事務処理を行うため、平成19年2月1日付保保発第0201001号通知に基づき、会計事務取扱規程を整備すること。</li> <li>適正な財産管理を行うため、平成19年2月1日付保保発第0201001号通知及び平成19年3月30日付保保発第0330001号通知に基づき、財産管理規程を整備すること。</li> </ul>
金庫・通帳の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>金庫・通帳の管理については、財産管理規程に基づき財産管理責任者が行うこと。</li> </ul>
現金の保有状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>手持ち現金については、財産管理規程に基づく金額の範囲内とすること。</li> </ul>
現金出納簿及び歳入・歳出簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計諸帳簿への記帳は、適正に行うこと。</li> <li>歳入簿及び歳出簿については、「款」「款・項」についても出力のうえ編綴し保管すること。</li> <li>会計諸帳簿は、昭和61年11月28日付保険発第104号通知及び事故防止の観点から、編綴し保管すること。</li> </ul>
その他の経理関係帳簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>「収支差引残」及び「一時借入金及び準備金繰替使用簿」については、平成14年9月26日付保保発第0926002号通知に基づき、歳出簿の末尾に綴ること。</li> <li>歳入歳出外現金出納整理簿は、歳出簿の末尾には綴らず、単独帳簿とすること。</li> </ul>

<歳入関係>

項目	主な指摘内容
現金領収状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金の領収にあたっては、会計事務取扱規程に基づき、任命された出納員又は収入員が行うこと。</li> </ul>
保険料調定・収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意継続被保険者の保険料の取扱いについては、適正に行うこと。</li> <li>適用事業所の保険料の調定決議は、法令等で定められた届出期限経過後に行うこと。</li> </ul>
その他の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法に基づく健診を事業主から受託したことによる受入金は、(款)「雑収入」(項)「施設利用料」(目)「法定健診受託料」で収入すること。</li> <li>第三者行為による保険事故に対する求償金については、(款)「雑収入」(項)「雑入」(目)「雑入」に収入すること。</li> </ul>

<歳出関係>

項目	主な指摘内容
支出状況(共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入支出予算科目の取扱いは、予算編成基準の科目説明に基づき適正に行うこと。</li> </ul>
支出状況(給与等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>出向職員等に係る人件費を母体事業所に支払う際は、母体事業所から明細書等内訳のわかる文書を徴すること。</li> <li>出向職員等に係る人件費を母体事業所が全額負担する場合は、その負担割合を明確にする契約書、覚書等を母体事業所と締結すること。</li> </ul>
支出状況(旅費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅費の支給については、旅費規程により支出根拠を明確にすること。</li> <li>旅費の支給については、旅費規程等に基づき適正に支出すること。</li> </ul>
支出状況(物品の購入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の備品の購入については、営繕費から支出すること。</li> </ul>
支出状況(金券の購入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>切手等、金券の管理については、事故防止の観点から、定期的に現物と受払簿の残枚数を確認し、決裁を受けること。</li> </ul>
支出状況(職員厚生費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員厚生に係る費用を支給する場合には、規程等により支出根拠を明確にすること。</li> </ul>

支出状況 (保健事業費)	・保健事業に係る補助金等を支給する場合には、規程等により支出根拠を明確にすること。
支出状況 (その他)	・事務室の光熱水料の負担について母体事業所から無償で提供を受ける場合は、覚書、契約書等によりその内容を明確にすること。
科目流用	・組合会の議決事項である各項目間の科目流用を、緊急を要すると認めて理事長専決にて行う場合は、理事長の決裁を受け、次の組合会で報告し承認を得ること。
前金払い	・前金払は会計事務取扱規程等に基づき、支払先の義務履行が会計年度内(4月から翌年3月まで)に得られるものに限ること。 ・前金払を行ったものについては、会計事務取扱規程等に基づき前金払整理簿を備え、その状況を明らかにしておくこと。
予算の変更	・予算の変更は、予算の不足を来す前に行い、その執行は、健康保険法施行令第16条に基づき予算変更届出書を地方厚生局に届け出た後に行うこと。 ・予算変更届出書は、年度末(3月31日)までに地方厚生局に届け出ること。 ・組合会の議決事項である予算変更の手続きを、緊急を要すると認めて理事長専決にて行う場合は、理事長の決裁を受けるとともに、次の組合会で報告し承認を得ること。

<証拠書関係>

項目	主な指摘内容
証拠書の整理保管	・収入支出決議書及び証拠書は、事故防止の観点から、編綴し保管すること。
証拠書への支払済表示	・支出証拠書については、事故防止のため「支払済」等の表示をすること。

<財産関係>

項目	主な指摘内容
決算の状況	・決算残金処分は、決算組合会での議決を得た後、速やかに行うこと。 ・繰越金は、予算の範囲内で行うこと。なお、予算を超える繰越をする場合には、執行前に予算変更の手続きを行うこと。
積立金の繰入	・各種積立金の繰入は、予算の範囲内で行うこと。なお、予算を超える繰入をする場合には、執行前に予算変更の手続きを行うこと。
積立金の繰替使用	・準備金等より繰替使用を行う場合は、各種積立金台帳の内訳簿に「繰替使用中」を設け、管理すること。 ・準備金等の繰替使用を行った場合は、年度内(3月31日まで)に返還すること。
一般・介護勘定間の借入処理	・介護勘定に不足が生じた際は、介護準備金の繰替使用を優先し、なお不足する場合に限り一般勘定からの借入を行うこと。
管理状況 (保管替)	・財産の保管替決議書については、漏れなく作成すること。
管理状況 (確認)	・各種台帳は、財産管理規程に基づき、毎年度1回以上財産と照合し、その結果を明らかにするため確認年月日並びに確認者を記録すること。
管理状況 (理事会)	・準備金等財産の保有及び管理の具体的方法については、規約に基づき理事会の決定等所定の手続きを経ること。
台帳の確認	・各種積立金台帳については、事故防止の観点から、編綴し保管すること。 ・各種積立金台帳は、財産の移動経過を正確に記帳すること。 ・各種積立金から生じた利子については、利子繰入をしない限り積立金ではないため積立金台帳に記帳しないこと。
積立金の保有状況	・各種積立金の保有方法については、健康保険組合事業運営基準に則ったうえ、規約に定められた保有方法とすること。 ・支払余裕金と各種積立金の間での保管替を行わないこと。
台帳の整備状況	・各種積立金台帳の整備を図ること。 ・固定資産台帳及び備品台帳の整備を図ること。
財産処分の状況	・固定資産の処分については、財産管理規程に基づき行うこと。

## 4. 企業年金課関係

### 令和4年度 確定給付企業年金書面監査及び実地監査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加入者原簿において、加入者資格の取得及び喪失の年月日その他給付の裁定に必要な事項について正確に記録すること。</li> </ul>
規約管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規約で定める効力日現在の労働協約等に基づき、業務を行うこと。</li> <li>○ 事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地を変更したときは、遅滞なく規約変更の届け出をすること。</li> <li>○ 規約において、資産管理運用機関等の名称を整備すること。</li> </ul>
事業周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務の概況について、毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。</li> <li>○ 業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。</li> </ul>
給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。</li> </ul>
資産運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 積立金の運用に関しての基本方針を作成すること。</li> <li>○ 政策的資産構成割合を策定すること。</li> <li>○ 運用コンサルタント等の利用にあたっては、金融商品取引法第29条の規定による投資助言・代理業を行う者として登録している者から選ぶこと。</li> </ul>
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人データを取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。</li> <li>○ 個人データの漏えい等が発生した場合における報告体制を確立すること。</li> </ul>
代議員及び理事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選定代議員及び互選代議員の選出の手続きについては、法令及び規約等に基づき適正に行うこと。</li> </ul>
監事監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監事は、毎事業年度当初、監査の実施計画を立て、これを理事長に通知すること。</li> <li>○ 監事監査は、通知に掲げる事項のすべてについて行うこと。</li> </ul>



## 5. 指導監査課・各都県事務所関係

### (1) 令和3年度 保険医療機関(医科)に対する個別指導等で改善を求めた主な指摘事項 <診療録及び基本診療料等に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
診療録	
診療録の取扱いが不適切なので改めること。診療録は保険請求の根拠となるものであり、保険医は診療の都度、遅滞なく必要事項を記載すること。	
診療録の記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 診療録の記載がなければ医師法で禁止されている無診察治療とも誤解されかねないので改めること。</li> <li>○ 紙媒体の記録について、記載内容が判読できない例が認められたので改めること。</li> <li>○ 診療録第3面(保険医療機関及び保険医療養担当規則様式第一号(一)の3)に患者から徴収する一部負担金の徴収金額が記載されていない例が認められたので改めること。</li> </ul>
傷病名等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単なる状態や傷病名ではない事項を傷病名欄に記載している。傷病名以外で診療報酬明細書に記載する必要のある事項については、摘要欄に記載するか、別に症状詳記(病状説明)を作成し診療報酬明細書に添付すること。</li> <li>○ 傷病名について、転帰の記載がないので改めること。</li> <li>○ 長期間整理されていない急性病名及び疑い病名が認められたので改めること。</li> <li>○ 検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた医学的な診断根拠のない傷病名(いわゆるレセプト病名)が認められた。レセプト病名を付けて保険請求することは、不適切なので改めること。診療報酬明細書の請求内容を説明する上で傷病名のみでは不十分と考えられる場合には、摘要欄に記載するか、別に症状詳記(病状説明)を作成し診療報酬明細書に添付すること。</li> </ul>
基本診療料等	
初診料、再診料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初・再診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性疾患等明らかに同一の疾病又は傷病の診療を行った場合に、初診料を算定している。</li> <li>・再診相当であるにもかかわらず、初診料を算定している。</li> <li>・電話等再診における問い合わせ内容や回答した内容等の診療録への記載が不十分である。</li> <li>・時間外加算について、受診時間の記載がなく、算定の根拠が不明である。</li> <li>・夜間・早朝加算について、受付時間の記載がなく、算定の根拠が不明である。</li> <li>・外来管理加算について、患者からの聴取事項や診察所見の要点の診療録への記載がない、又は不十分である。</li> </ul> </li> </ul>
入院料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入院診療計画について、入院後7日以内に説明を行っていない例が認められたので改めること。</li> <li>○ 入院診療計画書の説明に用いた文書について、参考様式で示している「日付(年月日)」「主治医氏名」「病室」「主治医以外の担当者名」「手術内容及び日程」、「特別な栄養管理の必要性」、「その他(看護計画、リハビリテーション等の計画)」の項目について記載がない、記載が不十分又は画一的である例が認められたので改めること。</li> </ul>

#### <特掲診療料に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
医学管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医学管理料の算定において、必要事項の記載が不十分な診療録が認められたので改めること。この項目の算定に当たっては、特に、管理内容の要点、治療計画の要点等診療録に記載すべき事項が算定要件としてそれぞれの医学管理料ごとに定められていることに留意すること。                      (特定疾患療養管理料、悪性腫瘍特異物質治療管理料、難病外来指導管理料、診療情報提供料 等)</li> </ul>

在宅医療	
往診料	○ 定期的ないし計画的に患者又は他の保険医療機関に赴いて診療したものについて算定している例が認められたので改めること。
在宅患者訪問診療料	○ 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)について、医療機関への通院が困難と判断できない患者に対して算定している例が認められたので改めること。 ○ 診療録への訪問診療の計画、診療内容の要点、当該患者に対する診療時間(開始時刻及び終了時刻)及び診療場所の記載がない又は不十分である例が認められたので改めること。
在宅時医学総合管理料	○ 診療録への在宅療養計画・説明の要点の記載がない、又は不十分である例が認められたので改めること。
在宅自己注射指導管理料	○ 在宅自己注射指導管理料の算定において、診療録に当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点の記載がない、又は、不十分な例が認められたので改めること。 ○ 在宅自己注射指導管理料について、在宅自己注射の導入前に、入院又は2回以上の外来、往診若しくは訪問診療により、医師による十分な教育期間をとった上で、十分な指導を行っていない例が認められたので改めること。
検査・画像診断・病理診断	
検査	○ 腫瘍マーカー検査について、診察及び他の検査・画像診断等の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者以外の患者に対して実施している例が認められたので改めること。

＜その他(管理・請求事務等)の事項に関する指摘事項＞

指摘項目	主な指摘内容
診療録等	○ 診療報酬の請求に当たっては、全ての診療報酬明細書について保険医自らが診療録との突合を行い、記載事項や算定項目に誤りや不備がないか十分に確認すること。 ○ 診療録について、保険診療の診療録と保険外診療(自由診療、予防接種、健康診断等)の診療録と区別して管理していない。 ○ 電子的に保存している記録の管理・運用について、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠していない不適切な事項が認められたので改めること。 ・パスワードを適切に設定していない。
診療報酬明細書の記入	○ 診療報酬明細書の記載等について、次の不適切な事項が認められたので改めること。 ・主傷病名と副傷病名を区別していない。 ・特別養護老人ホームに入所中の患者について診療報酬を算定した場合に、診療報酬明細書の特記事項欄に「施」(電子計算機の場合は「09施」と)記載していない。
掲示・届出事項等	○ 掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。 ・個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行に係る院内掲示が不十分である。 ・施設基準に関する事項が不十分である。



(2)令和3年度 保険医療機関(歯科)に対する個別指導等で改善を求めた主な指摘事項  
 <診療録及び基本診療料等に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
診療録	診療録は患者の病状経過等を記録しておく重要なものであり、診療報酬請求の根拠となることを十分に認識し、保険診療に関する必要事項(症状、経過など)は、遅滞なく正確に記載するとともに内容の充実に努めること。保険医は「保険医療機関及び保険医療費担当規則」等の諸規則を十分に理解し、適正な保険診療に努めること。
診療録の記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 診療録第1面の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見について記載がない、不十分である又は間違っている。</li> <li>・傷病名にP、G、C、Pul、Per の略称を使用しており、病態に係る記載がない。</li> </ul> </li> <li>○ 診療録第2面の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・症状、所見、処置内容、指導内容、検査結果、画像診断所見、医学管理等の内容、投薬内容、材料名、診療方針、診療年月、部位、点数、一部負担金徴収額について記載がない、不十分又は画一的である。</li> </ul> </li> </ul>
基本診療料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歯科初診料について、治療の継続性が認められる診療に対して算定している不適切な例が認められたので改めること。</li> </ul>

<特掲診療料に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
医学管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医学管理について、保険請求の根拠となるべき具体的記述や、必要事項(管理内容等)の記載が充実していない例が認められたので改めること。                              また、患者への文書提供が算定要件となっているものについては、患者への文書提供を行うとともに診療録へその写しを添付すること。</li> </ul>
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時刻(開始時刻と終了時刻)</li> <li>・歯科訪問診療の際の患者の状態等(急変時の対応の要点を含む)</li> </ul> </li> </ul>
検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 診療録に検査結果の記載がない又は検査結果が分かる記録を添付していない不適切な例が認められたので改めること。</li> </ul>
投薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 処置内容、症状等によらず、予防投薬をしている不適切な例が認められたので改めること。</li> </ul>
歯周治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「歯周病の治療に関する基本的な考え方」(令和2年3月 日本歯科医学会)を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。</li> <li>○ 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、診療内容の充実に努めること。</li> </ul>
歯冠修復及び欠損補綴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補綴時診断料                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療録に記載すべき欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。</li> </ul> </li> <li>○ クラウン・ブリッジ維持管理料                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者への提供文書に記載すべきクラウン・ブリッジ維持管理料の趣旨について、記載のない例が認められたので改めること。</li> <li>・患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない不適切な例が認められたので改めること。</li> </ul> </li> </ul>

<その他事務的な事項に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
事務的取り扱いに係る事項	○ 届出事項に変更があった場合には、速やかに関東信越厚生局各事務所に届出事項の変更届を提出すること。
一部負担金に係る事項	○ 一部負担金の取扱いにおいて、不適切な例が認められたので改めること。 ・徴収すべき者から徴収していない。
その他	○ 保険医療機関は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険請求に努めること。

(3)令和3年度 保険薬局に対する個別指導等で改善を求めた主な指摘事項

<処方せん、調剤録及び調剤内容に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
処方箋の取扱い	○ 「処方」欄の用法記載不備のある処方箋について、疑義照会をせずに調剤を行っている例が認められたので改めること。 ○ 調剤済処方箋について、次の事項の記載が不明瞭な例が認められたので改めること。 ・調剤済年月日、保険薬局の所在地・名称、保険薬剤師の姓名の記載・押印
調剤技術料	○ 調剤基本料について、受付回数を1回とすべきところを2回受付としている不適切な例が認められたので改めること。 ○ 自家製剤加算の算定において、不適切な例が認められたので改めること。 ・調剤録等に製剤工程を記載していない。 ・調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。
薬学管理料	○ 薬剤服用歴管理指導料の算定について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認すべき次の事項を確認していない不適切な例が認められたので改めること。 ・患者の体質(アレルギー歴、副作用歴) ・薬学的管理に必要な患者の生活像 ・疾患に関する情報(既往歴、合併症、他科受診において加療中の疾患に関するもの) ・併用薬(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む)等の状況 ・服薬状況(残薬の状況を含む) ○ 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。 ・薬剤服用歴の記録の第一面について、患者情報の追加・更新が行われていない。 ・患者又はその家族等からの相談事項の要点、服薬指導の要点、手帳を活用しなかった理由と患者への指導の有無、今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点の記載がない。 ○ 薬剤に関する情報提供文書について、一律に薬剤の情報提供を行うのではなく、患者個々の状況等に応じて不必要な部分は抹消するなどして提供するよう改めること。 ○ 特定薬剤管理指導加算について、薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない例が認められたので改めること。 ○ 乳幼児服薬指導加算について、薬剤服用歴の記録・手帳に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない例が認められたので改めること。

<その他事務的な事項に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
事務的取り扱いに係る事項	○ 掲示が適切に行われていない例が認められたので改めること。 ・保険薬局の表示、届出されている施設基準の内容を局内に掲示すること。 ・個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書の発行に関する事項の掲示が不十分である。 ○ 届出事項の変更届を提出していない例が認められたので改めること。

## 第V章 資料・データ集

1. 主な所掌事務（課別）
2. 所在地・連絡先一覧

## 1. 主な所掌業務（課別）

### （総務課）

- ・ 関東信越厚生局の総務
- ・ 関東信越厚生局職員の人事、教養、訓練及び研修等に関する事
- ・ 厚生労働省共済組合に関する事
- ・ 行政文書の開示に関する事
- ・ 個人情報保護に関する事
- ・ 各種国家試験に関する事

#### 国家試験の種類

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、薬剤師、管理栄養士
--

- ・ 国有財産の管理及び処分

### （企画調整課）

- ・ 関東信越厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整
- ・ 関東信越地方社会保険医療協議会の運営

### （年金指導課）

- ・ 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の任命に係る認可に関する事
- ・ 日本年金機構が行う滞納処分等に係る権限の認可に関する事
- ・ 日本年金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に関する事
- ・ 日本年金機構が行う立入検査等に係る権限の認可に関する事
- ・ 日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関する事
- ・ 前記に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に係る監督に関する事
- ・ 厚生年金保険料等の納付の猶予等に係る許可に関する事

### （年金調整課）

- ・ 社会保険労務士に関する事
- ・ 年金委員に関する事
- ・ 政府が管掌する国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の実施に関し市町村が処理する事務に関する事
- ・ 国民年金法第109条の2第1項に規定する学生納付特例事務法人の指定及び監督に関する事
- ・ 国民年金法第109条の3第1項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第3項の規定による情報提供に関する事
- ・ 政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体、その他の関係者との連絡調整に関する事

**（年金審査課・各年金審査分室）**

- ・ 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者記録等に係る訂正請求に関する調査
- ・ 関東信越地方年金記録訂正審議会の運営

**（管理課）**

- ・ 保険医療機関等の指導業務に関する総合調整
- ・ 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明業務
- ・ 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明業務
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険事業関係業務を除く。）の監査
- ・ 後期高齢者医療広域連合が行う業務、市町村が行う後期高齢者医療制度に関する技術的助言
- ・ 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。）についての助言・指導監督

**（医療課）**

- ・ 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査
- ・ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督
- ・ 関東信越厚生局事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督

**（調査課）**

- ・ 保険医療指導部門の情報公開請求に関する事務
- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する情報の収集、管理及び分析
- ・ 指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する情報の収集、分析及び連絡調整

**（特別指導第一課・特別指導第二課）**

- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、関東信越厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項

**（指導監査課）**

- ・ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（埼玉県内）
- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督（埼玉県内）
- ・ 関東信越地方社会保険医療協議会埼玉部会の運営

**（各都県事務所）**

所在都県（埼玉県を除く）内における以下の業務



- ・健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督
- ・関東信越地方社会保険医療協議会担当部会の運営

## ○健康福祉部

### （健康福祉課）

- ・生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関の指定等（国が開設したものに限る。）
- ・三種病原体等の所持・輸入の届出及び監督
- ・温室効果ガス算定排出量報告受付等
- ・民生委員・児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名
- ・地方厚生局に委任された補助金等に関する書類審査、交付、精算確定等

#### 補助金等の種類

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備推進交付金

次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、結核医療費国庫負担（補助）金、原爆被爆者健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金、原爆被爆者葬祭料交付金、児童扶養手当給付費国庫負担金、特別児童扶養手当事務取扱交付金、特別障害者手当等給付費国庫負担金、婦人保護費国庫負担（補助）金、児童入所施設措置費等国庫負担金

- ・児童扶養手当の支給事務に関する都県及び市町村の指導（技術的助言）
- ・都県、指定都市及び中核市が設置する保護施設の指導監査
- ・生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の監督
- ・障害者総合支援法及び地方自治法による都県等の事務の指導（技術的助言）
- ・障害福祉サービス事業者等に対する検査
- ・各種養成施設（所）の指定等

#### 養成施設の種類

あん摩マッサージ指圧師養成施設、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設、栄養士養成施設、管理栄養士養成施設、社会福祉士学校、介護福祉士学校、福祉系高等学校、介護福祉士実務者学校

- ・各種講習会（社会福祉士実習演習担当教員講習会、社会福祉士実習指導者講習会、介護教員講習会、介護福祉士実習指導者講習会、実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会）の届出、実施報告書等の受理等

### （医事課）

- ・原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の



事態への対処に関する業務

- ・医療の安全に関する取組の普及及び啓発
- ・臨床研修施設の指定に係る審査及び指導並びに適正な臨床研修の実施体制の確保等
- ・医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等
- ・医師確保に関する業務
- ・行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施等
- ・再生医療等の安全性の確保等
- ・看護師の特定行為研修の指定研修機関の指定に係る審査及び指導等
- ・臨床研究に対する信頼の確保
- ・地域医療構想の達成に向けた取組の推進
- ・災害時における医療の確保の支援
- ・医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定
- ・地方厚生局に委任された補助金等に関する業務

補助金の種類

医師臨床研修費等補助金
-------------

**（薬事監視指導課）**

- ・生物学的製剤、放射性医薬品等の医薬品及び再生医療等製品の製造業等の許可
- ・医薬品等の輸入監視

**（食品衛生課）**

- ・食中毒に係る調整事務
- ・食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督等

HACCPの普及促進に係る業務

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは1960年代に米国で考案された宇宙計画向けの食品衛生管理方法で、膨大な数の検体を必要とする最終製品検査システムではなく、製造における重要な行程を連続的に監視することにより、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理方法である。
---

- ・輸出食肉認定施設に対する指導、確認及び査察
- ・輸出食肉製品取扱施設の認定及び査察等
- ・輸出水産食品施設の認定、査察等及び衛生証明書の発行
- ・健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止に関する関係機関との連携
- ・食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション

**（地域包括ケア推進課）**

- ・地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画及び立案並びに調整
- ・地域包括ケアシステムの構築の支援の実施
- ・地域包括ケアシステムの普及及び啓発
- ・地域支援事業の実施状況の把握及び推進のための助言及び支援
- ・地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分及び施設整備分に限る）の実施状況の把握及び助言

- ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十四条第一項に規定する整備計画の認定
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十九条に規定する認定事業者の監督
- ・認知症施策の実施状況の把握及び推進のための助言、支援、普及及び啓発
- ・課の所掌事務に係る補助金等の交付

#### （保険課）

- ・健康保険組合の行う業務についての指導及び監督
- ・全国健康保険協会支部に対する立入検査等

#### （企業年金課）

- ・厚生年金基金の認可、指導監督等
- ・国民年金基金の認可、指導監督等
- ・確定拠出年金（企業型年金に限る）の承認、指導監督等
- ・確定給付企業年金の認可、承認及び指導監査等

#### ○麻薬取締部

- ・薬物犯罪の取締りに関すること
- ・正規麻薬などの流通に対する指導・監督に関すること
- ・再乱用防止対策に関すること
- ・薬物乱用防止啓発活動に関すること

#### ○社会保険審査事務室

- ・年金給付等の処分決定に係る不服申立の審査請求に関すること

## 2. 所在地・連絡先一覧

令和5年3月31日現在

所属部署	所在地	電話番号
総務課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	048-740-0711 (代)
企画調整課		048-740-0830
年金指導課		048-740-0712
年金調整課		048-740-0714
年金審査課	〒330-9710 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館7階	048-600-0730
千葉年金審査分室	〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター10階	043-379-6994
東京年金審査分室	〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル21階	03-6863-3778
神奈川年金審査分室	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎5階	045-270-9156
健康福祉課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	048-740-0744
医事課		048-740-0754
薬事監視指導課		048-740-0800
食品衛生課		048-740-0761
地域包括ケア推進課		048-740-0793
保険課		048-740-0772
企業年金課		048-740-0782
管理課		048-740-0811
医療課		048-740-0815
調査課		048-740-0811
特別指導第一・二課		048-740-0816
指導監査課		〒330-9727 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟2階
社会保険審査事務室	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館5階	048-851-1030

## 【麻薬取締部】

所属部署	所在地	電話番号
麻薬取締部	〒102-8309 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎17階	03-3512-8688（代）
	（麻薬・覚せい剤相談）	03-3512-8690
横浜分室	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎2階	045-201-0770（代）
	（麻薬・覚せい剤相談）	045-201-0770

## 【都県事務所】

所属部署	所在地	電話番号
茨城事務所	〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-1-1 水戸地方合同庁舎4階	029-277-1316
栃木事務所	〒320-0043 栃木県宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎5階	028-341-8486
群馬事務所	〒371-0024 群馬県前橋市表町2-2-6 前橋ファーストビルディング7階	027-896-0488
千葉事務所	〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎5階	043-382-8101
東京事務所	〒163-1111 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー11階	03-6692-5119
神奈川事務所	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町1-6 I CON関内6階	045-270-2053
新潟事務所	〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代2-3-6 新潟東京海上日動ビルディング1階	025-364-1847
山梨事務所	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎9階	055-209-1001
長野事務所	〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第2合同庁舎4階	026-474-4346

（注）各部署の所在地、電話番号は、移転等により変更される場合があります。最新の情報は、関東信越厚生局ホームページにてご確認ください。

## 第V章 資料・データ集

### 3. 所掌事務に係る参考資料・データ集（課別）

# (総務課関係)

## 1. 国有財産の処理状況

### (1) 関東信越厚生局に所属替された国有財産の処理状況一覧

令和5年3月31日現在

売却等処分年度	口座名	所在地	台帳数量(m <sup>2</sup> )
平成21年度 (建物は解体をもって管理完了)	社会保険板橋寮	東京都板橋区板橋1-47-4	建物のみ(土地は日本年金機構に出資)
	社会保険板橋独身寮	東京都板橋区板橋1-47-4	建物のみ(土地は日本年金機構に出資)
平成22年度	社会保険庁分室	東京都渋谷区恵比寿南3-9-8	931.16
	東京船員保険病院東ヶ丘医師宿舎	東京都目黒区東が丘1-28-5	158.42
	新発田社会保険事務所長宿舎	新潟県新発田市東新町3-6-19	197.12
平成23年度	社会保険庁原宿宿舎	東京都渋谷区神宮前2-31-11	738.44
	社会保険庁千歳台宿舎	東京都世田谷区千歳台1-11-8	1,357.96
	社会保険庁高井戸東宿舎	東京都杉並区高井戸東3-30-2	508.29
	東北沢第1公務員宿舎	東京都渋谷区上原3-27-6	163.37
	東北沢第2公務員宿舎	東京都渋谷区上原3-27-8	171.56
	社会保険練馬共同宿舎	東京都練馬区豊玉中3-2-16	236.92
	社会保険若林共同宿舎	東京都世田谷区若林4-24-9	309.97
	社会保険井荻共同宿舎	東京都杉並区下井草4-28-3	226.05
	東京社会保険病院国分寺職員宿舎	東京都国分寺市東恋ヶ窪3-9-8	423.23
	社会保険群馬中央総合病院岩神町医員住宅	群馬県前橋市岩神町2-7-18	156.19
	栃木社会保険事務所長公務員宿舎	栃木県栃木市日の出町6-11	168.46
	社会保険庁三郷宿舎	埼玉県三郷市早稲田5-11-7	1,034.19
	社会保険職員宿舎小深住宅	千葉県千葉市稲毛区小深町62-1	1,686.73
	東京船員保険病院柏医師宿舎用地	千葉県柏市伊勢原1-14-150	737.42
	新発田公務員宿舎	新潟県新発田市東新町1-5-18	192.38
	新潟社会保険事務所長宿舎	新潟県新潟市西区寺尾上3-3-7	220.12
	松本社会保険事務所長公舎	長野県松本市白板1-7-49	198.11
	松本社会保険事務所職員宿舎	長野県松本市大字里山辺字南畑1718-5	346.21
伊那社会保険事務所職員宿舎	長野県伊那市上牧6481-3	459.84	
甲府社会保険事務所長宿舎	山梨県甲府市北新2-14-25	194.54	
平成24年度	社会保険桜上水研修所	東京都世田谷区上北沢1-20-2	7,487.19
	社会保険庁北新宿宿舎	東京都新宿区北新宿1-23-21	690.04
	社会保険庁粕江宿舎	東京都粕江市中和泉5-28-20	788.51
	社会保険庁二子玉川宿舎	東京都世田谷区鎌田1-15-8	1,290.26
	社会保険庁西落合宿舎	東京都新宿区西落合2-22-17	389.42
	東京厚生年金病院(下宮比町)	東京都新宿区下宮比町4-4	9.74
	東京社会保険事務局神田分室	東京都千代田区神田小川町1-6	157.02
	旧港社会保険事務所	東京都港区三田2-9-1	364.76
	日向荘飛び地A	東京都青梅市日向和田2-302-8	44.93
	日向荘飛び地B	東京都青梅市日向和田2-302-6	29.38
	旧神田社会保険事務所	東京都千代田区神田神保町1-38	241.19
	前橋市元総社町公務員宿舎	群馬県前橋市元総社町字稲葉335-13	221.46
	旧西濃運輸健康保険組合碧荘	神奈川県足柄下郡湯河原町宮下字聖ヶ窪698-17	338.39



売却等処分年度	口座名	所在地	台帳数量(㎡)
平成24年度	社会保険庁生田宿舎	神奈川県川崎市麻生区多摩美1-2-4	727.22
	五十嵐公務員宿舎	新潟県新潟市西区五十嵐中島3-7-13	271
	社会保険敷島宿舎(1号)	山梨県甲斐市中下条1440	434.36
平成25年度	健康保険保養所日向荘跡地	東京都青梅市日向和田2-299-5	1,748.57
令和4年度	一般職員用宇都宮第3公務員宿舎	栃木県宇都宮市末広2-1119-33	235.94
	長野S1・S2宿舎	長野県長野市川中島町上氷鉦1725-1	1,421.17
	東京厚生年金病院(津久戸町)	東京都新宿区津久戸町23-6	35.17
	健康保険二子玉川園スポーツセンター	東京都世田谷区鎌田1-184-13	1,182.56
	日向荘飛び地C	東京都青梅市日向和田2-303-4	15.02
	前橋市緑ヶ丘町公務員宿舎	群馬県前橋市緑が丘町20-7	223.56
	健康保険湯河原保養所	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字入谷261-46	771.86
	駐在員宿舎	神奈川県横須賀市林3-918-8	105.64
	旧柏崎公務員宿舎跡地	新潟県柏崎市栄町2131-12	328.28
	飯田社会保険事務所長公舎	長野県飯田市正永町1-1218-47	217.22
	東久留米寮	東京都東久留米市滝山7-17-20	1,183.51

(注) 網掛けした口座については、売却等処分が完了しています。

(2) 国有財産の処理状況

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
行政財産の用途廃止	0 物件	0 物件	0 物件
公用・公共用取得要望の有無の確認	0 物件	0 物件	0 物件
売払いに係る厚生労働大臣承認申請	0 物件	0 物件	0 物件
売払いに係る財務大臣承認申請	0 物件	0 物件	0 物件
譲与に係る厚生労働大臣承認申請	0 物件	0 物件	0 物件
一般競争入札(財務局へ事務委任)			
① 開催回数	2 回	2回	1 回
② 対象物件	4 物件	4物件	1 物件
③ 落札(再度入札を含む)	1 物件	0 物件	0 物件
先着順(財務局へ事務委任)			
① 開催回数	2回	1 回	1 回
② 対象物件	5物件	1 物件	1 物件
③ 申込数	1 物件	0 物件	0 物件
縁故随契	0 物件	0 物件	0 物件
貸付			
①有償貸付	2 物件	2 物件	2 物件
②無償貸付	1 物件	1 物件	1 物件
鑑定評価額検討会議の開催			
①開催回数	0 回	0 回	0 回
②対象物件	0 物件	0 物件	0 物件

## (企画調整課関係)

## 1. 関東信越地方社会保険医療協議会部会ごとの保険医療機関及び保険薬局の審議状況

(単位：件)

都道府県名	新規・更新	科目	令和4年度	令和3年度	令和2年度
茨城県	新規指定	医科	52	50	48
		歯科	31	24	40
		薬局	54	85	81
		計	137	159	169
	指定更新	医科	309	213	126
		歯科	295	186	95
		薬局	197	189	121
		計	801	588	342
栃木県	新規指定	医科	40	45	43
		歯科	24	21	17
		薬局	56	49	56
		計	120	115	116
	指定更新	医科	280	171	73
		歯科	228	135	72
		薬局	145	106	93
		計	653	412	238
群馬県	新規指定	医科	40	34	45
		歯科	30	27	30
		薬局	56	85	54
		計	126	146	129
	指定更新	医科	288	226	116
		歯科	228	119	69
		薬局	149	112	96
		計	665	457	281
埼玉県	新規指定	医科	208	200	199
		歯科	112	113	103
		薬局	180	236	205
		計	500	549	507
	指定更新	医科	846	451	361
		歯科	742	487	283
		薬局	452	368	324
		計	2,040	1,306	968
千葉県	新規指定	医科	191	174	180
		歯科	103	113	93
		薬局	138	163	166
		計	432	450	439
	指定更新	医科	676	493	293
		歯科	723	407	251
		薬局	399	305	228
		計	1,798	1,205	772

(単位：件)

都道府県名	新規・更新	科目	令和4年度	令和3年度	令和2年度
東京都	新規指定	医科	930	852	825
		歯科	455	419	442
		薬局	430	446	480
		計	1,815	1,717	1,747
	指定更新	医科	2,185	1,548	1,177
		歯科	2,096	1,362	897
		薬局	1,105	854	599
		計	5,386	3,764	2,673
神奈川県	新規指定	医科	315	327	323
		歯科	167	178	170
		薬局	213	258	278
		計	695	763	771
	指定更新	医科	1,211	830	605
		歯科	1,006	681	378
		薬局	649	483	370
		計	2,866	1,994	1,353
新潟県	新規指定	医科	42	24	40
		歯科	28	26	27
		薬局	47	49	61
		計	117	99	128
	指定更新	医科	329	206	107
		歯科	288	151	88
		薬局	183	132	104
		計	800	489	299
山梨県	新規指定	医科	14	20	14
		歯科	8	11	8
		薬局	23	24	17
		計	45	55	39
	指定更新	医科	140	73	67
		歯科	103	78	30
		薬局	82	53	42
		計	325	204	139
長野県	新規指定	医科	40	42	49
		歯科	24	17	23
		薬局	36	37	38
		計	100	96	110
	指定更新	医科	322	179	126
		歯科	237	152	71
		薬局	149	140	77
		計	708	471	274
新規指定合計			4,087	4,149	4,155
指定更新合計			16,042	10,890	7,339
指定総合計			20,129	15,039	11,494

(注) 指定日は、原則として、地方社会保険医療協議会部会開催日の翌月初日(遡及指定を除く)となります。

## (年金指導課関係)

## 1. 認可等件数の推移

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
徴収職員・収納職員の認可			
① 徴収職員	311 人	358 人	325 人
② 収納職員	274 人	324 人	270 人
滞納処分等の認可			
① 厚生年金保険関係	746,995 件	862,072 件	534,500 件
② 国民年金関係	60,830 件	67 件	53 件
立入検査等の認可			
① 事業所関係	363,086 件	388,906 件	286,783 件
② 受給権者・被保険者関係	1 件	237 件	1 件
厚生年金保険料等の納付の猶予許可等			
① 許可	2 件	10 件	8 件
② 不許可	0 件	0 件	0 件
滞納処分等の結果報告の確認			
① 厚生年金保険関係	22,693 件	19,794 件	19,811 件
② 国民年金関係	5,549 件	472 件	6,341 件
立入検査等の結果報告の確認			
① 実施	163,804 件	107,756 件	126,859 件
② 実施不能	1,946 件	1,449 件	1,661 件
③ 未実施	195,027 件	192,731 件	178,140 件

## (年金調整課関係)

## 1. 社会保険労務士会員数（過去3年間の推移）

都 県 名	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	会員数(人)	社労士法人会員数(法人)	会員数(人)	社労士法人会員数(法人)	会員数(人)	社労士法人会員数(法人)
茨城県	521	28	509	25	509	21
栃木県	386	29	366	24	356	22
群馬県	597	27	601	21	582	16
埼玉県	1,969	69	1,963	62	1,968	54
千葉県	1,653	58	1,633	51	1,611	41
東京都	11,602	728	11,335	660	11,024	590
神奈川県	2,809	95	2,777	81	2,725	68
新潟県	548	35	547	30	542	26
山梨県	198	11	191	10	187	10
長野県	626	29	637	26	633	22
合計	20,909	1,109	20,559	990	20,137	870

## 2. 年金委員委嘱件数（過去3年間の推移）

（単位：件）

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
職 域 型	4,881	5,289	2,436
地 域 型	1,300	1,092	339
合 計	6,181	6,381	2,775

## 3. 年金委員解嘱件数（過去3年間の推移）

（単位：件）

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
職 域 型	2,003	2,710	2,320
地 域 型	458	522	193
合 計	2,461	3,232	2,513

## 4. 年金委員委嘱者数（過去3年間の推移）

（単位：人）

都県名	令和4年度			令和3年度			令和2年度		
	職域型	地域型	合計	職域型	地域型	合計	職域型	地域型	合計
茨城県	2,534	123	2,657	2,412	90	2,502	2,302	79	2,381
栃木県	2,394	216	2,610	2,233	129	2,362	1,975	96	2,071
群馬県	2,214	210	2,424	2,095	198	2,293	1,938	150	2,088
埼玉県	3,447	350	3,797	3,072	184	3,256	2,920	138	3,058
千葉県	2,764	272	3,036	2,627	102	2,729	2,747	112	2,859
東京都	8,996	704	9,700	7,720	471	8,191	5,970	213	6,183
神奈川県	3,785	458	4,243	3,287	350	3,637	3,295	183	3,478
新潟県	4,160	123	4,283	3,968	117	4,085	3,851	103	3,954
山梨県	1,446	70	1,516	1,356	53	1,409	1,207	43	1,250
長野県	4,005	103	4,108	4,094	93	4,187	4,074	99	4,173
合 計	35,745	2,629	38,374	32,864	1,787	34,651	30,279	1,216	31,495



## 5. 学生納付特例事務法人一覧表

令和5年3月31日現在

所在地	法人番号	学生納付特例事務法人	指定年月日
茨城県	水戸市	2000020080004 茨城県立産業技術短期大学校	H20. 5. 13
	つくば市	7050005005388 学校法人 つくば文化学園 つくば国際ペット専門学校	H20. 5. 20
	稲敷郡阿見町	2000020080004 茨城県立医療大学	H20. 5. 28
	神栖市	4010505000647 社会福祉法人 白十字会 白十字看護専門学校	H20. 8. 14
	東茨城郡茨城町	3050005000087 学校法人 田村学園 横浜経理専門学校	H25. 10. 9
	水戸市	4050005000094 学校法人 八文字学園 (※)	H27. 3. 13
	常陸大宮市	2050005008676 学校法人 志村学園 茨城北西看護専門学校	H27. 3. 25
	稲敷市	4050005007668 医療法人 盡誠会 宮本看護専門学校	H27. 7. 21
	日立市	7050005007582 公益財団法人日立メディカルセンター 日立メディカルセンター看護専門学校	R 2. 10. 7
水戸市	5050005012634 学校法人 駿優国際学園 駿優国際医療ビジネス専門学校	R 4. 9. 7	
栃木県	宇都宮市	9060005000816 学校法人 三友学園 (※)	H20. 10. 27
	栃木市	4060005005456 学校法人 産業教育事業団 (※)	H26. 9. 16
	足利市	3060005006380 学校法人 足利大学 足利大学	H27. 4. 15
	足利市	5060005006379 学校法人 白百合学園 (※)	H28. 7. 21
	さくら市	6060005001635 学校法人 東洋育英会 さくら総合専門学校	H29. 7. 10
	宇都宮市	8060005000825 学校法人 ティビィン学院 (※)	H30. 8. 29
	小山市	8060005005122 学校法人中央学園 (※)	R 2. 12. 10
群馬県	前橋市	2070005000796 学校法人 群馬英数学館 育英メディカル専門学校	H26. 7. 22
	伊勢崎市	6070005004182 一般社団法人 伊勢崎佐波医師会 伊勢崎敬愛看護学院	H27. 5. 29
	太田市	8070005005757 学校法人 平成学園 東群馬看護専門学校	H27. 11. 4
	前橋市	5070005000802 学校法人 群馬理容学園 群馬県理容専門学校	H29. 2. 14
	高崎市	7070005003027 学校法人 群馬パース大学 群馬パース大学福祉専門学校	R 2. 3. 26
	前橋市	9070005008296 公益社団法人前橋橋善会 前橋東看護学校	R 2. 10. 8
	前橋市	7070005000783 学校法人 NIPPON ACADEMY (※)	R 3. 9. 27
	前橋市	6070005009306 学校法人 群馬総合カレッジ 太田工科専門学校	R 4. 9. 9
埼玉県	深谷市	2030005014214 学校法人 智香寺学園 埼玉工業大学	H20. 5. 30
	熊谷市	7030005013038 学校法人 郷学舎 アルスコンピュータ専門学校	H20. 7. 7
	飯能市	8030005014761 学校法人 駿河台大学 (※)	H23. 3. 1
	飯能市	4030005014757 学校法人 大川学園 大川学園医療福祉専門学校	H24. 1. 6
	上尾市	5030005006555 学校法人 康学舎 横浜中央看護専門学校	H26. 9. 9
	朝霞市	4030005015482 一般社団法人 朝霞地区医師会 (※)	H27. 1. 20
	さいたま市	6030005000870 学校法人 九里学園 (※)	H27. 3. 30
	戸田市	4030005003074 一般社団法人蕨戸田市医師会 蕨戸田市医師会看護専門学校	H28. 1. 19
	行田市	5030005013989 学校法人 伊東学園 テクノ・ホルティ園芸専門学校	H28. 2. 25
	入間市	2030005003984 学校法人 入間平成学園 入間看護専門学校	H28. 10. 1
	入間郡越生町	7030005011017 学校法人 一川学園 (※)	H28. 10. 14
	川越市	7030005008566 学校法人 医学アカデミー 専門学校医学アカデミー	H28. 12. 14
	幸手市	6030005005473 学校法人 共済学院 (※)	H30. 7. 4
	さいたま市	7030005000853 学校法人 明の星学園 青森明の星短期大学 (注1)	H30. 9. 5
	秩父市	1030005014917 一般社団法人 秩父郡市医師会 秩父看護専門学校	H30. 10. 3
	所沢市	5030005003461 学校法人 浅野学園 国際航空専門学校	H30. 10. 23
	戸田市	5030005003016 医療法人社団 東光会 戸田中央看護専門学校	H30. 12. 27
	上尾市	9030005006452 学校法人 葵学園 (※)	H31. 1. 16
	熊谷市	5030005013031 学校法人 今昌学園 (※)	H31. 3. 28
	行田市	5030005013997 学校法人ものつくり大学 ものつくり大学	R 2. 10. 30
川口市	2000020112038 川口市立看護専門学校	R 3. 4. 12	

(注1) 法人等の主たる事務所の所在地が管内にあるため、関東信越厚生局で学生納付特例事務法人の指定を行っています。

所在地	法人番号	学生納付特例事務法人	指定年月日
	さいたま市	2030005019824 学校法人 にとぐりスクール 新洋国際専門学校	R 4. 11. 8
千葉県	香取市	4000020128040 国保小見川総合病院付属 看護専門学校	H20. 6. 23
	千葉市	7011405000197 学校法人 大乘淑徳学園 淑徳大学	H20. 10. 15
	東金市	4000020120006 千葉県立農業大学校	H20. 12. 1
	君津市	6040005008434 学校法人 君津あすなろ学園 千葉医療福祉専門学校	H24. 4. 9
	千葉市	1040005000750 千葉県美容業生活衛生同業組合 千葉美容専門学校	H27. 4. 15
	鴨川市	8040005016014 学校法人 鉄蕉館 (※)	H27. 5. 21
	千葉市	1040005001419 学校法人 秋葉学園 東京豊島IT医療福祉専門学校	H27. 10. 9
	旭市	1040005019015 地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院 旭中央病院附属看護専門学校	H30. 7. 25
	船橋市	5040005002826 学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校	H30. 11. 1
	市川市	9040005004026 学校法人 昭和学院 昭和学院短期大学	R 1. 7. 12
	船橋市	6040005002858 学校法人 中山学園 ユニバーサルビューティーカレッジ	R 3. 10. 13
	千葉市	4040005001481 学校法人 花沢学園 千葉デザイナー学院	R 4. 10. 17
	東京都	渋谷区	5011005000384 学校法人 花田学園 東京有明医療大学
板橋区		4011405000068 医療法人財団 明理会 イムス横浜国際看護専門学校	H23. 7. 20
新宿区		1011105000916 学校法人 大志学園 (※)	H23. 9. 26
港区		6010405001669 学校法人 東洋英和女学院 (※)	H25. 4. 17
新宿区		3011105000930 学校法人 敬心学園 (※)	H25. 5. 15
豊島区		1013305000431 学校法人 大正大学 大正大学	H26. 2. 25
板橋区		1011405000062 医療法人社団 明芳会 板橋中央看護専門学校	H26. 10. 2
中野区		6011205000167 学校法人 嘉栄学園 渋谷外国語専門学校	H26. 11. 13
江戸川区		8011705000499 学校法人 滋慶学園 (※)	H26. 12. 2
荒川区		9011505000624 学校法人 国際共立学園 国際理容美容専門学校	H27. 1. 28
小平市		4012705000071 学校法人 白梅学園 (※)	H27. 2. 6
港区		6040005003798 独立行政法人地域医療機能推進機構 (※)	H27. 2. 19
豊島区		3013305000438 学校法人 村上学園 専門学校日本医科学大学校	H27. 4. 13
渋谷区		8011005000357 学校法人 国際代々木学園 日本デザイン福祉専門学校	H27. 4. 15
練馬区		1011605000457 学校法人 武蔵野音楽学園 武蔵野音楽大学	H27. 4. 23
江東区		2010605001332 学校法人 東京YMCA学院 東京YMCA医療福祉専門学校	H27. 4. 28
文京区		9010005021123 学校法人 ABK学館 ABK学館日本語学校	H27. 7. 15
新宿区		5011105000929 学校法人 素霊学園 東洋鍼灸専門学校	H27. 9. 7
港区		6010405002452 日本赤十字社 助産師学校	H27. 10. 21
練馬区		5011605000445 学校法人 杏文学園 東京柔道整復専門学校	H27. 11. 12
新宿区		8011105001544 学校法人 東京眼鏡学園 東京眼鏡専門学校	H27. 12. 15
江東区		1010605002380 公益財団法人 東京YMCA 東京YMCA社会体育・保育専門学校	H28. 3. 8
葛飾区		2011805000859 学校法人 鬼木医療学園 国際鍼灸専門学校	H28. 4. 28
町田市		7012305000171 学校法人 榎本学園 町田美容専門学校	H28. 5. 12
世田谷区		1010905000778 学校法人 日本菓子学園 日本菓子専門学校	H28. 7. 1
千代田区		3010005002343 学校法人 駿河台学園 (※)	H28. 9. 21
調布市		5012405001286 国立大学法人 電気通信大学	H28. 10. 14
千代田区		9010001027297 株式会社ビジネス・ブレイクスルー ビジネス・ブレイクスルー大学	H29. 1. 4
港区		1010405001673 学校法人 原学園 専門学校青山ファッションカレッジ	H29. 6. 29
北区		6011505000635 学校法人 東京朝鮮学園 朝鮮大学校	H29. 9. 1
武蔵野市		1012405001554 学校法人 二葉総合学園 (※)	H29. 11. 20
新宿区		1011105000957 学校法人 早稲田医療学園 (※)	H30. 1. 15
日野市		4013405000634 学校法人 東邦歯科学院 東邦歯科医療専門学校	R 1. 12. 23
世田谷区		4010905000750 学校法人 駒澤大学 駒澤大学	R 2. 1. 23
足立区	2011805000586 医療法人社団 大和会 聖和看護専門学校	R 2. 9. 10	
品川区	9010705000418 学校法人 池見学園 池見東京医療専門学校	R 3. 4. 12	

所在地	法人番号	学生納付特例事務法人	指定年月日
東京都	中野区	4011205001555 学校法人 高橋学園 (※)	R 3.12. 6
	青梅市	4013105001726 学校法人 和風会 多摩リハビリテーション学院専門学校	R 3.12. 6
	新宿区	1011105000932 学校法人 新宿学園 新宿調理師専門学校	R 4. 9.20
	板橋区	9011405000212 学校法人 資生堂学園 資生堂美容技術専門学校	R 5. 1.24
	文京区	4010005027554 学校法人 ARC学園 ARC東京日本語学校	R 5. 2. 8
	渋谷区	6011005000391 学校法人 山野学苑 山野日本語学校	R 5. 3.23
神奈川県	横浜市	4020005003182 学校法人 岩崎学園 (※)	H23. 7.21
	横浜市	3020005003167 学校法人 浅野工学園 浅野工学専門学校	H23. 9.26
	鎌倉市	6021005002081 学校法人 早見芸術学園 鎌倉早見美容芸術専門学校	H26. 7.22
	相模原市	7021005002816 学校法人 平井学園 神奈川柔鍼灸専門学校	H26. 8. 7
	横須賀市	6021005005737 学校法人 衛生学園 (※)	H26. 9.18
	川崎市	8020005008979 学校法人 横山学園 神奈川ビューティー&ビジネス専門学校	H27. 4.13
	横浜市	6021005001629 学校法人 湘南ふれあい学園 (※)	H28. 2.23
	横浜市	2020005006575 学校法人 桜井学園 横浜ファッションデザイン専門学校	H28. 2.23
	川崎市	4020005008553 学校法人 深堀学園 外語ビジネス専門学校	H28. 7.13
	横浜市	3020005010634 学校法人 栄戸学園 横浜未来看護専門学校	H31. 3. 7
	横浜市	7020005002058 学校法人 YSE 学園 横浜システム工学院専門学校	R 1. 9.30
	相模原市	3021005002381 学校法人 神奈川経済専門学校 (※)	R 3.10.13
川崎市	7020005008492 独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪労災看護専門学校 (注2)	R 4. 9. 7	
新潟県	柏崎市	4110005006671 学校法人 新潟工科大学 新潟工科大学	H21. 7. 7
	長岡市	4110005011283 学校法人 中越学園 長岡大学	H26. 5.14
	上越市	1110005015196 公立大学法人 新潟県立看護大学	H28. 2. 1
	三条市	4110005005533 一般社団法人 三条市医師会 三条市医師会准看護学院	H30. 4.24
	上越市	2110005009461 国立大学法人 上越教育大学	H31. 4.24
	新潟市	8110005000794 学校法人新潟福祉医療学園 (※)	R 2. 6.15
	長岡市	2110005011277 学校法人エイシンカレッジ (※)	R 2. 6.24
	長岡市	7110005011289 学校法人北陸学園 (※)	R 2.10. 7
新潟市	6110005000788 学校法人 国際総合学園(※)	R 5. 2. 8	
山梨県	甲府市	5090005000239 学校法人 看護学園 甲府看護専門学校	H20. 4. 1
	大月市	8000020192066 大月短期大学	H20. 4. 7
	甲府市	1090005000234 学校法人 伊藤学園 専門学校甲府医療秘書学院	H30. 3.28
	富士吉田市	1000020192023 富士吉田市立看護専門学校	R 2.10. 7
	甲府市	2090005002832 公立大学法人 山梨県立大学(※)	R 4. 5. 9
長野県	長野市	1000020200000 長野県農業大学校	H20. 4.22
	佐久市	6100005002926 学校法人 佐久学園 (※)	H20. 6. 2
	塩尻市	8100005006743 学校法人 松本歯科大学 (※)	H20. 9. 9
	駒ヶ根市	1000020200000 長野県看護大学	H23. 7. 7
	塩尻市	3100005007119 学校法人 松樹学園 (※)	H23. 8.30
	飯田市	1100005009513 学校法人 高松学園 飯田女子短期大学	H27. 2.27
	伊那市	1000020200000 長野県公衆衛生専門学校	H27. 7.15
	上田市	3100005004314 学校法人 成田会 長野医療衛生専門学校	H28.12.26
	上伊那郡南箕輪村	1000020200000 長野県南信工科短期大学校	H29.12.26
	松本市	3100005005592 公益財団法人青葉 松本衣デザイン専門学校	R 2. 9.10
	上田市	1000020200000 長野県工科短期大学校	R 2.10. 7
	長野市	9100005001652 学校法人 平青学園 長野平青学園	R 3.12. 8
小諸市	2100005003622 一般社団法人 小諸北佐久医師会 小諸看護専門学校	R 4. 2.25	

(注2) 法人等の主たる事務所の所在地が管内にあるため、関東信越厚生局で学生納付特例事務法人の指定を行っています。

(※)

	法人名	学校名
水戸市	八文字学園	水戸看護福祉専門学校/水戸自動車大学校
宇都宮市	三友学園	アイ・エフ・シー大学校/アイ・エフ・シー栄養専門学校
栃木市	産業教育事業団	マロニエ医療福祉専門学校/小山歯科衛生士専門学校
足利市	白百合学園	足利デザイン・ビューティ専門学校/足利製菓専門学校
宇都宮市	ティビィシィ学院	国際情報ビジネス専門学校/国際介護福祉専門学校/国際自動車・ビューティ専門学校/国際テクニカルデザイン・自動車専門学校/国際 TBC 調理・パティシエ専門学校/国際テクニカル美容専門学校/国際ファッションビューティ専門学校/国際ペット総合専門学校/国際ティビィシィ看護専門学校/国際テクニカル調理製菓専門学校/国際テクニカル理容美容専門学校/国際ティビィシィ小山看護専門学校
小山市	中央学園	中央福祉医療専門学校/中央アートスクール
前橋市	NIPPON ACADEMY	NIPPON おもてなし専門学校/NIPPON おもてなし専門学校・東京デュアラール校/NIPPON アントレプレナー専門学校/NIPPON 語学院/NIPPON 文化学院/NIPPON 進学院
飯能市	駿河台大学	駿河台大学/駿河台大学法科大学院
朝霞市	朝霞地区医師会	朝霞地区看護専門学校/朝霞看護学校
さいたま市	九里学園	浦和大学/浦和大学短期大学部
入間郡 越生町	一川学園	越生自動車大学校/清和学園高等学校
幸手市	共済学院	日本保健医療大学幸手北キャンパス/日本保健医療大学幸手南キャンパス
上尾市	葵学園	埼玉医療福祉専門学校/葵メディカルアカデミー
熊谷市	今昌学園	埼玉県栄養専門学校/埼玉県調理師専門学校/埼玉県製菓専門学校
鴨川市	鉄蕉館	亀田医療大学/亀田医療技術専門学校
新宿区	大志学園	専門学校早稲田国際ビジネスカレッジ/武蔵野学芸専門学校
港区	東洋英和女学院	東洋英和女学院大学/東洋英和女学院大学大学院
新宿区	敬心学園	日本福祉教育専門学校/日本リハビリテーション専門学校/臨床福祉専門学校/日本児童教育専門学校/日本医学柔整鍼灸専門学校
江戸川区	滋慶学園	東京医薬看護専門学校/東京ベルエポック美容専門学校
小平市	白梅学園	白梅学園大学/白梅学園短期大学
港区	(独)地域医療機能 推進機構 (注3)	JCHO 東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校/JCHO 東京山手メディカルセンター附属看護専門学校/JCHO 船橋中央病院附属看護専門学校/JCHO 横浜中央病院附属看護専門学校/JCHO 中京病院附属看護専門学校/JCHO 大阪病院附属看護専門学校/JCHO 神戸中央病院附属看護専門学校
千代田区	駿河台学園	駿台電子情報&ビジネス専門学校/駿台法律経済&ビジネス専門学校/駿台観光&外語ビジネス専門学校/駿台外語&ビジネス専門学校/駿台トラベル&ホテル専門学校
武蔵野市	二葉総合学園	二葉ファッションアカデミー/吉祥寺二葉栄養調理専門職学校/吉祥寺二葉製菓専門職学校
新宿区	早稲田医療学園	人間総合科学大学蓮田キャンパス/人間総合科学大学岩槻キャンパス
中野区	高橋学園 (注4)	専門学校東京 CPA 会計学院/専門学校東京 CPA 会計学院熊本校
横浜市	岩崎学園	情報セキュリティ大学院大学/横浜カレッジ/横浜保育福祉専門学校/情報科学専門学校/横浜医療情報専門学校/横浜実践看護専門学校/横浜デジタルアーツ専門学校/横浜リハビリテーション専門学校
横須賀市	衛生学園	神奈川衛生学園専門学校/東京衛生学園専門学校
横浜市	湘南ふれあい学園 (注5)	湘南医療大学/茅ヶ崎看護専門学校/茅ヶ崎リハビリテーション専門学校/下田看護専門学校/医療ビジネス観光情報専門学校
相模原市	神奈川経済専門学校	神奈川経済専門学校/相模原ビジネス公務員専門学校
新潟市	新潟福祉医療学園	日本こども福祉専門学校/看護リハビリ新潟保健医療専門学校
長岡市	エイシンカレッジ	新潟医療福祉カレッジ/シェフパティシエ専門学校
長岡市	北陸学園	北陸食育フードカレッジ/北陸福祉保育専門学院
新潟市	国際総合学園	新潟ビジネス専門学校/新潟会計ビジネス専門学校/新潟公務員法律専門学校/新潟法律大学校/新潟コンピュータ専門学校/新潟デザイン専門学校/日本アニメ・マンガ専門学校/国際ビューティモード専門学校/国際トータルファッション専門学校/国際こども・福祉カレッジ/新潟工科専門学校/国際メディカル専門学校/アップルスポーツカレッジ/国際音楽・ダンス・エンタテインメント専門学校/国際ペットワール



		ド専門学校／専門学校新潟国際自動車大学校／国際外語・観光・エアライン専門学校／国際ホテル・ブライダル専門学校／国際調理製菓専門学校／国際映像メディア専門学校／新潟農業・バイオ専門学校／長岡公務員・情報ビジネス専門学校／長岡こども・医療・介護専門学校／上越公務員・情報ビジネス専門学校／全日本ウインタースポーツ専門学校／国際自然環境アウトドア専門学校／JAPANサッカーカレッジ／伝統文化と環境福祉の専門学校／三条看護・医療・歯科衛生専門学校
甲府市	山梨県立大学	山梨県立大学飯田キャンパス／山梨県立大学池田キャンパス
佐久市	佐久学園	佐久大学／信州短期大学
塩尻市	松本歯科大学	松本歯科大学／松本歯科大学院／松本歯科大学衛生学院
塩尻市	松樹学園	信州介護福祉専門学校／信州リハビリテーション専門学校

(注3～5) 法人等の主たる事務所の所在地が管内にあるため、関東信越厚生局で学生納付特例事務法人の指定を行っています。

## 6. 国民年金等事務取扱交付金交付実績

### 令和4年度 都県別の内訳

都県名	市区町村数	概算交付額(円)	精算交付額(円)	交付決定額(円)
茨城県	44	368,586,000	334,324,392	702,910,392
栃木県	25	222,743,000	206,991,187	429,734,187
群馬県	35	225,991,000	199,689,808	425,680,808
埼玉県	63	852,096,000	747,857,927	1,599,953,927
千葉県	54	721,410,000	585,370,978	1,306,780,978
東京都	62	1,792,708,000	1,863,160,346	3,655,868,346
神奈川県	33	1,078,239,000	1,101,028,193	2,179,267,193
新潟県	30	242,700,000	274,214,029	516,914,029
山梨県	27	103,810,000	89,073,385	192,883,385
長野県	77	248,026,000	258,248,384	506,274,384
合計	450	5,856,309,000	5,659,958,629	11,516,267,629

### 過去3年間の推移

都県名	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	市区町村数	交付決定額(円)	市区町村数	交付決定額(円)	市区町村数	交付決定額(円)
茨城県	44	702,910,392	44	709,491,481	44	711,523,381
栃木県	25	429,734,187	25	447,350,562	25	441,522,119
群馬県	35	425,680,808	35	418,930,536	35	427,943,252
埼玉県	63	1,599,953,927	63	1,626,640,450	63	1,617,076,374
千葉県	54	1,306,780,978	54	1,345,023,939	54	1,359,433,170
東京都	62	3,655,868,346	62	3,711,009,798	62	3,771,718,867
神奈川県	33	2,179,267,193	33	2,076,256,073	33	2,057,377,156
新潟県	30	516,914,029	30	520,535,826	30	500,746,342
山梨県	27	192,883,385	27	201,102,554	27	207,534,790
長野県	77	506,274,384	77	506,687,675	77	508,378,370
合計	450	11,516,267,629	450	11,563,028,894	450	11,603,253,821

## 7. 健康保険事務指定市町村交付金交付実績

## 令和4年度 都県別の内訳

都県名	指定市町村数	申請市町村数	交付実績額	
			件数	金額(円)
茨城県	1	1	1	88
埼玉県	1	1	52	4,585
千葉県	7	7	39	3,436
東京都	14	9	21	1,849
神奈川	4	3	21	1,851
合計	27	21	134	11,809

※ 群馬県には健康保険事務指定市町村がなくなったため、記載していません。

## 過去3年間の推移

都県名	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	指定市町村数	交付実績額(円)	指定市町村数	交付実績額(円)	指定市町村数	交付実績額(円)
茨城県	1	88	1	173	1	1,476
群馬県	0	0	1	0	1	0
埼玉県	1	4,585	1	4,517	1	5,994
千葉県	7	3,436	7	3,122	7	3,731
東京都	14	1,849	14	2,079	15	2,338
神奈川県	4	1,851	4	1,736	4	1,997
合計	27	11,809	28	11,627	29	15,536

## 8. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付実績

## 年金生活者支援給付金支給事務に対する交付決定額

## 令和4年度 都県別の内訳

都県名	市区町村数	申請市区町村数※	交付決定額(円)
茨城県	44	44	13,082,575
栃木県	25	25	7,827,108
群馬県	35	35	6,873,935
埼玉県	63	63	29,407,848
千葉県	54	53	22,705,629
東京都	62	60	42,970,344
神奈川県	33	33	36,075,069
新潟県	30	28	8,112,172
山梨県	27	27	4,674,930
長野県	77	75	7,391,849
合計	450	443	179,121,459

※ 一部の市区町村において、交付申請が0円のところがあったため、市区町村数と申請市区町村数が相違しています。



## 過去3年間の推移

都 県 名	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	申請市区 町村数※	交付決定額 (円)	申請市区 町村数※	交付決定額 (円)	申請市区 町村数※	交付決定額 (円)
茨城県	44	13,082,575	44	15,252,968	44	14,245,076
栃木県	25	7,827,108	25	11,457,190	25	8,328,192
群馬県	35	6,873,935	34	9,528,737	35	11,913,079
埼玉県	63	29,407,848	63	38,459,235	63	31,307,460
千葉県	53	22,705,629	54	33,767,013	54	29,889,400
東京都	60	42,970,344	60	65,011,887	60	54,740,254
神奈川県	33	36,075,069	33	46,715,163	33	48,787,556
新潟県	28	8,112,172	29	14,738,367	30	16,077,544
山梨県	27	4,674,930	27	7,311,666	27	5,240,482
長野県	75	7,391,849	76	11,997,536	77	17,859,949
合 計	443	179,121,459	445	254,239,762	448	238,388,992

※ 一部の市区町村において、交付申請が0円のところがあったため、市区町村数と申請市区町村数が相違しています。

## (年金審査課・各年金審査分室関係)

## 1. 令和4年度 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）

（単位：件）

制度名	件数の区分	年金審査課	千葉年金審査分室	東京年金審査分室	神奈川年金審査分室	合計
国民年金	受付件数	37	7	51	20	115
	処理件数	24	10	45	20	99
	関東信越厚生局で処理	21	10	41	19	91
	訂正決定	2	0	4	0	6
	不訂正決定	19	10	37	19	85
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	1	0	1	0	2
訂正請求の取下げ等	2	0	3	1	6	

厚生年金保険	受付件数	802	164	1,159	464	2,589
	処理件数	687	176	996	302	2,161
	関東信越厚生局で処理	98	22	147	66	333
	訂正決定	70	17	116	47	250
	不訂正決定	28	5	30	19	82
	請求却下	0	0	1	0	1
	日本年金機構で記録訂正	563	144	811	224	1,742
訂正請求の取下げ等	26	10	38	12	86	

脱退手当金	受付件数	2	0	0	0	2
	処理件数	0	0	1	0	1
	関東信越厚生局で処理	0	0	1	0	1
	訂正決定	0	0	0	0	0
	不訂正決定	0	0	1	0	1
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	0	0	0	0	0
訂正請求の取下げ等	0	0	0	0	0	

計	受付件数	841	171	1,210	484	2,706
	処理件数	711	186	1,042	322	2,261
	関東信越厚生局で処理	119	32	189	85	425
	訂正決定	72	17	120	47	256
	不訂正決定	47	15	68	38	168
	請求却下	0	0	1	0	1
	日本年金機構で記録訂正	564	144	812	224	1,744
訂正請求の取下げ等	28	10	41	13	92	

(注) 1 厚生労働省ホームページから抜粋（速報値につき、変動することがあります。）

2 受付件数は、関東信越厚生局管内の日本年金機構の年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

3 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

2. 令和3年度 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況

令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）

（単位：件）

制度名	件数の区分	年金審査課	千葉年金審査分室	東京年金審査分室	神奈川年金審査分室	合計
国民年金	受付件数	29	16	55	24	124
	処理件数	35	19	64	19	137
	関東信越厚生局で処理	30	17	57	15	119
	訂正決定	6	1	2	4	13
	不訂正決定	24	16	55	11	106
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	1	0	1	0	2
訂正請求の取下げ等	4	2	6	4	16	

厚生年金保険	受付件数	586	268	1,156	236	2,246
	処理件数	600	196	1,547	216	2,559
	関東信越厚生局で処理	89	27	192	71	379
	訂正決定	64	17	125	53	259
	不訂正決定	25	10	67	18	120
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	469	151	1,308	135	2,063
訂正請求の取下げ等	42	18	47	10	117	

脱退手当金	受付件数	2	0	1	0	3
	処理件数	4	0	1	1	6
	関東信越厚生局で処理	4	0	0	1	5
	訂正決定	0	0	0	0	0
	不訂正決定	4	0	0	1	5
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	0	0	0	0	0
訂正請求の取下げ等	0	0	1	0	1	

計	受付件数	617	284	1,212	260	2,373
	処理件数	639	215	1,612	236	2,702
	関東信越厚生局で処理	123	44	249	87	503
	訂正決定	70	18	127	57	272
	不訂正決定	53	26	122	30	231
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	470	151	1,309	135	2,065
訂正請求の取下げ等	46	20	54	14	134	

(注) 1 厚生労働省ホームページから抜粋

2 受付件数は、関東信越厚生局管内の日本年金機構の年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

3 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

3. 令和2年度 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況

令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）

（単位：件）

制度名	件数の区分	年金審査課	千葉年金審査分室	東京年金審査分室	神奈川県年金審査分室	合計
国民年金	受付件数	32	21	62	13	128
	処理件数	35	17	66	16	134
	関東信越厚生局で処理	33	16	55	16	120
	訂正決定	6	0	5	1	12
	不訂正決定	27	16	50	15	108
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	0	0	1	0	1
訂正請求の取下げ等	2	1	10	0	13	

厚生年金保険	受付件数	416	80	1,412	239	2,147
	処理件数	409	89	851	401	1,750
	関東信越厚生局で処理	108	35	149	80	372
	訂正決定	77	19	94	58	248
	不訂正決定	30	16	55	21	122
	請求却下	1	0	0	1	2
	日本年金機構で記録訂正	268	47	652	300	1,267
訂正請求の取下げ等	33	7	50	21	111	

脱退手当金	受付件数	5	0	2	3	10
	処理件数	3	0	3	4	10
	関東信越厚生局で処理	3	0	3	3	9
	訂正決定	1	0	1	0	2
	不訂正決定	2	0	2	2	6
	請求却下	0	0	0	1	1
	日本年金機構で記録訂正	0	0	0	0	0
訂正請求の取下げ等	0	0	0	1	1	

計	受付件数	453	101	1,476	255	2,285
	処理件数	447	106	920	421	1,894
	関東信越厚生局で処理	144	51	207	99	501
	訂正決定	84	19	100	59	262
	不訂正決定	59	32	107	38	236
	請求却下	1	0	0	2	3
	日本年金機構で記録訂正	268	47	653	300	1,268
訂正請求の取下げ等	35	8	60	22	125	

(注) 1 厚生労働省ホームページから抜粋

2 受付件数は、関東信越厚生局管内の日本年金機構の年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

3 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

## (健康福祉課関係)

### 1. 指定医療機関等の指定等の状況

#### (1) 指定医療機関等

(単位：施設)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
生活保護指定医療機関 (国が開設したもの)	73	73	74

#### (2) 指定等

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
生活保護指定医療機関※1			
指定※2	0	0	0
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理※2	22	9	21
指定更新	18	8	0
指定辞退の申出の受理	0	0	0

※1 指定等を行った場合は、官報告示により公表することとなっています。

※2 指定医療機関の移転に伴う廃止届の受理及び指定を含みます。

### 2. 三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体等及び四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督の状況

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
三種病原体等所持者からの届出・変更届出の受理	29	22	13
三種病原体等所持施設等へ立入検査	13	9	8

### 3. 温室効果ガス排出量の算定・エネルギーの使用量に関する目標・報告・公表制度に係る処理の状況

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
排出量報告書の受理(温対法)	24	27	29
特定事業者の中長期計画書及び定期報告書の受理(省エネ法)	611	555	553
特定荷主の中長期計画書及び定期報告書の受理(省エネ法)	9	11	10

### 4. 民生委員・児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名の状況

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
民生委員・児童委員の委嘱	60,673	938	1,317
民生委員・児童委員の解嘱	715	982	958
主任児童委員の指名	5,667	112	107
厚生労働大臣表彰状の授与	2,268	116	124
厚生労働大臣感謝状の授与	15,612	330	342
計	84,935	2,478	2,848

## 5. 児童扶養手当支給事務指導監査の状況

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
監査実施都県・市区	7 都県 35 市区	3 県 32 市区	17 市(都県なし)

## 6. 保護施設に対する指導監査の状況

(単位：施設)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
監査実施施設	1	0	0

## 7. 生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正）の状況

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
監査実施都県市	10 都県 20 市	9 都県 18 市	8 県 12 市

## 8. 生活保護法に規定する指定医療機関への指導等の状況

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
指導等実施都県市	2 市	1 市	0

## 9. 障害者自立支援等業務実地指導の実施実績

年度別	令和4年度	令和3年度	令和2年度
指導実施都県市数	3 県 4 市	1 県 3 市	1 県 2 市

## 10. 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査の状況

(単位：事業者)

年度別	令和4年度	令和3年度	令和2年度
事業者数(一般検査)	9	4	10
事業者数(特別検査)	1	1	0

## 11. 経営力向上計画の認定状況

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
認定件数	715	795	827

(注) 北海道、東北、関東信越の各厚生局管内について取り扱っていますので、その合計件数です。



## 12. 補助金等の交付の状況

(単位：円)

	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
保健衛生施設等施設整備費補助金	23 件	522,889,000	9 件	70,098,000	33 件	320,548,000
保健衛生施設等設備整備費補助金	140 件	558,872,000	126 件	410,054,000	154 件	423,908,000
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	184 計画	1,873,342,000	247 計画	1,881,188,000	380 計画	2,754,953,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	129 計画	4,227,877,000	128 計画	3,802,263,000	138 計画	2,487,583,000
保育所等整備交付金	338 計画	19,508,049,000	356 計画	24,097,725,000	437 施設	16,436,328,000
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	113 施設	3,752,263,000	84 施設	2,962,189,000	273 施設	7,548,030,000
<b>小 計</b>		30,443,292,000		33,223,517,000		29,971,350,000
結核医療費国庫負担金		830,784,889		873,076,388		832,189,874
結核医療費国庫補助金		105,860,298		115,317,027		112,499,124
原爆被爆者健康診断費交付金		73,919,785		86,083,594		80,090,110
原爆被爆者手当交付金		4,623,952,942		4,971,921,131		5,184,444,258
原爆被爆者葬祭料交付金		174,820,932		149,152,626		150,385,586
児童扶養手当給付費国庫負担金		42,311,355,035		44,057,316,474		45,539,522,032
特別児童扶養手当事務取扱交付金		319,747,342		330,791,391		302,229,388
特別障害者手当等給付費国庫負担金		12,877,684,346		12,688,874,413		12,636,399,251
婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金		801,887,570		710,481,218		718,281,870
児童入所施設措置費等国庫負担金		47,930,350,847		45,428,162,030		44,809,176,784
<b>小 計</b>		110,050,363,986		109,411,176,292		110,365,218,277
<b>合 計</b>		140,493,655,986		142,634,693,292		140,336,568,277

(単位：円)

	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	0 件	0	0 件	0	10 件	105,675,000
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金(令和4年福島県沖地震等)	2 件	512,000	5 件	148,311,000	153 件	3,204,958,000
<b>合 計</b>		512,000		148,311,000		3,310,633,000

## 1 3. 激甚災害に伴う特別財政援助に係る交付決定の状況 (単位：円)

	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	豪雨災害(社会福祉施設)	8 施設	16,951,000			103 施設
合 計		16,951,000				3,129,798,000

## 1 4. 財産処分の処理の状況 (単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
保健衛生施設関係	22	14	9
保健衛生施設関係(包括承認)	10	10	13
社会福祉施設関係※	77	56	65
社会福祉施設関係(包括承認)	153	129	122

※交付決定時に実施する補助財産取得時の抵当権設定に係る件数は含まれません。

1 5. 都県別養成施設(所) 学校数 令和5年4月1日現在  
(単位：施設)

区 分	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	合 計
あん摩・はり師・きゆう師	0	0	0	2	0	9	3	0	0	0	14
栄養士	3	3	3	8	2	22	4	2	1	2	50
管理栄養士	4	0	3	5	4	16	6	4	1	2	45
社会福祉士	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
介護福祉士	0	3	3	2	4	10	3	3	2	3	33
福祉系高等学校等	2	3	2	1	1	2	2	0	0	2	15
介護福祉士実務者	0	1	0	0	2	0	0	0	1	2	6
計	9	10	11	18	13	60	18	9	5	11	164

## 16. 各種養成施設等の指定・廃止の年度別推移

(単位：件)

施設種別	処理件数					
	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	指定 (認定)	取消 (廃止)	指定 (認定)	取消 (廃止)	指定 (認定)	取消 (廃止)
あ・は・き師等養成施設※	0	0	0	0	0	0
栄養士養成施設	0	2	0	1	1	0
管理栄養士養成施設	0	0	0	0	0	0
社会福祉士養成施設	0	0	0	0	0	0
介護福祉士養成施設	0	0	0	2	0	2
福祉系高等学校等	0	0	0	1	1	0
介護福祉士実務者養成施設	0	0	0	1	0	1
計	0	2	0	5	2	3

※ あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

(注) 1 上記の表に用いている用語は、次のように省略しています。

・指定(認定)：新規指定(認定)

・取消(廃止)：申請による指定の取消しの承認(管理栄養士、栄養士は届出事項)

2 社会福祉士養成施設には、社会福祉士学校を、介護福祉士養成施設には介護福祉士学校を、介護福祉士実務者養成施設には介護福祉士実務者学校をそれぞれ含みます。

## 17. 令和4年度に指定した養成施設(所)一覧

令和4年度においては、指定した養成施設(所)はありませんでした。

## 18. 令和4年度に廃止した養成施設(所)一覧

## ○栄養士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	長野女子短期大学食物栄養学科	学校法人 長野家政学園	長野県長野市三輪9丁目11番29号	R5.3.31
2	宇都宮短期大学 食物栄養学科	学校法人 須賀学園	栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829	R5.3.31

## (医事課関係)

## 1. 臨床研修に関する業務

## 1-1 医師の臨床研修について（臨床研修費等補助金含む）

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
医籍登録の状況			
医籍登録件数	3,877 件	3,942 件	3,790 件
臨床研修費等補助金の交付状況 交付先及び交付額			
交付先	1 都 9 県 (317 件)	1 都 9 県 (309 件)	1 都 9 県 (309 件)
交付額	38 億 3,686 万円	38 億 4,812 万円	38 億 3,803 万円
臨床研修病院等の実地調査の状況			
既指定臨床研修病院	1 件	1 件	5 件

## 1-2 歯科医師の臨床研修について

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歯科医籍登録の状況			
歯科医籍登録件数	1,131	1,068	1,097
指導歯科医講習会における講演			
指導歯科医講習会への講師派遣件数	1	0	0
新規指定申請等の審査の状況(全国)			
臨床研修病院の新規指定申請に係る審査	68	211	78
臨床研修プログラムの変更申請に係る審査	226	181	77
臨床研修施設等の実地調査の状況(全国)			
大学病院・指定臨床研修施設	47	31	37

## 《臨床研修施設指定状況》

## ① 都県別指定施設数

(単位：施設)

都 県 名	施設数		
	令和4年度	令和3年度	令和2年度
茨 城 県	1	1	1
栃 木 県	2	1	1
群 馬 県	2	2	2
埼 玉 県	12	10	10
千 葉 県	14	12	10
東 京 都	31	28	26
神 奈 川 県	18	15	15
新 潟 県	1	1	1
山 梨 県	1	1	1
長 野 県	4	4	4
合 計	86	75	71

## ②医科大学・歯科大学（附属）病院数

（単位：施設）

都 県 名	施設数		
	令和4年度	令和3年度	令和2年度
茨城県	1	1	1
栃木県	2	2	2
群馬県	1	1	1
埼玉県	3	3	3
千葉県	5	5	6
東京都	13	13	13
神奈川県	5	5	5
新潟県	2	2	2
山梨県	1	1	1
長野県	2	2	2
合 計	35	35	36

## 2. 医療の安全に関する取組の普及及び啓発について

（単位：人）

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
「医療安全に関するワークショップ」開催状況 申込者数（令和3年度は受講者数）	843	1,151	—

（注）令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

## 3. 関東信越厚生局管内の健康危機管理体制の整備について

（単位：回）

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
地方衛生研究所等主催による地域保健総合推進事業に係る地域ブロック会議、ブロック長会議等へ出席	1	1	1

## 4. 医師の確保について

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
地方公共団体からの医師派遣申請	申請なし	申請なし	申請なし

## 5. 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施について

（単位：件）

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
個別研修計画書受理	3	6	4
個別研修修了証交付	6	4	6

## 6. 医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等について (単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
指定入院医療機関の指定	0	0	0
指定通院医療機関の指定(訪問看護ステーション、薬局含む)	57	81	57
指定入院医療機関の選定及び移送	90	108	94
指定通院医療機関の選定	99	93	89
精神保健判定医の名簿収載	305	313	317
精神保健参与員の名簿収載	279	295	292
診療報酬請求の審査・支払	9,939	9,386	9,220
指定入院医療機関に対する指導監査	13	13	13
指定通院医療機関に対する指導監査	8	4	0

## 7. 再生医療等の安全性の確保について (単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
再生医療等提供計画の受理	453	458	476
特定細胞加工物製造届出受理又は許可	240	181	239
再生医療等委員会の認定	8	29	11
提供状況定期報告書の受理	1,865	1,807	1,664
製造状況定期報告書の受理	1,154	1,092	1,039

## 8. 看護師の特定行為に係る研修の実施体制の確保について (単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
指定研修機関の指定等に係る審査の状況			
指定申請に係る審査	19	13	20
特定行為区分の変更申請に係る審査	27	24	15
指定研修機関の変更届出に係る審査	165	143	137
年次報告に係る審査件数	84	63	43
特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理の状況			
報告書の受理	99	78	50
指定研修機関の現地調査の状況			
指定研修機関申請者	1	0	0
指定研修機関	1	2	2



## 9. 臨床研究に対する信頼の確保について

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
特定臨床研究の実施計画の受理	185	163	182
特定臨床研究実施計画事項変更届の受理	1,630	1,125	1,152
定期報告の受理	532	446	456
臨床研究審査委員会の認定	8	11	11

(注) 「特定臨床研究実施計画事項変更届の受理」「定期報告の受理」は、令和2年度から集計しています。

## 10. 災害発生時における医療提供体制の確保について

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
災害拠点病院等の調査(視察)件数	15	3	0

(注) 令和2年4月1日付医療法改正に伴う業務

## 11. 医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定に関する業務について

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
医師少数区域経験医師の認定申請件数	113	33	7

(注) 令和2年4月1日付医療法改正に伴う業務

## 12. 地域医療構想に係る医療機関の再編計画の認定等に関する業務について

(単位：件)

	令和4年度
医療機関の再編計画の認定申請件数	0
租税特別措置法適用証明の申請件数	0

(注) 令和4年10月1日からの新規業務

**(薬事監視指導課関係)****1. 医薬品等の製造業の許可について**

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
医薬品・再生医療等製品製造業の許可等件数 (変更・廃止届等を含む。)	120	130	127

**2. 輸入確認証発給業務について**

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
発給件数	100,337	94,823	87,614
電話照会件数(メール照会を含む。)(注)	約 3,600/月	約 2,200/月	約 2,100/月

(注) 令和4年度事業年報から、令和3年度分、令和2年度分を含めて、電話照会件数にメール照会を含めて計上している。このため、令和3年度以前の事業年報の計数と一致しない。

## (食品衛生課関係)

### 1. 総合衛生管理製造過程の承認に関する立入検査件数（HACCPの普及促進に係る業務）

(単位：件)

実績	令和4年度	令和3年度	令和2年度
新規承認に関する立入検査	—	—	1
変更承認に関する立入検査	0	0	1
更新承認に関する立入検査	—	—	0
その他の立入検査	3	3	13
計	3	3	15

### 2. 食中毒速報等収集件数

(単位：件)

実績	令和4年度	令和3年度	令和2年度
食中毒速報等収集	70	54	59

### 3. 登録検査機関への立入検査件数

(単位：件)

実績	令和4年度	令和3年度	令和2年度
新規登録に関する立入検査	0	0	2
変更事項に関する立入検査	0	0	0
登録の更新に関する立入検査	2	2	3
定期立入検査	38	39	35
臨時立入検査	2	1	1
計	42	42	41

### 4. 輸出食肉認定施設への査察等件数

(単位：回)

実績	令和4年度	令和3年度	令和2年度
群馬県 G-1 (株)群馬県食肉卸売市場	13	11	9
栃木県 TOC-1 とちぎ食肉センター	13	12	9
越谷市 KOC-1 越谷食肉センター IHミートパッカー(株) 東京ミートセンター	2	3	1
埼玉県 SA-4 県北食肉センター協業組合	1	1	1

### 5. 輸出食肉製品取扱施設への査察等件数

(単位：件)

実績	令和4年度	令和3年度	令和2年度
新規認定に関する査察	1	0	0
定期的な査察	1	0	0
計	2	0	0

## 6. 輸出水産食品施設の認定、査察等及び衛生証明書発行件数

## ○施設の新規認定

(単位：件)

実績	令和4年度	令和3年度	令和2年度
EU等向け輸出水産食品施設	0	0	2
米国向け輸出水産食品施設	0	0	0
ブラジル向け輸出水産食品施設	1	0	0
韓国向け輸出水産食品施設	1	0	0
中国向け輸出水産食品施設	0	0	0
インド向け輸出水産食品施設	—	—	3

## ○認定施設の査察等

(単位：件)

実績	令和4年度	令和3年度	令和2年度
EU等向け輸出水産食品認定施設	12	12	5
米国向け輸出水産食品認定施設	7	4	2
ブラジル向け輸出水産食品認定施設	6	10	10
韓国向け輸出水産食品認定施設	0	0	0
中国向け輸出水産食品認定施設	10	29	0

## ○衛生証明書の発行

(単位：件)

実績	令和4年度	令和3年度	令和2年度
ブラジル向け衛生証明書発行	0	0	0
韓国向け衛生証明書発行	112	164	127
中国向け衛生証明書発行	27	11	20
台湾向け衛生証明書発行	0	0	2
インド向け衛生証明書発行	—	—	0
メキシコ向け衛生証明書発行	—	—	0
ベトナム向け衛生証明書発行	51	52	63

## 7. 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止に関する相談等件数 (単位：件)

実績	令和4年度	令和3年度	令和2年度
自治体からの相談及び指導	0	0	3
事業者からの相談及び指導	0	0	0

## (地域包括ケア推進課関係)

### 1. 補助金等の交付の状況

	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
地域支援事業交付金	434 件	53,614,318,020 円	434 件	55,128,850,184 円	434 件	55,181,306,222 円
地域医療介護総合確保基金(介護分)	10 件	40,255,320,000 円	10 件	20,719,318,000 円	—	—

## (保険課関係)

### 1. 健康保険組合等の状況

#### (1) 健康保険組合数

(単位：組合)

年度	組合数	対前年度 増減	増減の内訳					
			増加			減少		
			新設	分割	転入	解散	合併	転出
令和4年度	788	△5	1	0	0	2	4	0
令和3年度	793	1	3	3	0	1	4	0
令和2年度	792	△1	4	1	0	4	2	0

#### (2) 所在地別の健康保険組合数（令和4年度）

(単位：組合)

所在地	組合数	設立形態別		
		単一	連合	総合
茨城県	7	5	0	2
栃木県	9	7	0	2
群馬県	10	7	0	3
埼玉県	32	24	1	7
千葉県	36	27	1	8
東京都	584	489	7	88
神奈川県	74	56	0	18
新潟県	13	12	0	1
山梨県	4	2	1	1
長野県	19	13	0	6
合計	788	642	10	136

#### (3) 全国健康保険協会支部数

(単位：支部)

所在地	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	合計
支部数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10



## 2. 業務処理状況

## (1) 認可申請等の処理状況

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
1. 規約改正等認可	2,380	2,584	2,275
規約変更(事業所編入)	1,121	1,188	1,118
規約変更(事業所脱退)	206	174	157
規約変更(事業所関係以外)	304	476	318
重要財産処分	22	44	29
保険料率変更	89	104	87
滞納処分	638	598	566
2. 届出の受理・確認	7,694	8,400	7,756
規約変更(事業所削除)	717	790	676
規約変更(事業所名称・所在地変更等)	920	1,146	1,578
追加更生予算	272	288	360
理事長就退任	445	524	332
予算書・決算書	3,943	3,947	3,911
保険料率変更	366	363	356
その他(規程変更等)	1,031	1,342	543
3. 大臣への提出(月報等)	10,299	10,328	10,278
4. 証明事務(公法人証明・印鑑証明等)	2,717	3,074	2,858
合計	23,090	24,386	23,167

## (2) 実地指導監査等の実施状況

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
1. 健康保険組合	139	119	66
総合監査	84	79	45
経理監査	55	38	12
改善状況確認監査	—	2	9
2. 全国健康保険協会支部	3	4	3
合計	142	123	69

## (3) 事務講習会等への職員派遣状況

(単位：回)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
事務講習会	8	6	5
予算編成事務講習会	1	1	—
予算編成事務相談会	—	—	—
合計	9	7	5

(注) 令和2年度の予算編成事務講習会及び令和2年度、3年度及び4年度の相談会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に職員派遣の実績はありませんでした。

## (企業年金課関係)

### 1. 確定拠出年金の状況

年度	承認数 (新規)	承認後の増減			現存 規約数
		増加	減少		
		転入等	終了等	転出	
令和4年度	156	3	32	2	3,935
令和3年度	173	6	40	3	3,808
令和2年度	134	8	36	3	3,672

### 2. 確定給付企業年金の状況

#### (1) 確定給付企業年金(規約型)

年度	承認数 (新規)	承認後の増減			現存 規約数
		増加	減少		
		転入等	終了等	転出	
令和4年度	39	2	103	3	4,821
令和3年度	37	10	116	5	4,886
令和2年度	37	9	151	6	4,960

#### (2) 確定給付企業年金(基金型)

年度	認可数		認可後の増減			現存 基金数	
	厚生年金基金 から移行	新規	増加	減少			
			転入等	解散等	転出		
令和4年度	1	0	1	0	4	1	390
令和3年度	0	0	0	0	8	0	394
令和2年度	3	2	1	0	7	0	402

#### (3) 確定給付企業年金(合計)

年度	現存規約・基金数
令和4年度	5,211
令和3年度	5,280
令和2年度	5,362

### 3. 厚生年金基金の状況

年度	基金数	対前年度 増減	増減の内訳								
			増加			減少					
			新設	分割	転入	合併	解散	確定給付企業年金へ		転出	
						規約型	基金型				
令和4年度	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	5	△2	0	0	0	0	0	0	2	0	2

**(管理課関係)****1. 医療保険業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明件数****(1) オープン病院事業法人（いわゆるオープン病院事業を行う医師会・歯科医師会）** (単位：件)

区分(年度)	令和4年度	令和3年度	令和2年度
証明件数	52	53	55

**(2) 福祉病院事業法人（無料低額な診療を行う病院事業を行う法人）** (単位：件)

区分(年度)	令和4年度	令和3年度	令和2年度
証明件数	6	6	7

**2. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数** (単位：件)

区分(年度)	令和4年度	令和3年度	令和2年度
証明件数	86	89	93

**3. 社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の監査件数** (単位：件)

区分(年度)	令和4年度	令和3年度	令和2年度
監査実施支部数	1	3	3

**4. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督件数** (単位：件)

区分(年度)	令和4年度	令和3年度	令和2年度
助言	15	15	15
指導監督	5	5	5

**5. 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督件数** (単位：件)

区分(年度)	令和4年度	令和3年度	令和2年度
助言	20	20	20
指導監督	5	5	5

## (医療課関係)

## 1. 特定機能病院等一覧

## (1) 特定機能病院

令和5年3月31日現在

	都道府県名	施設名	開設者	所在地
1	茨城県	筑波大学附属病院	国立大学法人	茨城県つくば市天久保2-1-1
2	栃木県	自治医科大学附属病院	学校法人	栃木県下野市薬師寺3311-1
3	栃木県	獨協医科大学病院	学校法人	栃木県下都賀郡壬生町北小林880
4	群馬県	群馬大学医学部附属病院	国立大学法人	群馬県前橋市昭和町3-39-15
5	埼玉県	埼玉医科大学病院	学校法人	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38
6	埼玉県	防衛医科大学学校病院	防衛省	埼玉県所沢市並木3-2
7	千葉県	千葉大学医学部附属病院	国立大学法人	千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1
8	千葉県	国立がん研究センター東病院	国立研究開発法人	千葉県柏市柏の葉6-5-1
9	東京都	国立がん研究センター中央病院	国立研究開発法人	東京都中央区築地5-1-1
10	東京都	順天堂大学医学部附属順天堂医院	学校法人	東京都文京区本郷3-1-3
11	東京都	日本医科大学付属病院	学校法人	東京都文京区千駄木1-1-5
12	東京都	日本大学医学部附属板橋病院	学校法人	東京都板橋区大谷口上町30-1
13	東京都	東邦大学医療センター大森病院	学校法人	東京都大田区大森西6-11-1
14	東京都	東京慈恵会医科大学附属病院	学校法人	東京都港区西新橋3-19-18
15	東京都	慶應義塾大学病院	学校法人	東京都新宿区信濃町35
16	東京都	昭和大学病院	学校法人	東京都品川区旗の台1-5-8
17	東京都	杏林大学医学部付属病院	学校法人	東京都三鷹市新川6-20-2
18	東京都	帝京大学医学部附属病院	学校法人	東京都板橋区加賀2-11-1
19	東京都	東京医科歯科大学病院	国立大学法人	東京都文京区湯島1-5-45
20	東京都	東京大学医学部附属病院	国立大学法人	東京都文京区本郷7-3-1
21	東京都	東京医科大学病院	学校法人	東京都新宿区西新宿6-7-1
22	東京都	がん研究会有明病院	公益財団法人	東京都江東区有明3-8-31
23	東京都	国立国際医療研究センター病院	国立研究開発法人	東京都新宿区戸山1-21-1
24	東京都	聖路加国際病院	学校法人	東京都中央区明石町9-1
25	神奈川県	北里大学病院	学校法人	神奈川県相模原市南区北里1-15-1
26	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	学校法人	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1
27	神奈川県	東海大学医学部付属病院	学校法人	神奈川県伊勢原市下糟谷143
28	神奈川県	横浜市立大学附属病院	公立大学法人	神奈川県横浜市金沢区福浦3-9
29	新潟県	新潟大学歯学総合病院	国立大学法人	新潟県新潟市中央区旭町通一番町754
30	山梨県	山梨大学医学部附属病院	国立大学法人	山梨県中央市下河東1110
31	長野県	信州大学医学部附属病院	国立大学法人	長野県松本市旭3-1-1
	合計	31施設		

## (2) 臨床研究中核病院

令和5年3月31日現在

	都道府県名	施設名	開設者	所在地
1	千葉県	千葉大学医学部附属病院	国立大学法人	千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1
2	千葉県	国立がん研究センター東病院	国立研究開発法人	千葉県柏市柏の葉6-5-1
3	東京都	国立がん研究センター中央病院	国立研究開発法人	東京都中央区築地5-1-1
4	東京都	順天堂大学医学部附属順天堂医院	学校法人	東京都文京区本郷3-1-3
5	東京都	慶應義塾大学病院	学校法人	東京都新宿区信濃町35
6	東京都	東京大学医学部附属病院	国立大学法人	東京都文京区本郷7-3-1
	合計	6施設		

(3) 立入検査状況

・特定機能病院に対する立入検査実施状況

(単位：件)

	計 画	実 績	実施率
令和4年度	31	22	71%
令和3年度	31	9	29%
令和2年度	31	8	26%

・臨床研究中核病院に対する立入検査実施状況

(単位：件)

	計 画	実 績	実施率
令和4年度	6	3	50%
令和3年度	6	1	17%
令和2年度	6	3	50%

2. 保険医療機関等の指導・監査状況

(1) 令和3年度分

(単位：件)

都道府県名	対象機関	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導	監査
茨城県	医 科	41	1,789	94	7	1
	歯 科	22	1,572	111	10	0
	薬 局	42	1,527	96	12	1
栃木県	医 科	17	1,540	87	6	0
	歯 科	11	1,162	75	4	0
	薬 局	38	1,085	68	1	0
群馬県	医 科	26	1,663	90	6	0
	歯 科	17	1,072	74	11	0
	薬 局	44	1,096	67	8	0
埼玉県	医 科	121	4,585	301	24	0
	歯 科	65	3,909	276	52	1
	薬 局	120	3,470	211	31	0
千葉県	医 科	66	4,182	229	14	3
	歯 科	80	3,680	251	12	2
	薬 局	30	2,936	188	3	0
東京都	医 科	119	14,978	807	30	7
	歯 科	45	12,049	798	32	3
	薬 局	159	7,861	500	20	2

神奈川県	医 科	113	7,354	445	27	3
	歯 科	144	5,493	381	27	2
	薬 局	157	4,583	294	47	0
新潟県	医 科	20	1,529	86	2	0
	歯 科	17	1,338	92	8	2
	薬 局	41	1,314	86	11	2
山梨県	医 科	16	712	41	1	0
	歯 科	8	502	34	4	0
	薬 局	17	538	35	17	0
長野県	医 科	26	1,637	97	4	0
	歯 科	5	1,137	80	7	0
	薬 局	24	1,146	73	8	0
合 計	医 科	565	39,969	2,277	121	14
	歯 科	414	31,914	2,172	167	10
	薬 局	672	25,556	1,618	158	5

## (2) 令和2年度分

(単位：件)

都道府県名	対象機関	新規個別指導	集団指導	集団の個別指導	個別指導	監査
茨城県	医 科	11	154	0	22	0
	歯 科	14	131	0	21	0
	薬 局	24	174	0	17	1
栃木県	医 科	22	98	0	18	0
	歯 科	16	83	0	30	0
	薬 局	35	127	0	17	0
群馬県	医 科	36	148	0	22	0
	歯 科	26	193	0	23	0
	薬 局	51	290	0	12	0
埼玉県	医 科	44	453	0	17	0
	歯 科	11	359	0	21	2
	薬 局	30	431	0	18	0
千葉県	医 科	42	370	0	27	1
	歯 科	29	312	0	16	2
	薬 局	30	307	0	18	0
東京都	医 科	79	1,628	0	39	4
	歯 科	93	1,249	0	37	6
	薬 局	91	895	0	27	2
神奈川県	医 科	87	892	0	16	1

	歯科	62	586	0	20	3
	薬局	54	673	0	52	0
新潟県	医科	17	125	0	17	0
	歯科	20	112	0	23	1
	薬局	35	187	0	28	2
山梨県	医科	10	71	0	2	0
	歯科	6	39	0	6	0
	薬局	12	53	0	6	0
長野県	医科	21	167	0	20	0
	歯科	16	173	0	22	0
	薬局	24	131	0	21	0
合計	医科	369	4,106	0	200	6
	歯科	293	3,237	0	219	14
	薬局	386	3,268	0	216	5

## (3) 令和元年度分

(単位：件)

都道府県名	対象機関	新規個別指導	集団指導	集団の個別指導	個別指導	監査
茨城県	医科	32	449	68	46	0
	歯科	37	126	64	35	0
	薬局	48	179	93	46	1
栃木県	医科	27	106	49	38	0
	歯科	24	66	54	31	0
	薬局	25	133	63	30	0
群馬県	医科	21	142	62	42	0
	歯科	17	14	70	37	0
	薬局	24	48	62	34	0
埼玉県	医科	79	242	173	53	1
	歯科	70	303	252	73	2
	薬局	106	285	205	74	0
千葉県	医科	109	367	159	61	1
	歯科	67	260	227	47	1
	薬局	86	317	162	77	0
東京都	医科	495	1,127	578	137	4
	歯科	310	859	750	88	6
	薬局	309	727	405	118	1
神奈川県	医科	206	535	324	68	1
	歯科	154	436	307	35	5



	薬 局	167	419	260	146	0
新潟県	医 科	13	135	35	39	0
	歯 科	27	107	94	20	0
	薬 局	32	266	71	40	2
山梨県	医 科	12	60	22	12	0
	歯 科	5	38	33	16	0
	薬 局	8	80	33	17	0
長野県	医 科	20	172	56	32	0
	歯 科	11	73	61	37	0
	薬 局	28	145	47	32	0
合 計	医 科	1,014	3,335	1,526	528	7
	歯 科	722	2,282	1,912	419	14
	薬 局	833	2,599	1,401	614	4

## 3. 指定訪問看護事業者の指導・監査状況

## (1) 令和3年度分

(単位：件)

都道府県名	集団指導	個別指導	監査
茨城県	32	0	0
栃木県	23	0	0
群馬県	29	1	0
埼玉県	91	0	0
千葉県	72	0	0
東京都	498	0	0
神奈川県	106	4	0
新潟県	14	0	0
山梨県	10	0	0
長野県	230	0	0
合 計	1,105	5	0

## (2) 令和2年度分

(単位：件)

都道府県名	集団指導	個別指導	監査
茨城県	19	0	0
栃木県	20	0	0
群馬県	23	0	0
埼玉県	511	0	0
千葉県	53	0	0
東京都	1312	0	0
神奈川県	780	3	0
新潟県	11	0	0
山梨県	10	0	0
長野県	17	0	0
合 計	2,756	3	0

## (3) 令和元年度分

(単位：件)

都道府県名	集団指導	個別指導	監査
茨城県	15	0	0
栃木県	10	0	0
群馬県	19	0	0
埼玉県	402	0	0
千葉県	39	0	0
東京都	152	0	0
神奈川県	94	3	0
新潟県	146	0	0
山梨県	0	0	0
長野県	12	0	0
合計	889	3	0

## 4. 保険医療機関等の指定状況

## (1) 令和4年度分

(単位：件)

都道府県名	医 科		歯 科		薬 局	
	指 定	廃止等(※1)	指 定	廃止等(※1)	指 定	廃止等(※1)
茨城県	366	358	337	352	256	249
栃木県	320	322	257	252	217	194
群馬県	319	321	254	264	205	190
埼玉県	1,046	1,023	879	890	627	582
千葉県	894	868	832	830	572	517
東京都	3,028	2,811	2,575	2,523	1,559	1,490
神奈川県	1,482	1,428	1,185	1,225	878	808
新潟県	383	389	315	333	229	235
山梨県	149	156	124	126	99	100
長野県	330	349	264	272	194	186
合計	8,317	8,025	7,022	7,067	4,836	4,551

## (2) 令和3年度分(※2)

(単位：件)

都道府県名	医 科		歯 科		薬 局	
	指 定	廃止等(※1)	指 定	廃止等(※1)	指 定	廃止等(※1)
茨城県	221	229	179	184	248	213
栃木県	187	185	126	131	140	135
群馬県	237	254	126	129	179	142
埼玉県	590	560	540	535	570	446
千葉県	603	567	483	475	423	341
東京都	2,014	2,020	1,631	1,621	1,225	1,107
神奈川県	1,112	1,020	774	751	712	605
新潟県	155	170	150	159	159	141
山梨県	87	80	67	67	76	72
長野県	216	211	154	165	161	153
合計	5,422	5,296	4,230	4,217	3,893	3,355

## (3) 令和2年度分(※2)

(単位:件)

都道府県名	医 科		歯 科		薬 局	
	指 定	廃止等(※1)	指 定	廃止等(※1)	指 定	廃止等(※1)
茨城県	183	178	140	144	208	193
栃木県	127	121	86	95	153	131
群馬県	169	171	101	92	160	136
埼玉県	559	509	398	384	547	492
千葉県	494	458	350	350	407	366
東京都	2,014	1,782	1,359	1,249	1,115	1,040
神奈川県	938	874	557	533	633	593
新潟県	148	151	121	128	172	151
山梨県	78	77	44	45	61	49
長野県	176	176	88	93	126	111
合 計	4,886	4,497	3,244	3,113	3,582	3,262

※1 廃止等は廃止、辞退、取消、指定の失効の合計件数です。

※2 令和3年度分及び令和2年度分の計数は、各年度の事業年報作成時点に集計したものです。集計後に遡及した届出等があるため、異なる集計時点の計数と一致しない場合があります。

## 5. 指定訪問看護事業者の指定状況

## (1) 令和4年度分

(単位:件)

都道府県名	指 定	廃止等(※1)
茨城県	40	4
栃木県	29	2
群馬県	33	7
埼玉県	109	17
千葉県	85	17
東京都	167	56
神奈川県	100	40
新潟県	19	6
山梨県	9	1
長野県	24	6
合 計	615	156

## (2) 令和3年度分(※2)

(単位:件)

都道府県名	指 定	廃止等(※1)
茨城県	28	3
栃木県	21	3
群馬県	30	14
埼玉県	86	11
千葉県	94	23
東京都	190	42
神奈川県	100	25
新潟県	14	7
山梨県	10	2
長野県	21	4
合 計	594	134

## (3) 令和2年度分(※2)

(単位:件)

都道府県名	指 定	廃止等(※1)
茨城県	24	3
栃木県	19	3
群馬県	32	5
埼玉県	89	14
千葉県	64	14
東京都	161	49
神奈川県	104	31
新潟県	17	3
山梨県	7	1
長野県	10	5
合 計	527	128

※1 廃止等は廃止、辞退、取消の合計件数です。

※2 令和3年度分及び令和2年度分の計数は、各年度の事業年報作成時点に集計したものです。集計後に遡及した届出等があるため、異なる集計時点の計数と一致しない場合があります。

## 6. 保険医等の登録状況

## (1) 令和4年度分

(単位:人)

都道府県名	保険医等	新規登録	抹消等(※)	異 動	
				転 入	転 出
茨城県	医 師	197	8	73	67
	歯科医師	4	19	8	8
	薬 剤 師	161	3	51	62
栃木県	医 師	164	20	103	101
	歯科医師	5	6	8	4
	薬 剤 師	126	1	44	33
群馬県	医 師	114	20	28	27
	歯科医師	7	20	9	3
	薬 剤 師	116	4	41	28
埼玉県	医 師	415	23	269	271
	歯科医師	86	12	26	21
	薬 剤 師	560	6	115	102
千葉県	医 師	436	13	297	268
	歯科医師	121	16	25	35
	薬 剤 師	512	7	111	122
東京都	医 師	1,240	68	1,040	857
	歯科医師	415	53	117	152
	薬 剤 師	1,170	16	297	269
神奈川	医 師	659	50	419	325
	歯科医師	180	34	41	48
	薬 剤 師	816	9	173	190
新潟県	医 師	125	31	87	79

	歯科医師	54	19	11	35
	薬剤師	93	5	32	39
山梨県	医師	56	9	24	28
	歯科医師	6	3	0	0
	薬剤師	41	3	14	12
長野県	医師	136	35	93	92
	歯科医師	50	15	9	33
	薬剤師	88	7	51	46
合計	医師	3,542	277	2,433	2,115
	歯科医師	928	197	254	339
	薬剤師	3,683	61	929	903

※ 抹消等は抹消、死亡、取消の合計件数です。

## (2) 令和3年度分(※1)

(単位:人)

都道府県名	保険医等	新規登録	抹消等(※2)	異動	
				転入	転出
茨城県	医師	186	16	55	59
	歯科医師	4	9	8	9
	薬剤師	179	3	35	55
栃木県	医師	165	18	98	84
	歯科医師	9	15	5	4
	薬剤師	102	0	31	53
群馬県	医師	115	26	42	30
	歯科医師	8	9	12	2
	薬剤師	128	2	26	35
埼玉県	医師	405	28	264	249
	歯科医師	84	16	32	32
	薬剤師	474	8	114	114
千葉県	医師	441	21	262	272
	歯科医師	137	10	32	34
	薬剤師	469	3	119	106
東京都	医師	1,227	66	830	867
	歯科医師	438	44	134	135
	薬剤師	1,145	10	256	301
神奈川県	医師	665	31	398	349
	歯科医師	169	17	48	66
	薬剤師	823	9	156	172
新潟県	医師	103	37	81	79
	歯科医師	81	12	16	30
	薬剤師	93	1	48	33
山梨県	医師	52	2	27	22

	歯科医師	4	3	2	1
	薬剤師	39	2	17	18
長野県	医師	119	28	60	73
	歯科医師	48	15	17	30
	薬剤師	98	2	55	47
合計	医師	3,478	273	2,117	2,084
	歯科医師	982	150	306	343
	薬剤師	3,550	40	857	934

※1 上記の計数は、令和3年度事業年報作成時点に集計したものです。集計後に遡及した届出等があるため、異なる集計時点の計数と一致しない場合があります。

※2 抹消等は抹消、死亡、取消の合計件数です。

### (3) 令和2年度分(※1)

(単位:人)

都道府県名	保険医等	新規登録	抹消等(※2)	異動	
				転入	転出
茨城県	医師	168	28	195	192
	歯科医師	34	8	29	51
	薬剤師	87	2	98	80
栃木県	医師	170	17	323	361
	歯科医師	10	14	39	30
	薬剤師	132	5	144	130
群馬県	医師	98	23	153	153
	歯科医師	5	5	50	22
	薬剤師	103	7	114	94
埼玉県	医師	426	30	1,183	1,066
	歯科医師	96	10	215	165
	薬剤師	521	8	444	448
千葉県	医師	424	25	1,275	1,156
	歯科医師	156	156	156	237
	薬剤師	430	5	364	398
東京都	医師	1,308	68	3,213	3,230
	歯科医師	465	29	465	503
	薬剤師	1,251	16	883	1,097
神奈川県	医師	680	43	1,455	1,341
	歯科医師	157	21	219	201
	薬剤師	742	8	522	534
新潟県	医師	98	28	119	127
	歯科医師	71	12	26	73
	薬剤師	95	5	73	66
山梨県	医師	52	3	118	83
	歯科医師	4	3	12	9

	薬剤師	50	2	39	27
長野県	医師	168	28	195	192
	歯科医師	34	8	29	51
	薬剤師	87	2	98	80
合計	医師	3,592	293	8,229	7,901
	歯科医師	1,032	266	1,240	1,342
	薬剤師	3,498	60	2,779	2,954

※1 上記の計数は、令和2年度事業年報作成時点に集計したものです。集計後に遡及した届出等があるため、異なる集計時点の計数と一致しない場合があります。

※2 抹消等は抹消、死亡、取消の合計件数です。



## (麻薬取締部関係)

### 1. 麻薬・覚せい剤事犯の推移 (関東信越厚生局麻薬取締部)

#### (1) 法令別検挙人員

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
麻薬及び向精神薬取締法	29人	37人	14人
あへん法	0人	0人	3人
大麻取締法	89人	73人	54人
覚醒剤取締法	53人	39人	60人
麻薬特例法	42人	46人	22人
医薬品医療機器等法 (旧薬事法)	4人	0人	1人
合 計	217人	195人	154人

(注) 令和2年度までの事業年報は暦年(1月～12月)で集計をしていましたが、令和3年度からは年度単位(4月～3月)で集計をしています。

#### (2) 主な薬物の押収量

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
ヘロイン	0g	0g	0g
コカイン	3.6g	523.3g	7.2g
あへん	0g	0g	0.026g
乾燥大麻 (大麻たばこを含む)	324.2kg	9.0kg	3.1kg
大麻樹脂	4.5g	2.1kg	16.8kg
覚醒剤 覚醒剤(錠剤)	181.1kg 1.2kg	455.6kg	579.5kg
覚醒剤水溶液	16.7kg	24,000kg	0g
MDMA等錠剤型合成麻薬	27.2kg	12.5kg	20錠 2.6kg
大麻草	0株	876株	590株
指定薬物	植物片 0g 液体 47.8g 粉末 0g	0g	植物片 0g 液体 2.5g 粉末 0.7g

(注) 令和2年度までの事業年報は暦年(1月～12月)で集計をしていましたが、令和3年度からは年度単位(4月～3月)で集計をしています。

## (社会保険審査事務室関係)

### 〈令和4年度〉

#### 1. 令和4年度 審査請求取扱状況（関東信越厚生局）

(単位：件)

		健康保険	船員保険	厚生年金保険	国民年金	合計
受付件数	前年度からの繰越	78	0	179	174	431
	当年度受付	484	0	729	677	1,890
	計	562	0	908	851	2,321
取下件数	年度累計	45	0	66	64	175
移送件数	年度累計	5	0	2	5	12
決定件数	却下	20	0	46	44	110
	容認	162	0	28	25	215
	棄却	222	0	484	506	1,212
	計	404	0	558	575	1,537
未処理件数	(60日以内再掲)	67	0	108	93	268
	計	108	0	282	207	597
相談件数	計	308	0	150	282	740

(注) 受付後の制度の訂正(例：国民年金→厚生年金保険)により、「前年度からの繰越」欄の内訳は、前年度分の「未処理件数」欄の内訳と一致しない場合があります。

## 2. 令和4年度 審査請求決定状況

## (1) 令和4年度 健康保険再掲

(単位：件)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)	3	1	8	12
標準報酬 (種別変更を含む)	0	3	2	5
標準報酬 (離婚分割)	0	0	0	0
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)	4	2	3	9
療養費	3	77	70	150
移送費	0	0	0	0
傷病手当金	8	79	137	224
出産給付	1	0	2	3
老齢給付	0	0	0	0
障害給付	0	0	0	0
遺族給付	0	0	0	0
保険料の賦課徴収等	0	0	0	0
未支給保険給付	0	0	0	0
時効特例	0	0	0	0
遅延加算金	0	0	0	0
その他	1	0	0	1
計	20	162	222	404

(注) 1 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。

2 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。

3 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

## (2) 令和4年度 船員保険再掲

(単位：件)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)	0	0	0	0
標準報酬 (種別変更を含む)	0	0	0	0
標準報酬 (離婚分割)	0	0	0	0
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0
傷病手当金	0	0	0	0
出産給付	0	0	0	0
老齢給付	0	0	0	0
障害給付	0	0	0	0
遺族給付	0	0	0	0
保険料の賦課徴収等	0	0	0	0
未支給保険給付	0	0	0	0
時効特例	0	0	0	0
遅延加算金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(注) 1 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。

2 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。

3 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

## (3) 令和4年度 厚生年金保険再掲

(単位：件)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)	3	2	7	12
標準報酬 (種別変更を含む)	2	3	15	20
標準報酬 (離婚分割)	2	0	15	17
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0
傷病手当金	0	0	0	0
出産給付	0	0	0	0
老齢給付	16	2	29	47
障害給付	19	16	380	415
遺族給付	0	4	23	27
保険料の賦課徴収等	0	0	0	0
未支給保険給付	1	1	12	14
時効特例	0	0	0	0
遅延加算金	0	0	0	0
その他	3	0	3	6
計	46	28	484	558

(注) 1 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。

2 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。

3 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

## (4) 令和4年度 国民年金再掲

(単位：件)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)	0	0	1	1
標準報酬 (種別変更を含む)	0	0	0	0
標準報酬 (離婚分割)	0	0	0	0
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0
傷病手当金	0	0	0	0
出産給付	0	0	0	0
老齢給付	1	1	5	7
障害給付	28	21	394	443
遺族給付	0	0	3	3
保険料の賦課徴収等	10	2	72	84
未支給保険給付	3	0	3	6
時効特例	0	0	0	0
遅延加算金	0	0	0	0
その他	2	1	28	31
計	44	25	506	575

(注) 1 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。

2 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。

3 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

## 〈令和3年度〉

## 3. 令和3年度 審査請求取扱状況（関東信越厚生局）

（単位：件）

		健康保険	船員保険	厚生年金保険	国民年金	合計
受付件数	前年度からの繰越	91	0	337	296	724
	当年度受付	496	1	547	689	1,733
	計	587	1	884	985	2,457
取下件数	年度累計	54	1	93	82	230
移送件数	年度累計	8	0	3	1	12
決定件数	却下	27	0	37	36	100
	容認	64	0	13	3	80
	棄却	356	0	559	689	1,604
	計	447	0	609	728	1,784
未処理件数	(60日以内再掲)	48	0	89	86	223
	計	78	0	179	174	431
相談件数	計	371	0	67	155	593

（注）受付後の制度の訂正（例：国民年金→厚生年金保険）により、「前年度からの繰越」欄の内訳は、前年度分の「未処理件数」欄の内訳と一致しない場合があります。



## 4. 令和3年度 審査請求決定状況

## (1) 令和3年度 健康保険再掲

(単位：件)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)	0	0	8	8
標準報酬 (種別変更を含む)	0	0	1	1
標準報酬 (離婚分割)	0	0	0	0
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)	1	1	6	8
療養費	10	37	151	198
移送費	0	0	3	3
傷病手当金	13	26	183	222
出産給付	0	0	2	2
老齢給付	0	0	0	0
障害給付	0	0	0	0
遺族給付	0	0	0	0
保険料の賦課徴収等	0	0	0	0
未支給保険給付	0	0	0	0
時効特例	0	0	0	0
遅延加算金	0	0	0	0
その他	3	0	2	5
計	27	64	356	447

(注) 1 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。

2 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。

3 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

## (2) 令和3年度 船員保険再掲

(単位：件)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)	0	0	0	0
標準報酬 (種別変更を含む)	0	0	0	0
標準報酬 (離婚分割)	0	0	0	0
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0
傷病手当金	0	0	0	0
出産給付	0	0	0	0
老齢給付	0	0	0	0
障害給付	0	0	0	0
遺族給付	0	0	0	0
保険料の賦課徴収等	0	0	0	0
未支給保険給付	0	0	0	0
時効特例	0	0	0	0
遅延加算金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(注) 1 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。

2 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。

3 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

## (3) 令和3年度 厚生年金保険再掲

(単位：件)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)	0	0	13	13
標準報酬 (種別変更を含む)	1	2	11	14
標準報酬 (離婚分割)	1	0	10	11
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0
傷病手当金	0	0	0	0
出産給付	0	0	0	0
老齢給付	7	0	52	59
障害給付	22	9	421	452
遺族給付	1	1	30	32
保険料の賦課徴収等	0	0	0	0
未支給保険給付	3	1	18	22
時効特例	1	0	0	1
遅延加算金	0	0	0	0
その他	1	0	4	5
計	37	13	559	609

(注) 1 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。

2 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。

3 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

## (4) 令和3年度 国民年金再掲

(単位：件)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)	0	0	1	1
標準報酬 (種別変更を含む)	0	0	0	0
標準報酬 (離婚分割)	0	0	0	0
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0
傷病手当金	0	0	0	0
出産給付	0	0	0	0
老齢給付	2	1	18	21
障害給付	21	1	504	526
遺族給付	1	0	5	6
保険料の賦課徴収等	10	1	150	161
未支給保険給付	1	0	2	3
時効特例	0	0	0	0
遅延加算金	0	0	0	0
その他	1	0	9	10
計	36	3	689	728

(注) 1 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。

2 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。

3 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

## 〈令和2年度〉

## 5. 令和2年度 審査請求取扱状況（関東信越厚生局）

（単位：件）

		健康保険	船員保険	厚生年金保険	国民年金	合計
受付件数	前年度からの繰越	170	5	540	475	1,190
	当年度受付	426	1	721	800	1,948
	計	596	6	1,261	1,275	3,138
取下件数	年度累計	62	0	94	98	254
移送件数	年度累計	6	0	6	1	13
決定件数	却下	26	1	43	50	120
	容認	41	0	16	9	66
	棄却	370	5	764	822	1,961
	計	437	6	823	881	2,147
未処理件数	（60日以内再掲）	51	0	132	132	315
	計	91	0	338	295	724
相談件数	計	345	1	129	204	679

（注） 受付後の制度の訂正（例：国民年金→厚生年金保険）により、「前年度からの繰越」欄の内訳は、前年度分の「未処理件数」欄の内訳と一致しない場合があります。

## 6. 令和2年度 審査請求決定状況

## (1) 令和2年度 健康保険再掲

(単位：件)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)	0	1	7	8
標準報酬 (種別変更を含む)	1	0	0	1
標準報酬 (離婚分割)	0	0	0	0
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)	4	1	8	13
療養費	5	21	140	166
移送費	0	0	0	0
傷病手当金	15	17	213	245
出産給付	1	1	1	3
老齢給付	0	0	0	0
障害給付	0	0	0	0
遺族給付	0	0	0	0
保険料の賦課徴収等	0	0	0	0
未支給保険給付	0	0	0	0
時効特例	0	0	0	0
遅延加算金	0	0	0	0
その他	0	0	1	1
計	26	41	370	437

(注) 1 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。

2 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。

3 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

## (2) 令和2年度 船員保険再掲

(単位：件)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)	0	0	0	0
標準報酬 (種別変更を含む)	0	0	0	0
標準報酬 (離婚分割)	0	0	0	0
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)	1	0	4	5
療養費	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0
傷病手当金	0	0	1	1
出産給付	0	0	0	0
老齢給付	0	0	0	0
障害給付	0	0	0	0
遺族給付	0	0	0	0
保険料の賦課徴収等	0	0	0	0
未支給保険給付	0	0	0	0
時効特例	0	0	0	0
遅延加算金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	1	0	5	6

(注) 1 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。

2 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。

3 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。



## (3) 令和2年度 厚生年金保険再掲

(単位：件)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)	2	1	33	36
標準報酬 (種別変更を含む)	2	1	77	80
標準報酬 (離婚分割)	0	0	39	39
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0
傷病手当金	0	0	0	0
出産給付	0	0	0	0
老齢給付	7	0	47	54
障害給付	25	14	519	558
遺族給付	4	0	33	37
保険料の賦課徴収等	0	0	0	0
未支給保険給付	1	0	14	15
時効特例	0	0	1	1
遅延加算金	0	0	0	0
その他	2	0	1	3
計	43	16	764	823

(注) 1 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。

2 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。

3 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

## (4) 令和2年度 国民年金再掲

(単位：件)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)	0	0	1	1
標準報酬 (種別変更を含む)	0	0	0	0
標準報酬 (離婚分割)	0	0	0	0
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0
傷病手当金	0	0	0	0
出産給付	0	0	0	0
老齢給付	4	1	3	8
障害給付	29	8	637	674
遺族給付	0	0	1	1
保険料の賦課徴収等	14	0	157	171
未支給保険給付	1	0	3	4
時効特例	0	0	1	1
遅延加算金	0	0	0	0
その他	2	0	19	21
計	50	9	822	881

(注) 1 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。

2 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。

3 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

## 第Ⅵ章 新型コロナウイルス感染症 対策への取組

## (新型コロナウイルス感染症対策への取組)

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で確認されて以降、世界的に感染が拡大し、令和2年3月11日にWHO（世界保健機関）が「新型コロナウイルス感染症はパンデミックと言える」と述べるに至りました。

このような中、我が国では、令和2年1月30日に内閣に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置され、同年2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定されました。

厚生労働省では、令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症対策推進本部」を設置し、省全体が一丸となって感染症対策を進めているところです。

関東信越厚生局においても、新型コロナウイルス感染症対策への取組として、成田空港等の検疫業務支援や厚生労働本省新型コロナウイルス感染症対策推進本部業務支援に約803名（令和4年度までの延べ人数）の職員を派遣して参りました。第VI章では、関東信越厚生局における令和元年度から令和4年度までの新型コロナウイルス感染症対策への取組について記載しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の指定感染症としての位置付けが、令和5年5月8日以降、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」にされ、「新型コロナウイルス感染症対策本部」は同日付で廃止されました。

これに伴い、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変更されました。

### 1. 検疫業務支援への職員派遣

#### (1) 武漢からの帰国邦人宿泊施設への職員派遣

武漢からの帰国邦人宿泊施設の宿泊者支援のため、令和2年1月と2月に職員1名を派遣しました。

#### (2) クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」関連への職員派遣

横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の検疫業務支援のため、現地対策本部、神奈川県庁、及び健康リスクが高い乗客の宿泊施設\*に宿泊者支援のため、令和2年2月と3月に職員9名を派遣しました。

※ 新型コロナウイルス感染症とは別の事由で健康リスクが高い高齢者の希望により、下船して検疫を継続するための宿泊施設です。

#### (3) クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」関連への職員派遣

修繕工事のため三菱重工長崎造船所香焼工場に係留中のクルーズ船「コスタ・アトランチカ号」で発生した乗組員の集団感染対応の支援のため、長崎県からの要請を受けて令和2年4月に職員1名を派遣しました。

#### (4) 横浜検疫所への職員派遣

検疫所職員が新型コロナウイルス感染症対策に係る検疫業務への対応により、通常業務が滞留するのを防ぐため、通常の検疫業務支援として、令和2年3月と5月に職員6名を派遣しました。

**(5) 東京検疫所への職員派遣**

帰国者・入国者のPCR検査業務支援のため、令和2年4月に職員1名を派遣しました。

**(6) 成田空港検疫所への職員派遣**

成田空港で帰国者・入国者への質問票の配布、誘導などの検疫業務支援のため、令和2年2月から6月まで延べ301名の職員を派遣しました。

**(7) PCR検査結果待ち施設への職員派遣**

帰国者・入国者のPCR検査結果待ち施設における施設運営支援のため、令和2年7月と8月に職員11名を派遣し、また、新たなPCR検査結果待ち施設の開設準備支援のため、令和2年10月に職員4名を派遣しました。

**(8) 検疫所が確保する宿泊施設への職員派遣**

帰国者・入国者が一定期間待機するための検疫所が確保した宿泊施設における施設運営支援のため、令和3年4月から令和4年3月まで延べ272名の職員を派遣しました。

**2. 新型コロナワクチン職域接種に係る調整業務支援への職員派遣**

新型コロナワクチンの職域接種に係る調整業務支援のため、厚生労働省本省に令和3年9月と10月に職員2名を派遣しました。

**3. 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部支援への職員派遣**

厚生労働省が新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進を図るために設置した、厚生労働省本省の「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部」に、令和2年4月から職員を派遣していました。令和2年度は延べ18名、令和3年度は延べ32名、令和4年度は延べ41名派遣しました。

なお、新型コロナウイルス感染症対策推進本部への職員派遣は、令和5年3月31日をもちまして終了しました。